

大崎上島町
人権問題に関する住民意識調査
報告書

2026年3月

大崎上島町

はじめに

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いを超えて、万人に共通した一人ひとりに与えられたかけがえのない尊いものです。

人はみな誰しもが、幸せに暮らしたいと思っています。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊重することではないでしょうか。

大崎上島町においても、第3次長期総合計画において、人権の尊重は自分らしく生きるまちづくりの前提であるという考えのもと、人権啓発のためのさまざまな施策を実施しています。しかし、今もなお、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、犯罪被害者など、取り組まなければならない課題は多く存在しています。部落問題については、結婚や就職を中心に依然として差別意識が根深く存在し、賤称語などを使用し相手を誹謗中傷する悪質な差別事象が絶えません。

また、急速に変化する社会情勢や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、顕著となったインターネット上の人権侵害や性別役割分業意識、性の多様性に関する問題など、様々な差別や偏見、ジェンダー不平等など人権問題は複雑且つ多様化しています。

本町では10年に一度、町民の皆様の人権に関する意識を把握し、今後の人権施策推進のための基礎資料とすることを目的として「人権問題に関する住民意識調査」を実施しています。この結果を踏まえ、より一層の人権を尊重する意識の高揚が図ることができるよう効果的な教育・啓発活動を推進してまいりたいと考えています。

最後に、本調査にあたり、ご協力いただきました町民の皆様ならびに、集計分析にご尽力いただきました社会理論・動態研究所の皆様にご心からお礼を申し上げます。

2026年3月

大崎上島町長 谷川 正芳

目次

まえがき	1
I 調査と報告書について	1
1 調査について	1
2 報告書について	2
3 回答者について	3
II 人権問題に関する意識	6
1 人権問題への関心	6
2 人権問題に関する知識	10
3 日本の人権状況の認知	13
4 人権問題をめぐる意見	16
a. 人権についての意見	16
b. 共生社会についての意見	19
c. 外国人についての意見と態度	22
d. 人権問題についての意見	27
5 人権問題に対する態度	31
a. 人権問題の解決への関わり	31
b. 差別行為への対応	34
c. 結婚についての意見	36
d. 身元調査についての意見	39
6 人権問題の学習	42
a. 家族との人権問題の話題	42
b. 講演会などへの参加	43
c. 人権啓発記事の講読	47
7 人権を侵害された・侵害した経験	48
a. 人権を侵害された経験	48
b. 他人の人権を侵害した経験	54
III 部落問題に関する意識	57
1 部落差別の問題との出会い	57
a. 時期・きっかけ・イメージ	57
b. 町内の被差別地区の認知	60
c. 同和教育を受けた経験	63
2 部落問題についての知識	65
3 部落差別についての認知	67
a. 今日の部落差別	67
b. 部落差別の場面と原因	70
4 部落差別の解消についての意見	73
a. 自然解消論について	73
b. 差別解消の方法について	75

5	部落問題との関わり	82
a.	部落問題との関わり	82
b.	家族の被差別地区の人との結婚	89
IV	まとめ	96
1	人権問題に関する意識	96
2	部落問題に関する意識	97
3	結語	97
V	資料1 単純集計表	101
	資料2 自由回答	116
	付表 調査票	

まえがき

人権とは人間の権利、人間が尊厳をもって生きる権利をいいます。厳しい経済環境のもと生活の格差が広がり、機会の平等が妨げられかねない今日、私たちの人権状況はどうなっているのでしょうか。人びとは、そのことをどのように認識し、自らの人権についてどのように考えているのでしょうか。大崎上島町では、2016年に町民の人権意識に関する調査が実施されました。それから今日まで、時代と社会は変わり、大崎上島町も変わりました。その中で、町民の人権意識はどのように変わったのでしょうか。行政が取り組んできた人権施策の効果はどうだったのでしょうか。それらを明らかにするために、今回（2025年）町民の人権意識調査が実施されました。本報告書では、その調査結果に基づき、2016年調査と比較しつつ、町民の人権意識の傾向を分析して、その変化と特徴について報告します。報告書が、町民の人権意識の現状とその課題を明らかにして、大崎上島町の人権行政の進展に寄与するものとなれば幸いに思います。

I 調査と報告書について

1 調査について

人権意識調査の経緯について説明します。調査は、2025年8月に大崎上島町住民を対象に、郵送法とWEBによるアンケート調査として行われました。調査票は、報告書の作成者らが今日の人権状況を踏まえて、2016年の質問項目と全国の自治体の調査票を参照して調査項目を選定し、人権対策協議会で承認されて決定しました。調査対象者は、住民基本台帳から次のような手続きを経て抽出しました。

- (1) 調査対象者は、2016年調査と同じく、大崎上島町内に住所がある18歳以上の方800人と決めました。2025年7月10日時点の大崎上島町の人口（18歳以上）は5,761人でした。したがって、調査対象者の抽出率は13.9%でした。
- (2) 調査対象者は、3つの居住地区（大崎、木江、東野）の人口比率に応じて配分されました。その結果、大崎地区386人、木江地区189人、東野地区225人が調査対象者になりました。
- (3) 大崎地区・木江地区・東野地区に配分された調査対象者について、それぞれ性別で均等になるように配分されました。
- (4) 居住地区ごとに各年齢層（18歳～70歳以上）で均等になるように6等分されました。端数は18～20歳代に追加されました。
- (5) そのうえで調査対象者が無作為に抽出されました。

調査の結果、紙面回答202票、WEB回答49票で、計251票の調査票が回収されました。無効票は2票でした。有効回収票は249票で、調査票800票の有効回収率

は 31.1%でした。これは、郵送法と WEB の併用による調査の回答率として十分に意味ある数値です。ただ回収率は、2016 年調査の比率 (39.8%) より低くなりました。その原因については、「結語」において説明します (97 頁)。

調査データの集計・分析の方針は、町役場から委託を受けた特定非営利活動法人社会理論・動態研究所 (広島市) が作成しました。データの入力と集計・作表は、同研究所が依頼した情報処理サービス会社のモルガンデータシステム (奈良県生駒市) が行いました。データの分析と報告書の作成は下記の者が担当しました。といえどもこれらの作業は、町役場・研究所・情報処理サービス会社が随時連携しながら進める共同作業として行われました。

青木 秀男 (社会理論・動態研究所理事長)

大倉 祐二 (松山大学人文学部教授)

吉田 舞 (北九州市立大学法学部教授)

2 報告書について

調査データの集計と分析、報告書の記述は、次の方針のもとで行われました。

(1) 人権 (問題) 意識には、4 つの断面からなる認識の構造があります。

- ① 人権 (問題) についてどのような知識をもっているか (知識)
- ② 人権 (問題) の状況をどのように捉えているか (認知)
- ③ 人権 (問題) についてどのような意見をもっているか (意見)
- ④ 人権 (問題) にどのように向きあっているか (態度)

態度から「行動」 (人権問題の解決に向けたまたはそれに反する行動) が導かれます。これらの間には、知識が認知に影響を与え、認知が意見に影響を与え、意見が態度に影響を与え、態度が行動に影響を与えるという仮説的な想定があります。しかし、それらは一方向的な影響関係にあるわけではありません。その点に留意しながら、報告書では、それらの 4 つの断面 (認識の構造) の相互の関係を見ていきます。

(2) まず単独項目 (単純集計) における数値の傾向を分析し、次に数値と数値の関係 (クロス集計) を分析します。

(3) 次に数値の傾向、数値間の (正の) 相関を抽出します。そして、傾向・相関の意味を解釈します。それは分析者の解釈です。解釈は広く議論に委ねます。

(4) 複数回答の場合の比率は、すべて、回答者数 ÷ 回答者総数のパーセントで計算します。そのことを各表ではとくに断わりません。

(5) 図表は、比率の傾向を鮮明にするために「無回答」を外して作成します。したがって回答者の合計は、多くの図表において実際の回答者数より小さくなります。

(6) 2016 年調査との比較は、共通の質問項目があるものについて行います。回答傾向は、際立つ傾向の差がある場合に限って指摘します。

- (7) 本文の記述は、冒頭に調査票にある質問項目と選択肢を掲げて、その調査結果の分析に入ります。
- (8) 報告書は、人権問題をめぐる回答傾向の分析と、人権問題でありかつ固有の背景と実態にある部落（差別）問題をめぐる意識の分析の2部構成からなります。

3 回答者について

(1) 性別

回答者の性別構成は、表1をご覧ください（「回答者」の欄は人数、「比率」の欄は%を指します。以下同じ）。無回答者は1名でした。男性が42.3%、女性が53.6%で、女性が過半数を占めています。性別の構成比は、2025年の大崎上島町の人口より女性に偏っています。「その他・答えたくない」（以下「その他」とします）と答えた回答者がいましたが、人数が少ないため、回答傾向の数量分析は行えません。

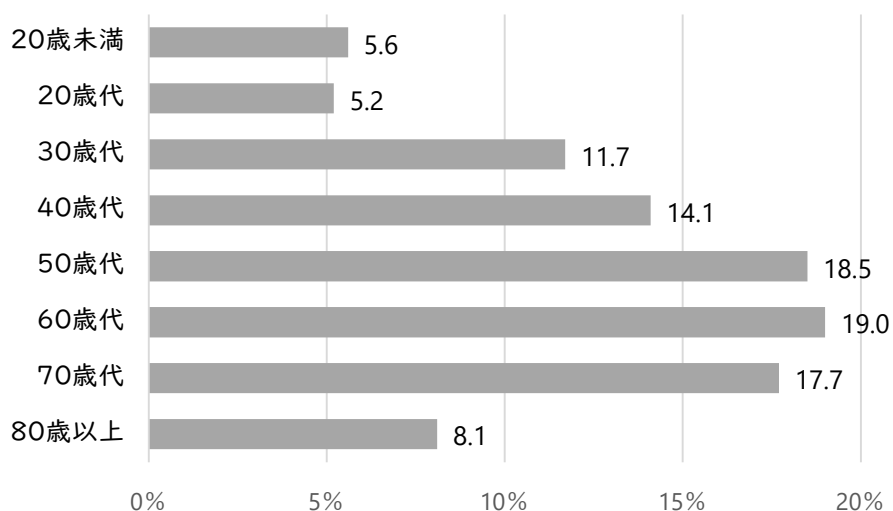
表1 性別構成

	回答者(人)	調査比率(%)	全町比率%
男	105	42.3	50.2
女	133	53.6	49.8
その他	10	4.0	-
計	248	100.0	100.0

(2) 年齢

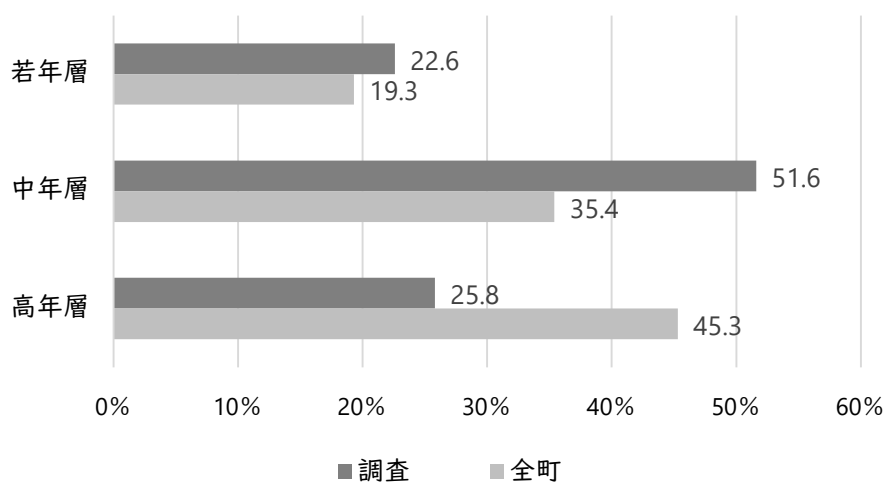
回答者の年齢構成は、図 1 をご覧ください。年齢層は、20 歳代以下と 80 歳代以上を除いて、ほぼ均等に分布しています。

図 1 年齢構成



回答の分析では、回答者の年齢を 18 歳以上～30 歳代の人を「若年層」、40 歳代～60 歳代の人を「中年層」、70 歳以上の人を「高年層」とくります。図 2 をご覧ください。全町の人口構成より中年層へ偏っています。2016 年調査において高年層が 42.5%であったので、その後 9 年間の人口の高齢化を考えて、このような構成になりました。

図 2 年齢階層



(3) 職業

回答者の職業は、表 2 をご覧ください。職業分類はさらに細分され、仕事の実態も多様です。職業と人権意識の分析は容易ではないため、報告書では、職業と人権意識の分析を割愛して、必要に応じて言及するに留めます。

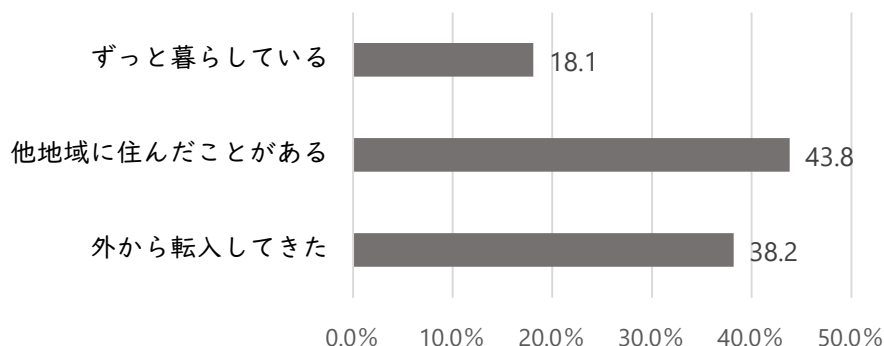
表 2 職業

	回答者 (人)	比率 (%)
正規の職員・従業員（役員などを含む）	92	37.1
非正規の職員・従業員 （パート、アルバイト、契約、嘱託、派遣など）	40	16.1
自営業（製造・販売）・自由業	11	4.4
自営業（農林水産）	11	4.4
専業の主婦・主夫	24	9.7
学生	14	5.6
その他	5	2.0
無職	51	20.6
計	248	100.0

(4) 出生地と居住地

回答者の出生地と居住地は、図 3 をご覧ください。一般に、居住と生活の移動が、人権意識に影響することが分かっていますが、移動と人権意識の分析は容易ではないため、報告書では、出生地・居住地と人権意識の分析を割愛します。

図 3 出生地と居住経験



回答者の居住地区の分布は、大崎地区 120 人（49.0%）、東野地区 78 人（31.8%）、木江地区 47 人（19.2%）でした（無回答者 3 名を除く）。

II 人権問題に関する意識

I 人権問題への関心

質問 2 あなたは、人権問題に関心がありますか。

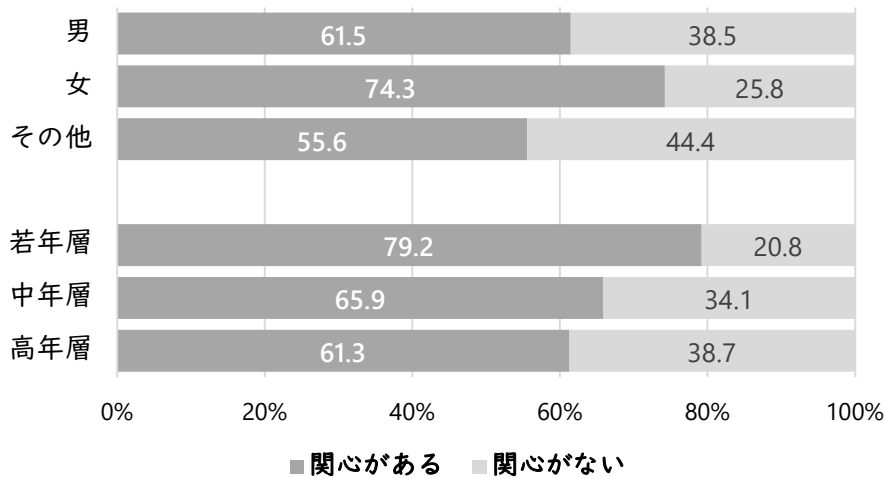
- | | |
|------------|-----------|
| 1 関心がある | 2 少し関心がある |
| 3 あまり関心がない | 4 関心がない |

調査の冒頭で、回答者が人権問題に関心があるかどうかについて聞いています。「関心がある」という表現には、人権問題の解決に積極的な（前向きな）関心だけではなく、人権問題に消極的な（後向きの）関心も含まれます。しかし調査全体において、ほとんどの回答者は、「関心がある」という言葉を、積極的な方向で用いています。それは、回答者の人権問題への積極的な態度を表わすとみていいと思われます。報告書では、以下、そのことを明かしていきます。

ここでは、選択肢の「関心がある」「少し関心がある」を「関心がある」にくくり、「あまり関心がない」「関心がない」を「関心がない」にくくります。人権問題への関心を回答者の性別、年齢階層について見ると、図 4 のとおりです。性別では、女性が男性より「関心がある」と答える傾向にあります。それは、女性がジェンダー問題の当事者であることによると思われる。「その他」は、回答数が少ないため、数値の傾向を指摘できません。しかしそのうち、「関心がある」回答者は 55.6%です。「その他」の回答者の多くは、セクシュアリティに関わる問題を抱えていると思われる。そのことを考えると、この比率は大きくないと思われます。

年齢階層では、若年層は、中年層・高年層より、「関心がある」と答える傾向にあります。それは、若年層は、スマホや SNS など多様な人権問題について知る機会が多く、また自らの未来を考えて、社会の不平等や不公平に敏感になりやすいためと思われます。

図 4 性別・年齢階層 × 人権問題への関心



そもそも人権問題に「関心がある」という態度は、どこから来ているのでしょうか。「関心」は、人権問題に関わる知識・意見・経験や出来事・世情など、多様な要因により育まれると思われます。その中でも重要なのは、人権問題について学習したという経験と、人権を侵害されたという経験ではないでしょうか。調査では、人権問題の学習の3つの機会について、回答者にそれぞれの経験を聞いています。

(1) 家族と人権問題について話題にしたか

質問 5 あなたは、この一年間にご家族との間で人権問題について話題にしましたか。

- 1 よく話題にした
- 2 ときどき話題にした
- 3 ほとんど話題にしなかった
- 4 まったく話題にしなかった
- 5 一人ぐらして話題にできなかった

(2) 講演会などに参加したことがあるか

質問 16 あなたは、この一年間に人権に関する講演会・研修会・学習会などに参加したことはありますか。

- 1 参加したことがある
- 2 参加したことがない
- 3 わからない

(3)町広報の人権啓発記事を読んでいるか

質問 17 毎月発行の町広報に人権啓発記事「人権の視点」を毎回載せていますが、あなたは読んでいますか。

- 1 いつも読んでいる
- 2 読んだり、読まなかったりする
- 3 まったく読んでいない
- 4 その他

回答者の人権問題の学習経験については、追って分析します(41頁～47頁)。人権問題の学習と人権問題への関心は、密接に関係しています。では、人権問題について学習したから人権問題への関心が高まったのでしょうか、それとも、人権問題に関心があったから人権問題の学習をしたのでしょうか。その双方でしょうが、まずは人権問題への関心は、人権問題を学習することから始まると思われます。

表 3 家族との話題・講演会などへの参加・啓発記事の講読×人権問題への関心

	関心がある	関心がない	回答者(人)
話題にした	92.4	7.7	78
話題にしなかった	52.4	47.7	119
一人暮らし	70.6	29.4	34
参加したことがある	82.7	17.3	52
参加したことがない	65.0	35.0	177
わからない	46.2	53.9	13
読んでいる	82.5	17.5	142
読んでいない	47.9	52.1	96

人権問題への関心を人権問題の学習について見てみると、表3のとおりです。以下、「家族との話題」において「よく話題にした」「ときどき話題にした」を「話題にした」にくくり、「ほとんど話題にしなかった」「まったく話題にしなかった」を「話題にしなかった」にくくり、啓発記事を「いつも読んでいる」「読んだり、読まなかったりする」を「読んでいる」にくくり、「まったく読んでいない」を「読んでいない」とくくり、「その他」の中身は、分かりませんでした。

その結果、「話題にした」(と答えた、以下略)回答者は、「話題にしなかった」回答者より、講演会などに「参加したことがある」回答者は「参加したことがない」回答者より、啓発記事を「読んでいる」回答者は「読んでいない」回答者より、それぞれ人権問題に「関心がある」と答える傾向にあります。人権問題の学習は、明確に、

人権問題への関心と相関しています。

これを逆に、人権問題の学習を人権問題への関心について見ると、どうでしょうか。表4をご覧ください。

表4 人権問題への関心 × 人権問題の学習

	話題にした	話題にしなかった	一人暮らし	参加した	参加しなかった	わからない	読んでいる	読んでいない
関心がある	47.1	37.7	15.3	31.2	64.5	4.5	74.6	25.4
関心がない	22.4	69.4	8.2	9.8	79.2	11.1	30.3	69.8
回答者(人)	78	119	34	52	177	23	142	96

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、家族と人権問題について「話題にした」と答える傾向にあり、講演会などに「参加した」と答える傾向にあり、啓発記事を「読んでいる」と答える傾向にあります。しかし「関心がある」回答者で、「話題にした」と「話題にしなかった」の比率の差は大きくありません。集会などへ「参加しなかった」回答者において、「関心がある」回答者と「関心がない」回答者の比率の差は大きくありません。啓発記事の講読では、「関心がある」回答者は、明確に、「関心がない」回答者より「読んでいる」と答える傾向にあります。ここから、人権問題への関心と人権問題の学習は、明確に積極的な相関にあるとは言えません。人権問題への関心は、ここで挙げた人権問題の学習経験だけではなく、さまざまな経験から育まれていると思われます。

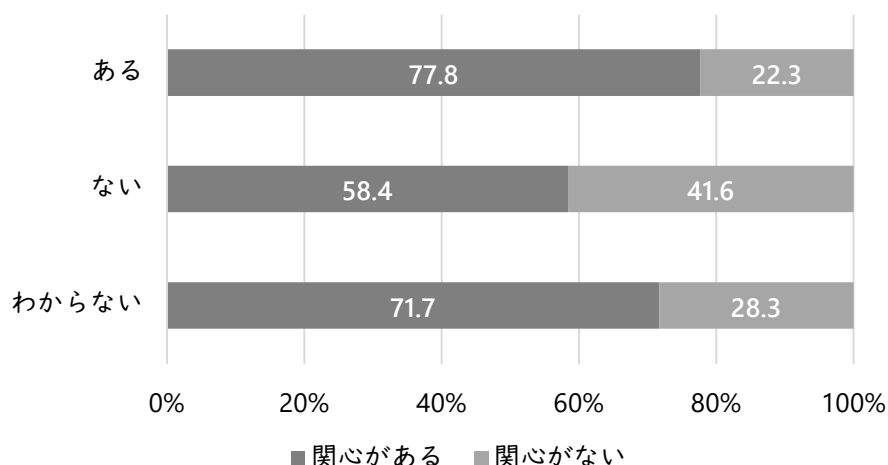
報告書では、人権問題の学習については、「講演会などへ参加したことがある」に限って分析します。調査全体において、「家族と人権問題について話題にした」「啓発記事を読んでいる」も、「講演会などに参加したことがある」とほぼ同様に回答する傾向にありました。

質問 13 あなたは今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

1 ある 2 ない 3 わからない

「人権問題への関心」を「人権を侵害された」経験について見ると、どうでしょうか。図 5 をご覧ください。

図 5 人権を侵害された経験 × 人権問題への関心



人権を侵害されたことが「ある」回答者は、明確に、「ない」回答者より「人権問題に関心がある」と答える傾向にあります。人権を侵害されたことがある人が、人権問題に強い関心を抱くのは、自然な流れと思われます。

2 人権問題に関する知識

質問 3 あなたは、次の人権に関する宣言や法律、条例などがあることを知っていますか。(1) から (17) のすべてについてお答えください。

1 内容を知っている 2 名称は知っている 3 知らない

回答者は、人権問題についてどの程度の知識を持っているのでしょうか。調査で、回答者に 17 の人権関係の宣言・法律・条例について、知っているかどうかを聞いています。表 5 をご覧ください。そこでは、「内容を知っている」「名称は知っている」を「知っている」とくくり、それぞれについて「知っている」回答者の比率を掲げています。

表 5 宣言条約などの知識（2016年・2025年比較）

	回答者（人）	2025年	2016年
世界人権宣言	211	86.1	86.8
人種差別撤廃条約	160	65.3	-
人権教育啓発推進法	142	58.0	63.8
子どもの権利条約	177	72.2	74.6
男女雇用機会均等法	228	93.1	-
配偶者暴力防止法	216	88.2	-
ストーカー規制法	230	93.9	-
児童虐待防止法	230	93.9	-
高齢社会対策基本法	126	51.4	-
障害者差別解消推進法	154	62.9	-
ヘイトスピーチ規制法	159	64.9	-
犯罪被害者保護法	182	74.3	-
アイヌ文化振興法	136	55.5	-
同和対策審議会答申	137	55.9	68.2
部落差別解消推進法	165	67.3	-
個人情報保護法	101	41.2	60.1
本人通知等制度	100	40.8	55.0

ストーカー規制法、児童虐待防止法、男女雇用機会均等法、配偶者暴力防止法など、女性や子どもに関わる法律を「知っている」回答者の比率が高くなっています。それは、女性や子どもに関わる出来事が多いこと、それらの事件を報じるメディアの影響が大きいためと思われます。大崎上島町が設けている「個人情報保護法施行条例」と「戸籍・住民票の写し等の第三者への公交付に係る本人通知制度」を知っている回答者は、少ない状態にあります。その比率は、2016年調査より低下しています。それらの条例や制度を町民に一層周知させる必要があります。部落問題関係の答申や法律については、「第Ⅲ部 部落問題に関する意識」において分析します（65頁）。

宣言・法律・条例に関する知識を回答者の性別、年齢階層、「人権問題への関心」「講演会などへの参加」について見ると、表6のとおりです（項目は表5から抜粋したものです）。性別では、女性が、6つの条約や法について男性より「知っている」と答える傾向にあります。年齢階層では、若年層が7つの条約や法について中年層・高年層より「知っている」と答える傾向にあります。

人権問題に「関心がある」回答者は「関心がない」回答者より、講演会などに「参加したことがある」回答者は「参加したことがない」回答者より、明確に、宣言・法

律・条例の全般について「知っている」と答える傾向にあります。人権問題への「関心」と「学習」は、人権問題の「知識」を育てていると思われます。

表 6 性別・年齢階層・人権問題への関心・講演会などへの参加
× 人権問題の知識

	世界人権宣言	人種差別撤廃条約	人権・教育啓発推進法	子どもの権利条約	男女雇用機会均等法
男	84.6	67.3	59.6	64.7	91.3
女	85.5	63.6	58.2	78.9	93.8
その他	100.0	70.0	70.0	90.0	100.0
若年層	85.4	76.4	65.5	87.5	94.5
中間層	85.0	58.7	54.9	65.6	94.5
高年層	87.3	69.4	59.7	76.2	88.5
関心がある	94.0	79.7	70.7	83.5	95.1
関心がない	59.6	30.6	35.3	51.3	89.3
参加経験あり	92.5	88.4	86.5	90.6	96.3
参加経験なし	85.1	60.5	52.3	69.1	92.8
	障害者差別解消推進法	ヘイトスピーチ規制法	犯罪被害者保護法	アイヌ文化振興法	
男	62.5	68.0	69.9	50.0	
女	66.1	63.8	76.2	58.6	
その他	50.0	60.0	100.0	80.0	
若年層	70.4	70.9	72.7	65.4	
中間層	58.7	65.4	75.6	50.4	
高年層	67.2	59.0	73.7	58.1	
関心がある	79.1	78.1	81.5	72.2	
関心がない	26.2	47.3	56.0	22.3	
参加経験あり	86.8	75.5	88.7	76.9	
参加経験なし	57.6	63.2	70.9	50.6	

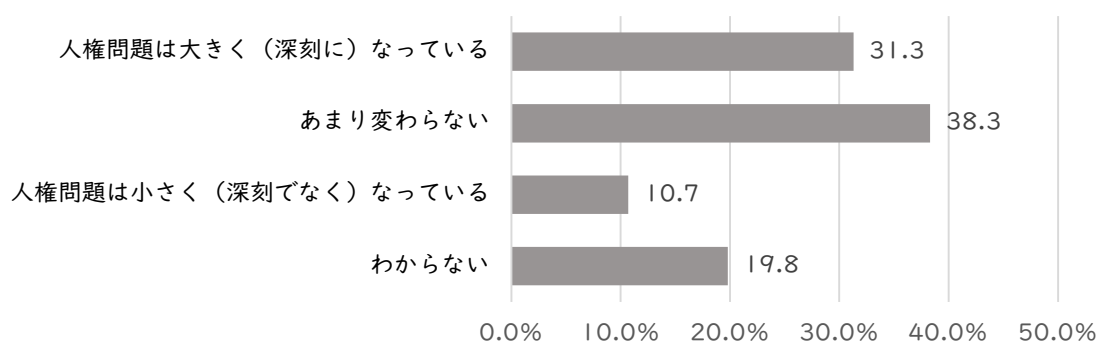
3 日本の人権状況の認知

回答者は、今日の日本の人権状況についてどのように認知しているのでしょうか。図6をご覧ください。

質問1 あなたは、近年の日本において人権問題の状況はどうかと思っていますか。

- 1 人権問題は大きく（深刻に）なっている
- 2 あまり変わらない
- 3 人権問題は小さく（深刻でなく）なっている
- 4 わからない

図6 日本の人権状況の認知



回答者の31.3%が、日本の人権問題が「大きくなっている」と答えています。逆に、「小さくなっている」と答えた回答者は、10.7%です。しかし、回答者の人権状況の認知が、厳しくなっているとも言えません。回答者の38.3%が、「あまり変わらない」と答えています。近年、人権に関わる出来事が多発し、インターネットやSNSなどにより頻繁に報道されています。そのことを思うと、「大きくなっている」の比率は、高いとは思えません。

別途に、人権状況の認知を性別、年齢階層について見ましたが、とくに顕著な傾向はありませんでした。

人権状況の認知を「人権問題への関心」「人権問題の学習」について見ると、表 7 のとおりです。

表 7 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 日本の人権状況

	大きくなっている	変わらない	小さくなっている	わからない	回答者 (人)
関心がある	50.7	30.7	10.5	8.1	164
関心がない	3.9	30.6	7.1	58.4	78
参加したことがある	40.4	36.5	11.5	11.5	52
参加したことがない	29.2	39.3	10.7	20.8	178
わからない	23.1	30.8	7.7	38.5	13

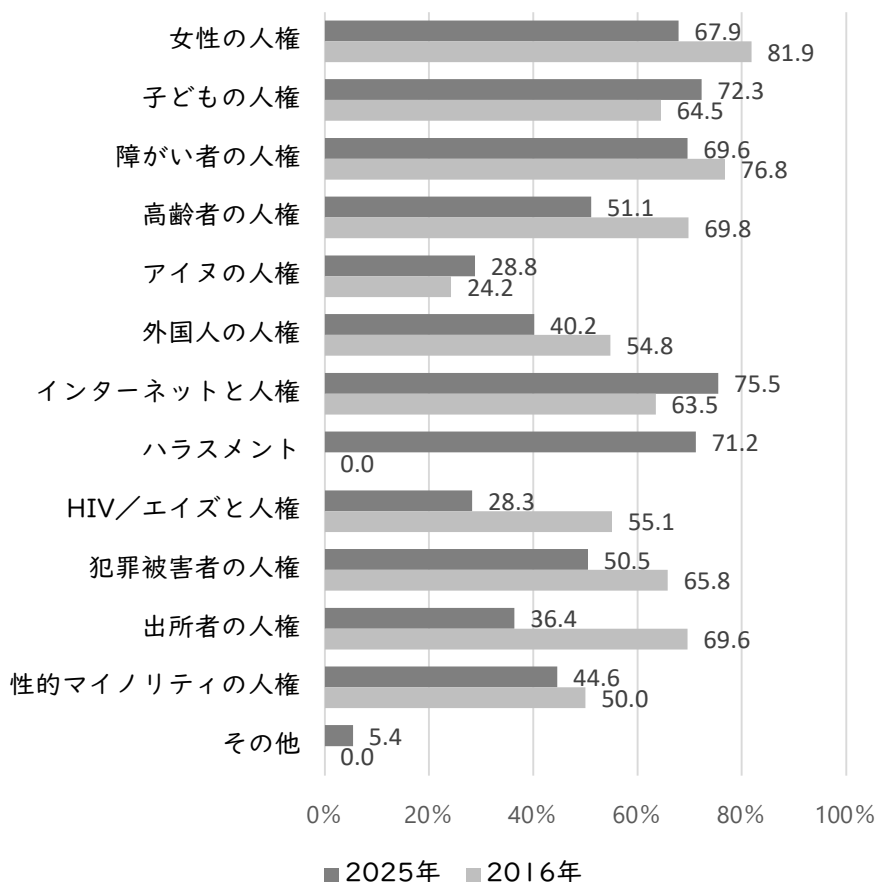
人権問題に「関心がある」回答者は「関心がない」回答者より、講演会などに「参加したことがある」回答者は「参加したことがない」回答者より、明確に、日本の人権問題は「大きくなっている」と答える傾向にあります。人権問題への関心と人権問題の学習経験は、厳しい人権状況の認知を促していると思われます。

質問 4 あなたは、現在の日本社会にどのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでもお答えください。

- 1 女性に関する人権問題
- 2 子どもに関する人権問題
- 3 障がい者に関する人権問題
- 4 高齢者に関する人権問題
- 5 アイヌの人々に関する人権問題
- 6 在日外国人・新来（新しく来た）外国人に関する人権問題
- 7 インターネットに関する人権問題
- 8 セクハラやパワハラなどのハラスメントに関する人権問題
- 9 エイズ患者・HIV 感染者、ハンセン病回復者に関する人権問題
- 10 犯罪被害者やその家族に関する人権問題
- 11 刑を終えて出所した人に関する人権問題
- 12 性的マイノリティ（少数者）に関する人権問題
- 13 その他

回答者は、現在の日本社会にどのような人権問題があると思っているのでしょうか。図 7 をご覧ください。

図 7 日本にあると思う人権問題（2016 年・2025 年比較）

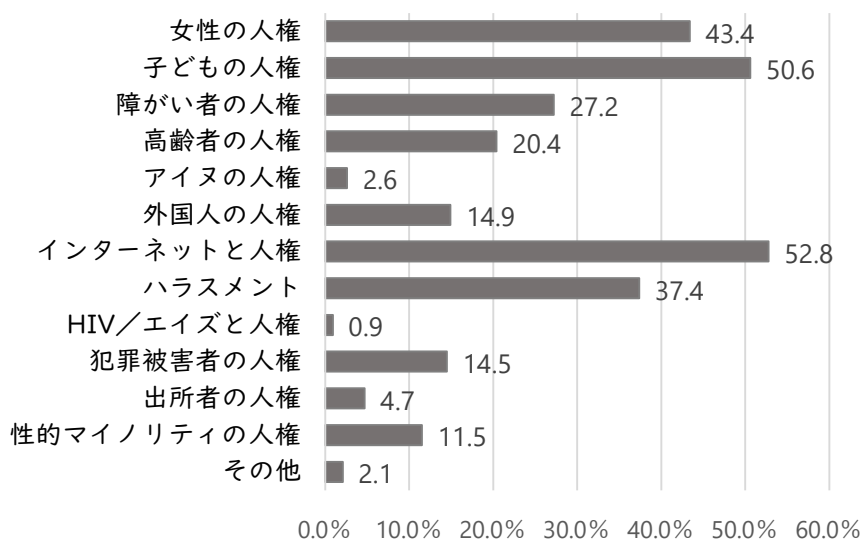


インターネットに関する人権問題をはじめ、女性・子ども・障がい者・ハラスメントに関する人権問題を挙げる回答者の比率が、大きくなっています。それらは、生活の中で、またメディアに頻繁に登場している人権問題です。これを 2016 年調査と比較すると、多くの人権問題において認知度が低下しています。他方で、インターネットに関する人権問題の認知度が、高くなっています。それは、インターネットが一層普及した世情を反映したものでしょう。ハラスメントに関する人権問題の認知度も、大きくなっています。これも、近年の世情を反映したものだと思われます。子どもに関する人権問題の認知度も、2016 年調査より高くなっています。

質問 4-1 あなたは、それらの人権問題のどれに関心がありますか。3つまでお答えください。

回答者は、どのような人権問題に関心があるのでしょうか。図 8 をご覧ください。

図 8 関心のある人権問題



インターネット、子ども、女性に関わる問題をはじめ、回答者は、多くの人権問題に関心を抱いています。しかしいずれの比率も、図 7 で見た日本の人権状況についての認知度を下回っています。そこに、認知と関心との間に乖離が見られます。人権問題があることを認知していても、その問題に関心があるとはかぎりません。

4 人権問題をめぐる意見

a. 人権についての意見

質問 7 現代社会は、一人ひとりの人権の尊さが強調される社会です。人権について、あなたはどのように思いますか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 人権は、すべての人が無条件に保障されるべきである
- 2 社会には人権の保障が制約されても仕方ない人がいる
- 3 人権を強調することで特定の人々の権利を優遇しかねない
- 4 人権を強調することで社会に対する甘えの態度が強くなる
- 5 わからない

調査では、回答者の「人権についての意見」を聞いています。回答者が人権状況を認知し、具体的な人権問題に関心を持つとき、そもそも「人権」についてどのように思っているのでしょうか。表8をご覧ください。

表8 人権についての意見

	回答者 (人)	比率 (%)
人権は無条件に保障されるべきである	125	50.8
人権を制約されても仕方ない人がある	53	21.5
人権は特定の人びとを優遇しかねない	26	10.5
人権により社会に対する甘えが強くなる	10	4.1
わからない	32	13.0
計	246	100.0

回答者の「人権についての意見」は、一様ではありません。人権は「無条件に保障されるべき」と答えた回答者は、50.8%に留まっています。他方で、「人権の保障が制約されても仕方ない人がある」「人権を強調することで特定の人々の権利を優遇しかねない」と答えた回答者が少なくありません（合わせて32.0%）。これらの回答者は、人権の保障に一定の制約を設けてもいいと思っています。また数値は小さいですが、「人権を強調することで社会に対する甘えの態度が強くなる」と、人権の保障自体に否定的な回答者もいます。さらに回答者の13.0%が、「わからない」と答えています。

このような回答結果は、一部、選択肢が人権を制約する方向へ偏ったこともあると思われます。しかしそれでも、回答者の「人権についての意見」は、分散しています。人権をめぐる社会状況が複雑になっており、その中で人権についての意見が揺らいでいる、または後退している実態を反映していると思われます。

別途に、「人権についての意見」を回答者の性別、年齢階層について見ましたが、とくに顕著な傾向はありませんでした。

人権についての意見を「人権問題への関心」「講演会などへの参加」について見ると、表9のとおりです。

表9 人権問題への関心・講演会などへの参加×人権についての意見

	無条件に保障されるべき	制約されても仕方ない人がいる	特定の人々を優遇しかねない	社会に対する甘えが強くなる	わからない	回答者(人)
関心がある	57.4	20.8	10.4	3.0	8.4	162
関心がない	33.5	9.4	10.9	7.8	18.7	77
参加したことがある	67.9	11.3	13.2	1.9	5.7	53
参加したことがない	47.0	24.3	10.5	4.4	13.8	181
わからない	33.3	25.0	-	8.3	33.3	12

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に、人権は「無条件に保障されるべきである」と答える傾向にあります。しかし、人権の保障が「制約されても仕方ない」「特定の人びとを優遇しかねない」と答えた回答者は、合わせて31.2%になります。人権問題への関心において、人権についての意見が分散しています。講演会などに「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より、明確に、人権は「無条件に保障されるべき」と答える傾向にあります。ここにも、人権の保障が「制約されても仕方ない」「特定の人びとを優遇しかねない」と答えた回答者が、合わせて24.5%います。人権問題の学習において、人権についての意見が分散しています。

「人権は特定の人びとを優遇しかねない」という意見から、かつての同和対策事業に対する批判（いわゆる「逆差別」の考え）が想起されます。また、在日朝鮮人や新来外国人の増加に対する近年の忌避の風潮の影響が想起されます。人権についての意見は、近年の世情の中で、積極的な方向から消極的・否定的な方向へ分散していると思われる。

b. 共生社会についての意見

近年の日本において、多様な生き方をする人びとや人種・民族が異なる人びととの共生や多様性をめぐって、議論が活発になっています。共生社会を受け入れるかどうかは、人権の基本的な理解に関わる問題です。

質問 6 現代は、さまざまな特徴や背景をもつ人々が、たがいの違いを認め合って、自分らしく生きることのできる共生社会または多様性社会をめざす時代といわれます。あなたはこのような考えについて、どう思いますか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 たがいの違いを認め合う共生社会または多様性社会をめざすべきである
- 2 たがいの違いを認め合うことは容易なことではないが、それでも共生社会または多様性社会をめざすべきである
- 3 たがいの違いを認め合えることと認め合えないことがあるので、共生社会または多様性社会の実現はむずかしい
- 4 たがいの違いを認め合うことはできないし、共生社会または多様性社会をめざすこともできない
- 5 わからない

回答者は、多様な生き方や異なる人種・民族の人びとを包摂する共生社会について、どう思っているのでしょうか。表 10 をご覧ください。

表 10 共生社会についての意見

	回答者 (人)	比率 (%)
共生社会をめざすべきである	44	17.7
容易ではないがめざすべきである	144	58.1
共生社会の実現はむずかしい	34	13.7
共生社会をめざすことはできない	2	0.8
わからない	24	9.7
計	248	100.0

「共生社会をめざすべきである」と答えた回答者と「容易なことではないが、めざすべきである」と答えた回答者を加えて、共生社会に肯定的な意見を持つ回答者は、75.8%に達しています。共生社会に否定的な意見（「共生社会の実現はむずかしい」「共生社会をめざすことはできない」）を持つ回答者は、14.5%に留まっています。共生社会を受け入れる考えは、今日の社会通念となっていると思われます。

別途に、これを性別で見ると、「めざすべきである」という方向で答えた回答者は、男性 71.4%、女性 81.9%でした。同じく年齢階層では、中年層 79.7%、若年層 75.0%、高年層 68.2%でした。女性の回答者では、ジェンダーに関わる生活経験が多いためと思われます。年齢階層では、高齢層でやや低いものの、若年層、中年層では明確な意見の傾向の差は見られません。

共生社会についての意見を「人権問題への関心」「講演会などへの参加」について見ると、表 11 のとおりです。

表 11 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 共生社会についての意見

	めざすべきである	容易ではないがめざすべきである	小計 (%)	共生社会の実現はむずかしい	共生社会をめざすことはできない	わからない	回答者 (人)
関心がある	23.7	62.3	86.0	6.9	1.5	5.8	164
関心がない	12.4	54.2	66.6	15.6	0.0	17.9	77
参加したことがある	25.9	64.8	90.7	7.4	-	1.9	54
参加したことがない	15.4	55.5	70.9	15.9	1.1	12.1	182
わからない	16.7	66.7	83.4	8.3	-	8.3	12

※小計は「共生社会をめざすべき」の意見をまとめた比率

人権問題に「関心がある」回答者は「関心がない」回答者より、「参加したことがある」回答者は「参加したことがない」回答者より、「共生社会をめざすべきである」と答える傾向にあります。このような結果は、表 9 で見たように、「関心がある」回答者や「参加したことがある」回答者が、そうでない回答者より、人権について積極的な意見を答えていたことと整合します。人権問題への関心や人権問題の学習経験は、共生社会を受け入れる意見を育てていると思われます。

表 12 人権についての意見 × 共生社会について意見

	めざすべきである	容易ではないがめざすべきである	小計 (%)	共生社会の実現はむずかしい	共生社会をめざすことはできない	わからない	回答者 (人)
人権は無条件に保障されるべきである	25.6	58.4	84.0	8.8	1.6	6.0	125
人権を制約されても仕方ない人がある	11.3	69.8	81.1	17.0	-	2.0	53
人権は特定の人びとを優遇しかねない	3.8	57.7	61.5	34.6	-	3.8	26
人権により社会に対する甘えが強くなる	30.0	30.0	60.0	20.0	-	20.0	10
わからない	-	50.0	50.0	9.4	-	41.0	32
回答者 (人)	42	144	186	34	2	24	246

※小計は「共生社会をめざすべき」の意見をまとめた比率

「共生社会についての意見」を「人権についての意見」について見ると、表12のとおりです。「人権は無条件に保障されるべきである」と答えた回答者の84.0%が、共生社会を「めざすべきである」という方向で答えています。「人権」に対する理解は、共生社会を受け入れる態度と相関しています。しかしその比率は、「人権を制約されても仕方ない人がある」と答えた回答者との間で、わずかな差に留まっています。さらに、回答数が小さいため慎重な解釈が必要ですが、「人権は特定の人びとを優遇しかねない」「人権により社会に対する甘えが強くなる」と答えた回答者にも、「めざすべきである」と答えた人は少なくありません(61.5%、60.0%)。共生社会を受け入れる意見は、人権についての積極的な意見より以上に、社会通念として共有されていると思われます。

c. 外国人についての意見と態度

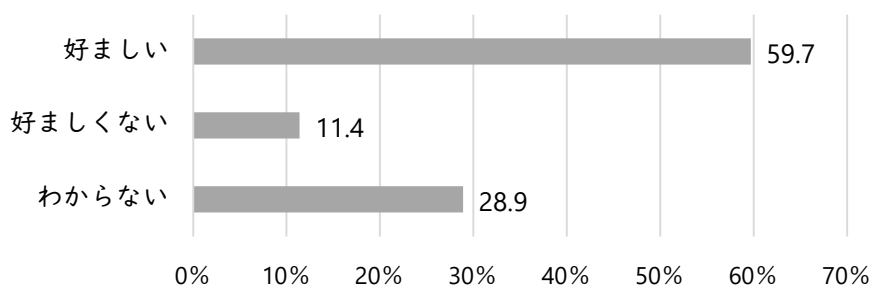
近年の日本において、在日朝鮮人や新来外国人と日本人との共生をめぐる問題が、頻繁に議論されています。大崎上島町でも、外国人住民は増加する傾向にあり、そのような世情と無縁であるとは思えません。

質問 15 近年、大崎上島町で住む外国人が増えています。あなたはそのことについてどう思いますか。

- 1 好ましい
- 2 どちらかといえば好ましい
- 3 どちらかといえば好ましくない
- 4 好ましくない
- 5 わからない

回答者は、大崎上島町で外国人が増加していることについて、どう思っているのでしょうか。図 9 をご覧ください。

図 9 外国人の増加についての意見



ここで「好ましい」「どちらかといえば好ましい」を「好ましい」にくくり、「どちらかといえば好ましくない」「好ましくない」を「好ましくない」にくくります。外国人が増えることは「好ましい」と答えた回答者は、59.7%です。表 10 で、共生社会を「めざすべき」と答えた回答が 75.8%であったので、この比率は、高いとは言えません。また、「わからない」と答えた回答者が 28.9%います。大崎上島町において、外国人の増加を受け入れる意見は、十分ではないと思われます。外国人住民が増えてきたのは、近年のことです。町民は、外国人が地域経済を支える人びとであることを理解しながら、外国人を地域社会の身近な構成員として受け入れるには至っていないと思われます。

「外国人の増加についての意見」を、「人権問題への関心」について見ると、表 13 のとおりです。

表 13 人権問題への関心× 外国人の増加への意見

	好ましい	好ましくない	わからない	回答者 (人)
関心がある	68.7	11.3	20.0	163
関心がない	45.4	5.6	49.0	76
回答者(人)	143	26	70	239

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に、大崎上島町における外国人の増加を「好ましい」と答える傾向にあります。他方で「関心がない」回答者で、「わからない」と答えた回答者が少なくありません。

「外国人の増加」についての意見を、「講演会などへの参加」について見ると、表 14 のとおりです。

表 14 講習会などへの参加× 外国人の増加への意見

	好ましい	好ましくない	わからない	回答者 (人)
参加したことがある	56.6	15.1	28.3	53
参加したことがない	60.2	10.5	29.3	181
わからない	66.7	8.3	25.0	12
回答者(人)	147	28	71	246

集会などに「参加したことがない」回答者は、「参加したことがある」回答者より、外国人の増加を「好ましい」と答える傾向にあります。講演会などの学習経験は、外国人をめぐる議論に及んでいないか、及んでいても不十分であると思われます。今後、大崎上島町に外国人住民が増えるとすれば、外国人問題についての啓発は、重要になってくると考えられます。

回答者の外国人との関わり、すなわち回答者は、大崎上島町で増える外国人を、どこまで受け入れるのでしょうか。表 15 をご覧ください。

質問 15-1 あなたのお住まいの地域に外国人が増えるとして、あなたは外国人をどのように迎えますか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 外国人と親しい友人になりたい
- 2 外国人を隣人として迎えたい
- 3 外国人を町民の一人として迎えたい
- 4 外国人と付き合うつもりはない
- 5 外国人は自分の地域にいてほしくない
- 6 外国人は大崎上島町にいてほしくない
- 7 わからない

表 15 外国人への態度

	回答者（人）	比率（％）
親しい友人になりたい	25	10.2
隣人として迎えたい	35	14.3
町民の一人として迎えたい	134	54.7
付き合うつもりはない	10	4.1
自分の地域にいてほしくない	3	1.2
大崎上島町にいてほしくない	0	0.0
わからない	38	15.5
計	245	100.0

外国人との関わりを拒む方向の態度、すなわち「外国人と付き合うつもりはない」「外国人は自分の地域にいてほしくない」と答えた回答者の比率は、合わせて 5.3% に留まっています。「外国人は大崎上島町にいてほしくない」と答えた回答者はいません。他方で、「外国人を町民の一人として迎えたい」と答えた回答者は、54.7% です。「親しい友人になりたい」「隣人として迎えたい」と答えた回答者は、合わせて 24.5% です。回答者の多くは、「町民の一人として迎えたい」という段階に留まっています。外国人と個人的に交流するまでには及んでいません。

「外国人との関わり」を、「人権問題への関心」「講演会などへの参加」について見ると、表 16 のとおりです。

表 16 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 外国人への態度

	親しい友人になりたい	隣人として迎えたい	町民の一人として迎えたい	付き合いは無い	自分の地域にいてほしくない	大崎上島町にはいてほしくない	わからない	回答者(人)
関心がある	12.7	18.6	57.1	1.7	2.0	-	8.0	162
関心がない	10.1	12.5	42.4	4.0	-	-	31.2	76
参加したことがある	13.2	18.9	49.1	3.8	1.9	-	13.2	53
参加したことがある	8.9	12.2	57.8	4.4	1.1	-	15.6	180
わからない	16.7	25.0	33.3	-	-	-	25.0	12

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、外国人を「町民の一人として迎えたい」と答える傾向にあります。しかし、「親しい友人になりたい」「隣人として迎えたい」と答えた回答者は、合わせて31.3%に留まっています。他方で、人権問題に「関心がない」回答者の31.2%は、外国人をどう受け入れたらいいか「わからない」と答えています。

外国人との関わりを「講演会などへの参加」について見ると、「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より「外国人と親しい友人になりたい」「外国人を隣人として迎えたい」と答える傾向にあります。しかし、その比率は大きくはありません。「外国人を町民の一人として受け入れたい」と答えた比率は、「参加したことがない」回答者の方で大きくなっています。

ここから、人権問題に「関心がある」回答者や講演会などへ「参加したことがある」回答者は、そうでない回答者より、外国人を受け入れる傾向にはあるものの、外国人と親しく交わる関係までには及んでいません。多くの回答者は、外国人を適度に受け入れる段階に留まっています。多様性や共生は、人権理念の基本に関わる部分です。外国人との関わりは、人権理念がどこまで実践されているのかを教える尺度となっています。

「外国人との変わり」を「外国人の増加についての意見」で見ると、表 17 のとおりです。

表 17 外国人の増加への意見 × 外国人への態度

	親しい友人になりたい	隣人として迎えたい	町民の一人として迎えたい	小計 (%)	付き合いつもりはない	自分の地域にいてほしくない	大崎上島町にいてほしくない	わからない	回答者 (人)
好ましい	19.2	21.0	58.8	99.0	1.1	-	-	-	145
好ましくない	2.2	4.4	21.8	28.4	28.7	22.2	-	20.9	28
わからない	2.8	1.4	47.9	52.1	2.8	-	-	45.1	71
回答者 (人)	25	35	133	193	10	3	-	38	244

※小計は外国人に対する積極的な態度を答えた回答者の合計

大崎上島町における外国人の増加を「好ましい」と答えた回答者は、「好ましくない」と答えた回答者より、明確に、外国人を受け入れる方向で答えています。その内訳は、外国人を「町民の一人として迎えたい」と答えた回答者は 58.8%であり、「隣人として迎えたい」「親しい友人になりたい」と思う回答者は、合わせて 40.2%に上っています。

この回答者は、外国人を積極的に受け入れています。外国人の増加について「わからない」と答えた回答者において、その 47.9%が、外国人を「町民の一人として迎えたい」と答えています。多くの回答者が外国人を受け入れる意見を持っていることは、外国人を忌避しがちな世情にある今日、意味のあることと思われます。

d. 人権問題についての意見

表 8 と表 10 において、「人権」「共生」の基本的な考え方について見ました。調査では、続いて、「人権問題についての意見」を聞いています。表 18 をご覧ください。

質問 8 国際化社会といわれる今日、人権問題は重要な柱となっています。あなたは人権問題についてどのように思いますか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 人権問題への取り組みは、制度として必要である
- 2 人権問題への取り組みは、人を思いやることだから必要である
- 3 人権問題への取り組みは、問題による
- 4 人権問題への取り組みは、わがままな考えだから嫌いだ
- 5 わからない
- 6 その他

表 18 人権問題についての意見 (2016 年・2025 年比較)

	回答者 (人)	比率 (%)	2016 年
制度として必要である	78	32.0	21.7
人を思いやることだから必要である	96	39.3	74.7
小計	174	71.3	96.4
取り組みは問題による	49	20.1	-
わがままな考えだから嫌いだ	3.0	1.2	2.3
その他	-	-	1.3
わからない	18.0	7.4	-
計	244	100.0	300

※小計は人権問題について積極的な意見を答えた回答者の合計

人権問題の取り組みが「必要である」(「制度として必要である」「人を思いやることだから必要である」という方向で答えた回答者は、合わせて 71.3% います。2016 年調査では同じ回答が 96.4% を占めており、今回調査では比率が大きく低下しています。「制度として必要である」と答えた回答者の比率は上昇しましたが、「人を思いやることだから必要である」と答えた回答者の比率は、大きく低下しています。また回答者の 20.1% が、2016 年調査にはなかった選択肢である「人権問題の取り組みは問題による」と答えています。これが、「必要である」の比率の低下に影響していると思われます。とはいえそのことを考慮しても、この結果は、人権問題についての基本的

な考え方が分散している状態を表わすものと思われます。

人権問題についての意見を人権問題への関心、講演会などへの参加について見ると、表19にあるとおりです。

表19 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 人権問題についての意見

	取り組みは必要である	取り組みは問題による	わがままな考えだから嫌いだ	その他	わからない	回答者(人)
関心がある	40.5	42.2	14.5	1.1	1.8	160
関心がない	13.1	36.9	34.5	1.6	13.9	77
参加したことがある	46.2	30.8	21.2	-	1.9	52
参加したことがない	27.9	42.5	20.7	1.7	7.3	179
わからない	30.8	30.8	7.7	-	30.8	13

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に、人権問題の「取り組みは必要である」と答える傾向にあります。しかし「関心がある」回答者のうち、人権問題の「取り組みは問題による」と答えた回答者の比率が、「取り組みは必要である」を超えています。他方で、人権問題に「関心がない」回答者の34.5%が、人権問題の取り組みは「わがままな考えだから嫌いだ」と答えています。取り組み自体に否定的な意識を持つ層が、少なくありません。人権問題への「関心」において、人権問題の「取り組み」への回答は、「必要である」「問題による」「わがままな考えだ」へ分散する傾向にあります。

人権問題についての意見を講演会などへの参加について見ると、講演会などに「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より、明確に、人権問題の取り組みは「必要である」と答える傾向にあります。しかし「参加したことがある」回答者において、取り組みは「問題による」「わがままな考えだから嫌いだ」と消極的・否定的な意見の人が、合わせて52.0%に及んでいます。講演会などに「参加したことがない」回答者においては、取り組みは「問題による」と答えた人が、42.5%に及んでいます。「講演会などへの参加」において、人権問題についての意見は、取り組みは「必要である」「問題による」「わがままな考えだから嫌いだ」へ分散する傾向にあります。

「人権問題についての意見」を「人権についての意見」について見ると、表20のとおりです。

表 20 人権についての意見 × 人権問題についての意見

	取り組みは必要である	取り組みは問題による	わがままな考えだから嫌い	その他	わからない	回答者(人)
人権は無条件に保障されるべきである	36.8	48.0	11.2	-	4.0	125
人権を制約されても仕方ない人がある	34.0	26.4	37.7	1.9	-	53
人権は特定の人びとを優遇しかねない	30.8	26.9	34.6	-	7.7	26
人権により社会に対する甘えが強くなる	-	60.0	20.0	20.0	-	10
わからない	20.7	27.6	13.8	-		29
回答者(人)	78	95	49	3	18	243

「人権は無条件に保障されるべきである」と答えた回答者と「人権は制約されても仕方ない人がある」と答えた回答者との間で、人権問題の取り組みが「必要である」と答えた比率に大きな差はありません。その回答の内訳をみると、「人権は無条件に保障されるべきである」と答えた回答者が、「人権を制約されても仕方ない人がある」と答えた回答者より、人権問題への「取り組みは問題による」と答える傾向にあります。また、「人権を制約されても仕方ない人がある」「人権は特定の人びとを優遇しかねない」と答えた回答者では、人権問題の取り組みは「わがままな考えだから嫌い」と答える比率が高くなっています。

このように「人権問題についての意見」は、「人権についての意見」と相関する関係にありながら、肯定的な方向から限定的・否定的な方向へ分散する傾向にあります。人権についての意見と同様に、人権問題についての意見においても、理念と現実認識が乖離していると思われます。

回答者は、人権問題の解決に向けて、どのような取り組みが必要であると思っているのでしょうか。表 21 をご覧ください。

質問 12 あなたは、一人ひとりの人権が尊重される町にするために、どのような取り組みが必要だと思いますか。重要と思うものを3つまでお答えください。

- 1 学校で子どもたちの人権尊重の意識を育む
- 2 人権啓発 を推進する団体を育成する
- 3 自治会（町内会）を中心に人権啓発を推進する
- 4 地域の行事を活性化して、人の交流を深める
- 5 地域の施設（公民館など）の活動を充実する
- 6 講演会など、行政の人権啓発の施策を充実する
- 7 だれもが気軽に相談できる行政の相談窓口を充実する
- 8 その他
- 9 わからない

表 21 人権問題の取り組み

	回答者 (人)	比率 (%)
学校で子どもたちの意識を育む	149	61.6
人権啓発を推進する団体を育成する	12	5.0
自治会を中心に人権啓発を推進する	27	11.2
地域行事活性化で人の交流を深める	94	38.8
地域の施設の活動を充実する	40	16.5
行政の施策を充実する	48	19.8
行政の相談窓口を充実する	127	52.5
その他	6	2.5
わからない	24	9.9
計	527	100.0

人権問題の解決への取り組みとして、「学校で子どもたちの人権尊重の意識を育む」と答えた回答者がもっとも多くなっています。この回答者は、人権問題の解決において、学校での人権教育が重要だと思っています。次いで、「だれもが気軽に相談できる行政の相談窓口を充実する」と答えた回答者が多く、行政による相談体制の充実が求められています。「地域行事活性化で人の交流を深める」と答えた回答者も多く、人権問題の解決には地域での人と人との繋がりが大切であると思われています。人権問題の解決に取り組む主体や場として、学校（教育）、行政、地域が重視されています。本設問は、人権問題の解決への取り組みについて選択肢を設定しているため、取り組みに消極的・否定的な回答は現われにくくなっています。その点に留意して、数値を読む必要があります。

5 人権問題に対する態度

人権問題に関心があり、人権問題の解決に積極的な意見をもつ回答者は、生活の中で直面する人権問題にどのように向き合っているのでしょうか。人権問題に対する態度は、人権問題の解決への行動を導くものであり、人権問題の知識・認知・意見の実践的な効果を証するものです。人権問題に対する積極的な態度の形成は、人権問題の啓発と学習の最終目的となるものです。

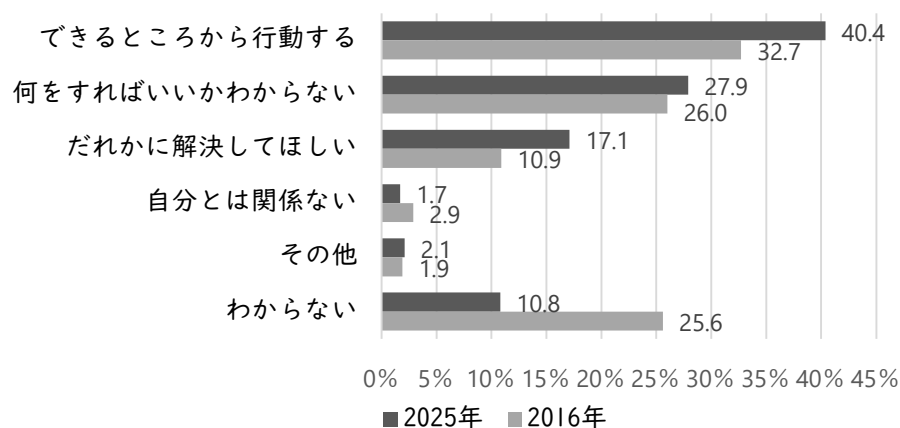
a. 人権問題の解決への関わり

調査では、回答者に人権問題の解決への関わりについて聞いています。図10をご覧ください。

質問11 あなたは、人権問題の解決のためにどうすればいいと思いますか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 日常生活の中で何かできることを考え、できるところから行動する
- 2 自分も何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない
- 3 自分ではどうしようもない問題なので、だれかしかるべき人に解決してほしい
- 4 自分とは直接関係のないことだと思う
- 5 その他
- 6 わからない

図10 人権問題の解決への関わり（2016年・2025年比較）



人権問題の解決への関わりは、「できるところから行動する」と答えた回答者がもっとも多いものの、その比率は40.4%に留まっています。次いで、「自分も何かした

いと思うが、何をすればいいかわからない」と答えた回答者が多く、人権問題を解決する意志を持ちながら行動のイメージが持てていない回答者が、少なくありません。また、「だれかしかるべき人に解決してほしい」「自分とは関係ない」「わからない」と答えた回答者が、合わせて29.6%に達しています。これらの回答者は、人権問題の解決について、積極的な関わりを示していません。しかしこれらの回答者は、「何をすればいいかわからない」と答えた回答者と、人権問題の解決への関わりイメージが持てない点で繋がっていると思われます。これを2016年調査と比較すると、今回調査で、「できるところから行動する」と答えた回答者の比率は上昇し、「わからない」と答えた回答者の比率は低下しています。人権問題の解決への関わりが、やや積極的になっています。しかし、「何をすればいいかわからない」と答えた回答者の比率は、ほぼ同じ水準にあります。

「人権問題の解決への関わり」を「人権問題への関心」について見ると、表22のとおりです。

表 22 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 人権問題の解決への関わり

	できるところから行動する	何をすればいいかわからない	だれかに解決してほしい	自分とは関係ない	その他	わからない	回答者(人)
関心がある	50.4	30.4	9.2	0.5	3.7	5.9	160
関心がない	26.3	9.9	40.0	8.5	0.8	14.5	74
参加したことがある	55.6	25.9	11.1	-	3.7	3.7	54
参加したことがない	35.6	28.7	19.5	1.7	1.7	12.6	174
わからない	41.7	25.0	8.3	8.3	-	16.7	12

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に、「できるところから行動する」と答える傾向にあります。しかし「関心がある」回答者においても、「自分も何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない」と答えた回答者の比率が、小さくありません。人権問題を解決する行動のイメージが持てない回答者が、少なくありません。他方で、人権問題に「関心がない」回答者では、「だれかに解決してほしい」「自分とは関係ない」と答えた回答者が、合わせて48.5%に達しています。これは、人権問題への関わりを自らの課題として捉えきれていない回答者です。そこには、「何をすればいいかわからない」と答えた回答者も含まれると思われます。

「人権問題の解決への関わり」を「講演会などへの参加経験」について見ると、「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より、明確に、「できるところから行動する」と答える傾向にあります。しかし、「自分もなんかしたいと思うが、何をすればいいかわからない」と答えた回答者の比率は、「参加したことがない」回答者とほぼ同じ水準にあります。他方で、「参加したことがない」回答者は、「参加したことがある」回答者より、「だれかしかるべき人に解決してほしい」と答える傾向にあります。ここから、人権問題への関心や人権問題の学習は、人権問題の解決への積極的な関わりを促しているものの、多くの回答者において、人権問題の解決への関わりを育むには至っていません。

「人権問題の解決への関わり」を「人権問題についての意見」について見ると、表23のとおりです。

表 23 人権問題についての意見 × 人権問題の解決への関わり

	できるところから行動する	何をすればいいかわからない	だれかに解決してほしい	自分とは関係ない	その他	わからない	回答者(人)
制度として必要である	47.4	30.8	15.4	1.3	1.3	3.8	78
人を思いやることだから必要である	41.8	35.2	17.6	-	1.1	4.4	91
取り組みは問題による	35.4	18.8	20.8	4.2	4.2	16.7	48
わがままな考えだから嫌いだ	-	-	100.0	-	-	-	2
わからない	17.6	5.9	5.9	-	-	64.7	17
回答者(人)	95	66	41	4	4	26	236

人権問題についての意見について、「制度として必要である」「人を思いやることだから必要である」と答えた回答者のうち、「できるところから行動する」と答えた回答者の比率は、それぞれ 47.4%、41.8%に留まっています。また、「できるところから行動する」において、「人を思いやることだから必要である」と答えた回答者と「取り組みは問題による」と答えた回答者との間に、大きい比率の差はありません。他方で、人権問題について積極的な意見を持つ回答者の多くが「自分も何かをしたいが、何をすればよいかかわからない」と答えており、これに「だれかしかるべき人に解決してほしい」と答えた回答者が続いています。ここで「だれかしかるべき人に解決

してほしい」には、人権問題を他人事とするというだけではなく、「自分も何かしたいが、何をすればいいかわからない」と答えた回答者も含まれると思われます。それは、人権問題を解決したいと思ってはいても、行動のイメージを持っていない回答者です。

「人権問題の解決への関わり」においては、多くの回答者が「できるところから行動する」と答えながら、人権問題の解決に向けてどうすればいいのかわからない状態にあります。人権問題への関心や学習により育まれた積極的な意見は、実践的な態度に十分に至っていません。人権問題の理解を理念に留めることなく、生活に即した具体的な課題として位置づけて、問題解決への行動のイメージを促すような人権問題の学習が必要であると思われます。

b. 差別行為への対応

質問 10 職場や地域、友人関係において人権侵害や差別に関わる言動が出たとき、あなたならどうしますか。

- 1 自分で差別のまちがいを説明する
- 2 説明する自信がないので、そのままにしておく
- 3 自分には関係のないことだから、そのままにしておく
- 4 相手の意見にあわせてしまう
- 5 その他

人権問題に対する態度がはっきり問われるのは、実際に差別する・される行為に直面したときです。表 24 をご覧ください。

表 24 差別行為への態度（2016 年・2025 年比較）

	回答者（人）	比率（％）	2016 年
まちがいを説明する	78	32.0	36.1
説明する自信がない	117	48.0	37.5
自分には関係ない	14	5.7	12.4
相手の意見にあわせてしまう	5	2.0	6.5
その他	30	12.3	7.6
計	244	100.0	100.0

差別行為を見聞きしたり、自分が差別を受けたときに「差別のまちがいを説明する」と答えた回答者は、32.0%に留まっています。他方で、「説明する自信がないので、そのままにしておく」と答えた回答者は、48.0%に達しています。また「自分には関係ない」「相手の意見にあわせてしまう」と答えた回答者の比率は、合わせて 7.7%に

留まっています。「その他」の回答者は 12.3%ですが、それは「見て見ぬふりをする」などの意味でしょうか。以上から、多くの回答者には、差別行為にしっかり対応する力が育まれていないことが分かります。2016 年調査と比較すると、「差別のまちがいを説明する」の比率はやや低下し、「説明する自信がない」の比率が上昇しています。

「差別行為への対応」を「人権問題への関心」「講演会などへの参加経験」について見ると、表 25 のとおりです。

表 25 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 差別行為への対応

	まちがいを説明する	説明する自信がない	自分には関係ない	相手の意見にあわせてしまう	その他	回答者(人)
関心がある	37.7	40.1	3.5	1.5	17.3	163
関心がない	11.5	56.4	19.5	5.5	7.2	74
参加したことがある	41.5	43.4	1.9	-	13.2	53
参加したことがない	28.3	51.1	6.1	1.7	12.8	180
わからない	45.5	18.2	18.2	18.2	-	11

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に「差別のまちがいを説明する」と答える傾向にあります。しかし「関心がある」回答者において、「説明する自信がない」と答えた回答者の比率が、「まちがいを説明する」を上回っています。人権問題に「関心がない」回答者では、「説明する自信がない」と答えた回答者の比率がさらに大きくなり、これに「自分には関係ない」と答えた回答者が加わります。回答者の多くは、差別行為を認知しても、それを正す心理的なハードルが高く、尻込みしています。

差別行為への対応を講演会などへの参加経験について見ると、講演会などに「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より、明確に、「差別のまちがいを説明する」と答える傾向にあります。ここでも、「説明する自信がない」と答えた回答者の比率が、「差別のまちがいを説明する」と答えた回答者の比率を上回っています。講演会などに「参加したことがない」回答者では、その傾向が一層顕著になっています。

先に見たように、人権問題への関心や人権の学習は、人権問題についての知識や認知、意見を育んでいます。人権問題に対する態度においても、一応、そのような傾向は確認されます。しかし多くの回答者は、直面する差別行為にしっかり対応できていません。そこでは、豊富な知識や積極的な認知・意見が、役立っていません。そこに、人権問題の解決の困難さを見ることができません。人権啓発や学習は、人権問題の解決への力を十分に育んでいません。人権啓発や学習を通して、どうすればその力を育むことができるのかが問われています。

c. 結婚についての意見

質問 9 結婚は二人の合意により成立することになっていますが、現実にはいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。あなたはどのよう
にお考えですか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 当人同士の合意があればよい。まわりの意見に左右されるべきではない
- 2 家族やまわりの人の意見も無視できないが、当人同士の合意がより尊重されるべきである
- 3 当人同士の合意も無視できないが、家族やまわりの人の意見がより尊重されるべきである
- 4 当人同士の合意より、家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである
- 5 わからない

結婚は、結婚する当人にとって人生の重要な出来事であると同時に、家族にとっても大きな関心事です。そのため、結婚に際して家族が関与し、その考えが当人の選択に影響する場合があります。家族の意見をどのように受け止めるかは、当人の人生に関わる重大な問題です。調査では、回答者に「結婚はどうあるべきか」について意見を聞いています。ただしこれは、自分や家族の結婚において実際にどのよう
に行動したかを聞いたものではありません。その点に留意する必要があります。表 26
をご覧ください。

表 26 結婚についての意見 (2016 年・2025 年比較)

	回答者 (人)	比率 (%)	2016 年
当人同士の合意があればよい	48	19.4	15.6
当人同士の合意がより尊重される	179	72.2	77.5
小計	227	91.6	93.1
家族や周りの意見がより尊重される	10	4.0	4.6
家族や周りの意見が尊重される	2	0.8	2.3
わからない	9	3.6	-
計	248	100.0	100.0

多くの回答者が、「当人同士の合意がより尊重される」と答えています。これに「当人同士の合意があればよい」と答えた回答者を加えると、91.6%に達します。ほとんどの回答者が、結婚は「当人同士の合意」を尊重すべきであると思っています。この傾向は、2016年調査も同じであり、結婚の「あるべき姿」についての回答者の意識は、変わっていません。

「結婚についての意見」を性別・年齢階層について見ると、表27のとおりです。

表27 性別・年齢階層 × 結婚についての意見

	当人同士の合意があればよい	当人同士の合意がより尊重される	小計 (%)	家族や周りの意見がより尊重される	家族や周りの意見が尊重される	わからない	回答者 (人)
男	30.5	59.0	89.5	4.8	1.0	4.8	105
女	11.4	81.1	92.5	3.8	0.8	3.0	132
その他	-	100.0	100.0	-	-	-	10
若年層	28.6	64.3	92.9	3.6	-	3.6	56
中年層	13.3	78.1	91.4	3.1	0.8	4.7	128
高年層	23.8	66.7	90.5	6.3	1.6	1.6	63

性別では、男性・女性ともに、ほとんどの回答者が結婚について「当人同士の合意」を重視する方向で答えています。その上で、男性は、女性より「当人同士の合意があればよい」と答える傾向にあり、女性は男性より「当人同士の合意がより尊重されるべきである」と答える傾向にあります。この傾向の差は、家族における性別役割や意思決定への関与のジェンダー差を反映していると思われる。

年齢階層でも、どの年齢層においても、ほとんどの回答者が、結婚は「当人同士の合意を尊重する」とする方向で答えています。その上で、若年層の回答者は、高年層・中年層より「当人同士の合意があればよい」と答える傾向にあります。他方で、中年層の回答者は、高年層・若年層より「当人同士の合意がより尊重されるべきである」と答える傾向にあります。この傾向の差は、結婚をめぐる立場や経験の違い、すなわち当事者として結婚を考える世代と、家族として子どもの結婚に関わる可能性のある世代との違いによると思われる。

別途に、「結婚についての意見」を「人権問題への関心」「人権問題への関心」「講演会などへの参加経験」について見ましたが、いずれも、回答の傾向に大きな差は見られませんでした。

このように、結婚の「あるべき姿」において、ほとんどの回答者は、当人同士の合意を重視する意見にあります。実際の結婚においてそうなのかについては、そのとき

人びとはどうしたかを見る必要があります。調査では、それを推察する設問として、回答者に結婚相手を考えるときにどのような点が気になるかを聞いています。

質問 あなたやご家族が結婚相手を考えるときに、どのようなことが気になりますか。とくに気になることを3つまでお答えください。

- 1 出身地 2 学歴 3 職業 4 経済力
 5 家柄 6 離婚歴 7 宗教 8 国籍や民族
 9 その他 10 気になることはない

回答者の意見は、表 28 の通です。

表 28 結婚相手を考えるときに気になること

	回答者	比率
出身地	20	8.2
学歴	11	4.5
職業	81	33.2
経済力	125	51.2
家柄	21	8.6
離婚歴	37	15.2
宗教	76	31.1
国籍や民族	33	13.5
その他	29	11.9
気になることはない	54	22.1
計	244	100.0

結婚相手を考えるときに「気になることはない」と答えた回答者は、22.1%に留まっています。多くの回答者は、結婚相手について何らかの点が気になると答えています。「気になる」の中身は、どれも結婚する本人が家族に相談し、家族の意向が結婚に影響する可能性のある事柄です。具体的には、結婚相手の「経済力」や「職業」を気にすると答えた回答者がもっとも多く、これに「宗教」を挙げる回答者が続いています。宗教が気になることについては、近年の宗教をめぐる事件報道の影響があると思われます。他方で、国籍や民族を気にすると答えた回答者は、13.5%に留まっています。しかしそれは、実際の結婚において国籍や民族を問わないことを意味するものではないと思われます。

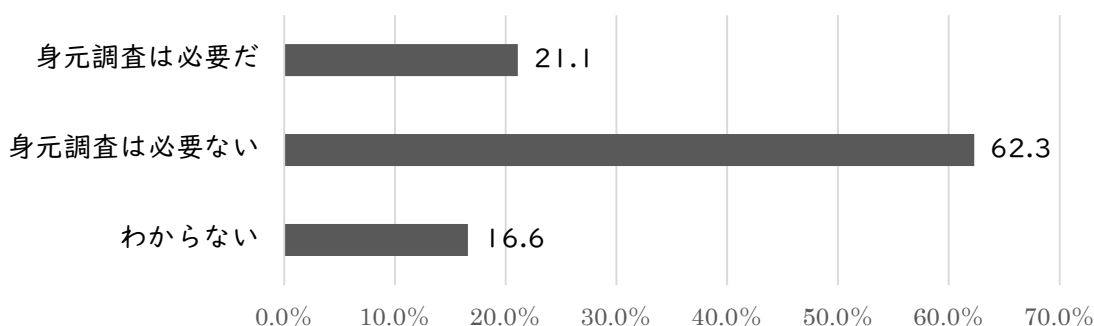
d. 身元調査についての意見

さらに調査では、回答者に身元調査についての意見を聞いています。図 11 をご覧ください。

質問 家族のだれかが結婚するとき、相手や相手の家族のことを調べる身元調査が行われることがあります。あなたは身元調査についてどう思いますか。

- 1 結婚は家族にとって大切な出来事だから、身元調査は必要だ
- 2 どちらかといえば身元調査は必要だ
- 3 結婚は当事者の合意に基づいて行うものだから、身元調査は必要ない
- 4 どちらかといえば身元調査は必要ない
- 5 わからない

図 11 身元調査への意見



ここでは、「結婚は家族にとって大切な出来事だから、身元調査は必要だ」と「どちらかといえば身元調査は必要だ」を「身元調査は必要だ」の意見としてくくり、「結婚は当事者の合意に基づいて行うものだから、身元調査は必要ない」と「どちらかといえば身元調査は必要ない」を「身元調査は必要ない」の意見としてくくります。

身元調査は「必要ない」と答えた回答者は、62.3%です。それは、表 28 において、多くの回答者が、結婚相手についてさまざまなことが「気になる」と答えていたことと整合しません。そこには、理念と実際との乖離があると思われます。その点をさらに、「身元調査への意見」を「結婚についての意見」について見ると、表 29 のとおりです。

表 29 結婚についての意見×身元調査への意見

	必要だ	必要でない	わからない	回答者 (人)
本人同士の合意があればよい	12.5	81.3	6.3	48
本人同士の合意がより尊重される	24.8	59.5	15.7	178
家族や周りの意見がより尊重される	20.0	60.0	20.0	10
家族や周りの意見が尊重される	-	50.0	50.0	2
わからない	-	22.2	77.8	9
回答者 (人)	52	154	41	247

結婚について「本人同士の合意を尊重する」方向で答えた回答者は、明確に、身元調査は「必要でない」と答える傾向にあり、双方の、意見は整合しています。しかし前掲の表 26 では、回答者の 91.6% が、「本人同士の合意を尊重する」方向で答えていました。「本人同士の合意を尊重する」と答えた回答者において、身元調査が「必要でない」と答えた回答者は、「本人同士の合意があればよい」「本人同士の合意がより尊重される」の比率を平均して) 70.4% でした。結婚相手の気になることを含めて、この比率の差に、身元調査が実際にどうであるかを推察することができます。

「身元調査への意見」を「人権問題への関心」について見ると、表 30 のとおりです。

表 30 人権問題への関心・講演会などへの参加×身元調査についての意見

	必要だ	必要でない	わからない	回答者 (人)
関心がある	21.3	67.3	11.3	164
関心がない	19.5	54.4	26.2	77
参加経験あり	16.7	64.8	18.5	54
参加経験なし	21.1	62.8	16.1	180
わからない	38.5	46.2	15.4	13

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に、身元調査は「必要でない」と答える傾向にあります。しかし、「関心がある」回答者の21.3%は、身元調査を「必要だ」と答えており、それは「関心がない」回答者を上回っています。さらに「関心がある」回答者の11.3%は、「わからない」と答えています。人権問題に関心がある回答者においても、身元調査について意見は、分散しています。

「身元調査への意見」を「講演会などへの参加経験」について見ると、「参加したことがある」回答者は、身元調査を「必要でない」と答える傾向にあるものの、比率は「参加したことがない」回答者の比率とほとんど変わりません。

ここから、人権問題への関心や学習と身元調査への意見は、明確に相関する関係にはありません。そこでは、「関心」や「学習」の実践的な力が問われています。

身元調査については、「第Ⅲ部 部落問題に関する意識」でもう一度立ち還ります。

身元調査の問題に関わって、大崎上島町では、本人通知制度を拡充し、住民票や戸籍謄本の写しを代理人、司法書士、行政書士などの第三者に交付した場合には、本人通知の事前登録の有無にかかわらず、交付した事実を通知しています。この取り組みは、住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防止する観点からは、一定の前進といえます。他方で、通知の内容には請求者の氏名や住所は含まれておらず、司法書士や行政書士などが正当な手続きを踏んだ上で請求した場合、その請求目的までは把握できない現状にあります。この点は、司法書士や行政書士等の専門職の職業倫理に委ねられています。大崎上島町においても、毎年一定数の本人通知が行われていますが、現時点では、これらの交付がいずれも正当な目的に基づくものであったと理解されています。

6 人権問題の学習

報告書の冒頭において、「人権問題への関心」の意味を確認し、それと「人権問題の学習」の関係について分析しました。そして人権問題への関心は、人権問題に関する知識や認知、意見を育んでいることが分かりました。また表4に見たように、人権問題への関心は、人権問題の学習機会への参加と相関する関係にあることが分かりました。しかし他方で、「関心」や「学習」が、人権問題への積極的な態度や、問題解決への積極的な関わりを十分に育んでいないことも分かりました。では回答者は、どのように人権問題を学習してきたのでしょうか。

a. 家族との人権問題の話題

回答者に、過去1年間に家族との間で人権問題について話題にしたことがあるかどうかについて聞いています。表31をご覧ください。

表31 家族との人権問題の話題（2016年・2025年比較）

	回答者	比率	2016年
よく話題にした	8	3.4	0.9
ときどき話題にした	72	30.3	22.0
小計	80	33.7	22.9
ほとんどしなかった	76	31.9	37.1
まったくしなかった	47	19.7	30.5
一人暮らし	35	14.7	9.4
計	238	100.0	100.0

家族との間で人権問題について「よく話題にした」と「ときどき話題にした」を「話題にしたことがある」とくくります。回答者の33.7%が、「話題にしたことがある」と答えています。2016年調査と比較すると、その比率は上昇しています。

別途に「家族と人権問題について話題にしたか」を性別で見ると、女性は男性より「話題にしたことがある」と答える傾向にありました（女性38.0%、男性27.6%）。それは、女性の方が、ジェンダーに関わる問題など、人権問題を身近な話題として捉える機会が多いためと思われる。また年齢階層では、顕著な傾向は見られませんでした。

家族との間で人権問題を「話題にした」回答者は、どのような人権問題について話題にしたのでしょうか。表32をご覧ください。

質問5-1 話題にしたのはどのような問題でしたか。3つまでお答えください。

表 32 家族との間で話題にした人権問題

	回答者（人）	比率（％）
女性の人権	26	33.3
子どもの人権	34	43.6
障がい者の人権	18	23.1
高齢者の人権	17	21.8
アイヌの人権	3	3.8
外国人の人権	18	23.1
インターネットと人権	34	43.6
ハラスメント	27	34.6
HIV / エイズと人権	1	1.3
犯罪被害者の人権	7	9.0
出所者の人権	1	1.3
性的マイノリティの人権	6	7.7
その他	5	6.4
計	78	100.0

回答者が話題にした人権問題には、子どもやインターネットの問題を中心に、ハラスメントやジェンダーの人権問題などがあります。これらは、直接・間接に家族の生活と関わる中身であり、またメディアで繰り返し報道されており、家族の間で話題にされやすかったと思われます。なお本設問の選択肢に「部落差別」を含めていません。部落差別をめぐる回答者の意見や態度については、「第Ⅲ部 部落問題に関する意識」で分析します。

b. 講演会などへの参加

調査では、回答者に対して過去 1 年間に人権問題に関する講演会・研修会・学習会などへ参加したことがあるかどうかを聞いています。表 33 をご覧ください。

表 33 講演会などへの参加

	回答者 (人)	比率 (%)
参加したことがある	54	21.7
参加したことがない	182	73.1
わからない	13	5.2
計	249	100.0

人権問題に関する講演会などに「参加したことがある」回答者は、21.7%に留まっています。講演会などは、町民が人権問題について学ぶ重要な場です。参加の比率が低いことは、学習機会への取り組みの課題としてあります。

別途に、「講演会などへの参加」を性別で見ましたが、男性・女性で大きな差は見られませんでした。年齢階層でも、高年層の比率がやや低いだけで、全体に大きな差は見られませんでした。

質問 16-1（講演会などに参加したことがある人に）参加したのはどのような講演会・研修会・学習会でしたか。次の中からいくつでもお答えください。

- 1 町が主催する講演会・研修会・学習会
- 2 学校での講演会・研修会・学習会
- 3 職場での講演会・研修会・学習会
- 4 人権関係団体などが主催する講演会・研修会・学習会
- 5 その他

「参加したことがある」回答者（54人）は、どのような学習の機会に参加したのでしょうか。表 34 をご覧ください。回答数が少ないため、比率の算出は行いません。

表 34 参加した講演会などの主催

	回答者 (人)
町主催の講演会等	21
学校での講演会等	2
職場での講演会等	23
人権関係団体主催の講演会等	14
その他	2
計	54

講演会などは、職場や学校で行われたものが多くなっています。しかし講演会などの主催者や場所がどうであれ、参加した回答者は少ない状態です。講演会などの開催を増やすことに加えて、町民が参加しやすい日時や場所、開催方法を工夫することが必要と思われます。

講演会などに「参加した」回答者は、それらが人権問題の学習に役立ったと知っているでしょうか。表 35 をご覧ください。

質問 16-2（講演会などに参加したことのあつた 54 人に）それはあなたの人権問題の学習に役立ったと思ひますか。

- 1 役立ったと思ひ
- 2 どちらかといへば役立ったと思ひ
- 3 どちらかといへば役立たなかつたと思ひ
- 4 役立たなかつたと思ひ
- 5 わからなひ

表 35 講演会などの効果

	回答者 (人)
役立ったと思ひ	43
役立たなかつたと思ひ	6
わからなひ	2
計	51

ここで「役に立ったと思ひ」と「どちらかといへば役に立ったと思ひ」を「役に立ったと思ひ」にくくり、「役に立たなかつたと思ひ」と「どちらかといへば役に立たなかつたと思ひ」を「役に立たなかつたと思ひ」とくくりまひ。講演会などが「役に立ったと思ひ」回答者は 49 人で、全体の 84.3%です。先に見たように、講演会などに「参加したことがある」回答者は、人権問題に関する知識や認知、意見と相関する関係にありまひ。講演会などの学習機会は、人権問題の理解を深めてくれます。その中身を充実させる必要があつたと思ひまひ。

次に、講演会などに「参加したことがなひ」回答者に、参加しなかつた・できなかつた理由を聞いていまひ。表 36 をご覧ください。

質問 16-3 （講演会などに参加したことのない 182 人に）参加したことがないのはどうしてですか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 講演会・研修会・学習会があることを知らなかった
- 2 参加したかったが都合がつかなかった
- 3 人権と聞くとおぼろかしそうだったから
- 4 人権問題に関心がないから
- 5 その他
- 6 とくに理由はない

表 36 講演会などに参加しなかった・できなかった理由

	回答者 (人)	比率 (%)
講演会・研修会・学習会があることを知らなかった	48	27.0
参加したかったが都合がつかなかった	19	10.7
人権と聞くとおぼろかしそうだったから	20	11.2
人権問題に関心がないから	15	8.4
その他	4	2.2
とくに理由はない	72	40.4
計	178	100.0

講演会などに参加しなかった・できなかった理由では、「とくに理由はない」と答えた回答者が 40.4%でもっとも多くなっています。これらの回答者には、講演会などへの参加は、とくに気にする事柄ではなかったと思われます。次いで、講演会などがあることを「知らなかった」回答者が 27.0%です。講演会などの開催の通知が町民に十分に伝わっていなかったと思われます。「人権と聞くとおぼろかしそうだったから」「人権問題に関心がないから」と答えた回答者が、合わせて 19.6%です。講演会などの中身を分かりやすく、生活に即したテーマに沿って、町民の関心を高める工夫が必要となります。

c. 人権啓発記事の講読

回答者は、毎月発行される町広報の人権啓発記事「人権の視点」をどの程度読んでいるのでしょうか。表 37 をご覧ください。

表 37 人権啓発記事の講読（2016 年・2025 年比較）

	回答者 (人)	比率 (%)	2016 年
読んでいる	147	59.8	62.8
読んでいない	98	39.8	35.9
その他	1	0.4	1.3
計	246	100.0	312.0

人権啓発記事を「読んでいる」回答者は、59.8%です。この比率は、2016 年調査との間で大きな変化は見られません。人権啓発記事を読んでいる町民は少なくないものの、より多くの啓発を促すには、記事の中身や表現について、さらに工夫の必要があると思われます。

啓発記事を「読んでいるかどうか」を性別・年齢階層で見ると、表 38 のとおりです。

表 38 性別・年齢階層 × 人権啓発記事の講読

	読んでいる	読んでいない	その他	回答者 (人)
男	48.5	50.5	1.0	103
女	68.2	31.8	-	132
その他	70.0	30.0	-	10
若年層	41.1	58.9	-	56
中年層	68.3	31.7	-	126
高年層	58.7	39.7	1.6	63

性別では、女性の回答者は、男性の回答者より「読んでいる」と答える傾向にあります。これは、男性より女性が生活の中で町広報に接する機会がより多いためと思われます。年齢階層では、中年層は高年層より、高年層は若年層より「読んでいる」と答える傾向にあります。啓発記事の講読は、人権問題に関心があるかないかだけではなく、町広報が情報源としてどれほど読まれているかにも影響を受けていると思われます。そのことを念頭に数値を読む必要があります。

7 人権を侵害された・侵害した経験

a. 人権を侵害された経験

一般に、人権を侵害された経験は、人権や人権問題に関する意見や態度の形成に影響を与えると思われます。実際にそうなのでしょうか。調査では、まず、回答者に人権を侵害された経験があるかないかを聞いています。表 39 をご覧ください。

表 39 人権を侵害された体験（2016年・2025年比較）

	回答者(人)	比率 (%)	2016年
ある	81	33.5	19.7
ない	98	40.5	51.3
わからない	63	26.0	28.9
計	242	100.0	304

人権を侵害されたことが「ある」と答えた回答者は、33.5%です。「わからない」と答えた回答者にも、人権を侵害された経験がある人が含まれると思われます。人権を侵害された経験がある回答者の比率は、2016年調査よりも上昇しています。この変化については、人権侵害が増加したというよりも、自らの経験を人権侵害とする気づきが敏くなったためと思われます。

人権を侵害された経験を性別・年齢階層で見ると、表 40 のとおりです。

表 40 性別・年齢階層 × 人権を侵害された体験

	ある	ない	わからない	回答者 (人)
男	27.9	50.0	22.1	104
女	36.2	34.6	29.1	127
その他	60.0	10.0	30.0	10
若年層	30.4	44.6	25.0	56
中間層	42.4	31.2	26.4	125
高年層	16.7	56.7	26.7	60

性別では、女性の回答者は、男性の回答者より人権を侵害された経験が「ある」と答える傾向にあります。それは、女性が男性より人権侵害を経験・認知する機会が多いためと思われます。また女性の回答者は、「わからない」と答える傾向にあります。それは、人権侵害かどうかの判断が難しいことが多いためと思われます。人権を侵害されたかどうかは、つねに自明な事柄ではありません。

年齢階層では、中年層の回答者が、若年層・高年層の回答者より人権を侵害されたことが「ある」と答える傾向にあります。これは、中年層が、仕事や地域活動など社会的活動の中心を担う世代であり、ハラスメントなどに出会う機会が多いためと思われます。また中年層は、同和教育を経験した世代であり、人権侵害であるとの気づきが敏いためと思われます。ただしこの後で見ますが、同和教育の記憶は次第に薄れてきており、その点、数値を慎重に解釈する必要があります。

質問 13-1 (人権を侵害されたことが「ある」と答えた回答者に対して) どのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。その内容について、次の中からいくつかでもお答えください。

- 1 うわさ、悪口、かげ口
- 2 仲間はずれ、嫌がらせ
- 3 名誉・信用の毀損、侮辱
- 4 職場での不当な待遇
- 5 地域での嫌がらせ
- 6 学校でのいじめ
- 7 プライバシーの侵害
- 8 家族や恋人など身近な人による暴力（ドメスティック・バイオレンス）
- 9 セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
- 10 ストーカー行為（つきまとい行為）
- 11 身体的・精神的な虐待
- 12 悪臭・騒音などの公害
- 13 その他

人権を侵害されたことが「ある」と答えた回答者81人は、どのような人権侵害を経験したのでしょうか。表 41 をご覧ください。

表 41 人権を侵害された場面

	回答者（人）	比率（％）
うわさ、悪口、かげ口	41	50.6
仲間はずれ、嫌がらせ	23	28.4
名誉・信用の毀損、侮辱	16	19.8
職場での不当な待遇	24	29.6
地域での嫌がらせ	8	9.9
学校でのいじめ	14	17.3
プライバシーの侵害	16	19.8
家族や恋人による暴力(DV)	5	6.2
セクハラ	6	7.4
ストーカー行為	2	2.5
身体的・精神的な虐待	11	13.6
悪臭・騒音などの公害	5	6.2
その他	5	6.2
計	81	100.0

人権を侵害された場面では、「うわさ、悪口、かげ口」を挙げる回答者がもっとも多く、これに「職場での不当な待遇」や「仲間外れ、嫌がらせ」などが続いています。表 40 で見たように、中年層の回答者は、若年層・高年層の回答者より人権を侵害された経験が「ある」と答える傾向にあります。それと合わせて、中年層では、「職場での不当な待遇」や「身体的・精神的な虐待」といった、労働環境や人間関係に関わる人権侵害が、他の年齢階層より多いと思われます。

質問 13-2 （人権を侵害されたことが「ある」と答えた回答者に対して）その時、あなたはどのような対応をしましたか。次の中からいくつでもお答えください。

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 友だちや同僚に相談した | 2 家族や親戚に相談した |
| 3 職場の上司に相談した | 4 弁護士に相談した |
| 5 法務局または人権擁護委員に相談した | |
| 6 町役場に相談した | 7 警察に相談した |
| 8 民間団体に相談した | 9 自分で解決した |
| 10 何もしないで我慢した | 11 その他 |

人権を侵害されたことが「ある」と答えた回答者は、そのときどのように対応したのでしょうか。表 42 をご覧ください。

表 42 人権侵害されたときの対応（2016年・2025年比較）

	回答者 (人)	比率 (%)	2016年
友だちや同僚に相談	31	39.2	18.1
家族や親戚に相談	20	25.3	38.6
職場の上司に相談	10	12.7	5.3
警察に相談	6	7.6	0.0
弁護士に相談	3	3.8	0.0
法務局、人権擁護委員に相談	1	1.3	0.0
町役場に相談	1	1.3	5.3
民間団体に相談	0	0.0	1.8
自分で解決した	14	17.7	19.3
何もしないで我慢した	35	44.3	54.4
その他	10	12.7	8.8
計	79	100.0	57

人権侵害を受けたときに「何もしないで我慢した」回答者がもっとも多く、これに「家族や親戚に相談した」「友だちや同僚に相談した」など、身近な人間関係の中で対応した回答者、さらに「自分で解決した」回答者が続いています。2016年調査と比較すると、「何もしないで我慢した」の比率が低下し、「友だちや同僚に相談した」が上昇しています。他方で、2016年調査と同様、「何もしないで我慢した」「自分で解決した」などの対応が多くなっています。「友だちや同僚」や「職場の上司」に相談したと答えた回答者の比率は、中年層で他の年齢階層より多い傾向にあります。また、「法務局・人権擁護委員」や「町役場」「警察」などの公的機関・制度・専門家に相談した回答者は少数です。それらは、町民にとって馴染みがない相談相手と思われるようです。行政には、それらを相談しやすい場に工夫する課題があると思われれます。

質問 18 大崎上島町には、人権に関わる各種の委員がいます。次の委員がいることを、あなたは知っていますか。知っている委員をすべてお答えください。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1 民生委員・児童委員 | 2 行政相談員 |
| 3 人権擁護委員 | 4 保護司 |
| 5 母子・父子自立相談員兼家庭相談員 | |
| 6 社会教育委員 | |
| 7 教育委員 | |

大崎上島町には、町民が抱える人権問題に対応するために各種の相談機関や制度が設けられ、それらを担う委員も配属されています。機関・制度・委員について、回答者はどの程度認知しているのでしょうか。表 43 をご覧ください。

表 43 人権関連委員の認知

	回答者 (人)	比率 (%)
民生委員・児童委員	216	93.9
行政相談員	115	50.0
人権擁護委員	66	28.7
保護司	99	43.0
母子・父子自立相談員兼家庭相談員	29	12.6
社会教育委員	60	26.1
教育委員	144	62.6
計	230	100.0

民生委員・児童委員が、回答者にもっとも知られており、これに教育委員、行政相談委員、保護司が続いています。それらの機関・制度・委員を知る回答者は、複数回答としては少数に留まっています。それらを利用することが、町民の権利であることが周知されていないと思われます。それらが気軽に相談でき、親身に相談に応じてくれる場であることを、一層町民に周知させる必要があると思われます。

人権を侵害された経験は、人権問題に関する認知・意見・態度とどのように関係するのでしょうか。図 5 で見たように、「人権を侵害された経験がある」回答者は、「経験がない」回答者より、人権問題に「関心がある」と答える傾向にあります。しかし、人権を侵害された経験と人権問題についての意見の関係は、単純ではありません。表 44 をご覧ください。

表 44 人権を侵害された経験 × 人権についての意見

	無条件に保障されるべき	制約されても仕方がない人がいる	特定の人びとを優遇しかねない	社会に対する甘えが強くなる	わからない	回答者(人)
経験がある	53.8	26.3	13.8	-	6.3	80
経験がない	53.1	16.3	8.2	7.1	15.3	98
わからない	41.9	24.2	11.3	4.8	17.7	62
回答者(人)	121	52	26	10	31	240

「人権は無条件に保障されるべきである」という意見では、人権を侵害された「経験がある」回答者と「経験がない」回答者との間で、比率に差は見られません。他方で、人権を侵害された「経験がある」回答者は、「経験がない」回答者より、「人権を制約されても仕方がない人がいる」「人権の保障は特定の人びとを優遇しかねない」など、人権の保障に一定の制約を認める傾向にあります。すなわち、人権を侵害された経験は、人権問題への関心を高めてはいますが、人権の保障については意見が分かれる傾向にあります。

人権を侵害された経験を「人権問題についての意見」について見ると、表 45 のとおりです。

表 45 人権を侵害された経験 × 人権問題についての意見

	制度として必要である	人を思いやることだから必要である	小計(%)	問題による	わがままな考えだから嫌い	わからない	回答者(人)
経験がある	41.8	32.9	74.7	20.3	1.3	3.8	79
経験がない	24.7	42.3	67.0	20.6	2.1	10.3	97
わからない	32.3	41.9	74.2	17.7	-	8.1	62
回答者(人)	77	93	170	47	3	18	238

人権を侵害された「経験がある」回答者は、「経験がない」回答者より、人権問題への取り組みは「制度として必要である」と答える傾向にあります。ただし比率とし

では、「経験がある」回答者が「経験がない」回答者を明確に上回るほどではありません。他方で「人を思いやることだから必要だ」の意見では、「経験がない」回答者の比率が、「経験がある」回答者の比率を上回っています。人権を侵害された経験と人権問題についての意見は、明確には相関していません。

人権を侵害された経験を人権問題の解決への関わりについて見ると、表 46 のとおりです。

表 46 人権を侵害された経験 × 人権問題の解決への関わり

	できる ところ から行 動する	何をす ればい いかわ からない	だれか に解決 してほしい	自分と は関係 ない	その他	わから ない	回答者 (人)
経験がある	50.6	26.0	7.8	1.3	6.5	7.8	77
経験がない	39.8	23.5	21.4	3.1	-	12.2	98
わからない	28.6	36.5	22.2	-	-	12.7	63
回答者 (人)	96	66	41	4	5	26	238

人権を侵害された「経験がある」回答者は、「経験がない」回答者より、明確に、「できるところから行動する」と答える傾向にあります。しかし、「自分も何かをしたいが、何をすればいいかわからない」と答えた比率では、「経験がない」回答者とあまり変わりません。人権を侵害された経験は、人権問題の認知や関心を促してはいるものの、人権・人権問題の意見や態度と明確に相関する関係にはありません。

b. 他人の人権を侵害した経験

調査では、他人の人権を侵害した経験について聞いています。他人の人権を侵害した経験があると思っている回答者は、人権問題についてどのような意見と態度にあるのでしょうか。表47をご覧ください。

質問14 あなたは、他人の人権を侵害したり、差別したりしたことがあると思いますか。

- 1 あると思う 2 多少はあると思う 3 ほぼないと思う
4 ないと思う 5 わからない

表 47 他人の人権を侵害した経験

	回答者 (人)	比率 (%)
あると思う	91	37.9
ないと思う	118	49.2
わからない	31	12.9
計	240	100.0

ここでは、他人の人権を侵害したことが「あると思う」と「多少はあると思う」を「あると思う」とくり、「ほぼないと思う」と「ないと思う」を「ないと思う」とくりまします。他人の人権を侵害したことが「あると思う」回答者は、37.9%に達しています。「わからない」と答えた回答者の中にも、他人の人権を侵害した経験がある人がいると思われます。多くの回答者が、他人の人権を侵害した経験があると自覚しています。しかしその自覚は、自己省察や人権意識の上昇を促しているでしょうか。

別途に、他人の人権を侵害した経験を性別で見ましたが、侵害したことが「あると思う」と答えた比率は、男性と女性の間には顕著な差は見られませんでした。年齢階層では、中年層で「あると思う」と答えた比率がやや高い傾向にありました（若年層36.3%、中年層40.4%、高年層33.4%）。それは、中年層の社会的立場によるものと思われるが、比率の差は大きいとは言えません。

他人の人権を侵害した経験を「人権問題への関心」について見ると、表 48のとおりです。

表 48 他人の人権を侵害した経験 × 人権問題への関心

	関心がある	関心がない	回答者 (人)
あると思う	71.4	28.6	91
ないと思う	73.1	26.9	108
わからない	45.7	54.3	35
回答者 (人)	160	73	234

他人の人権を侵害したことが「あると思う」回答者と「ないと思う」回答者との間で、人権問題への関心についてほとんど比率の差は見られません。

他人の人権を侵害した経験を「人権についての意見」について見ると、表 49のとおりです。

表 49 他人の人権を侵害した経験 × 人権についての意見

	無条件に保障されるべき	制約されても仕方がない人がいる	特定の人びとを優遇しかねない	社会に対する甘えが強くなる	わからない	回答者(人)
あると思う	51.2	24.1	11.2	4.5	9.0	89
ないと思う	58.0	17.6	7.7	5.0	11.9	108
わからない	38.7	25.8	9.7	-	25.8	31
回答者(人)	120	51	25	10	32	238

「人権は無条件に保障されるべきである」と答えた比率において、他人の人権を侵害したことが「ないと思う」回答者が「あると思う」回答者を上回っています。逆に、「人権の保障は制約されても仕方がない人がいる」「特定の人々を優遇しかねない」では、他人の人権を侵害したことが「あると思う」回答者の比率が、「ないと思う」回答者を上回っています。人権を侵害した経験は、人権についての意見と相反する関係にあります。

「他人の人権を侵害した経験」を「人権問題についての意見」について見ると、表50のとおりです。

表 50 他人の人権を侵害した経験 × 人権問題についての意見

	取り組みは必要である	取り組みは問題による	わがままな考えだから嫌い	わからない	回答者(人)
あると思う	72.1	0.8	0.8	3.1	88
ないと思う	74.4	1.0	1.0	4.5	117
わからない	56.7	3.3	3.3	30.0	30
回答者(人)	168	46	7	18	235

他人の人権を侵害したことが「あると思う」回答者と「ないと思う」回答者の間に、「人権問題への取り組みは必要である」と答える比率は、ほぼ同じ傾向にあります。別途に、「他人の人権を侵害した経験」を人権問題の学習経験について見ましたが、「あると思う」回答者と「ないと思う」回答者との間で、「家族と人権問題について話題にした」「講演会などに参加した」「人権啓発記事を読んでいる」と答えた比率の傾向にほとんど差は見られません。このように、回答者の比率において「他人

の人権を侵害した経験」は、人権問題への関心、人権問題の学習への参加、人権・人権問題についての意見などと相関していません。他人の人権を侵害した経験の気づきは、人権問題に向き合い直す契機とはなっていないと思われます。

Ⅲ 部落問題に関する意識

第Ⅲ部では、回答者の部落問題に関する知識・認知・意見・態度について見ていきます。

Ⅰ 部落差別の問題との出会い

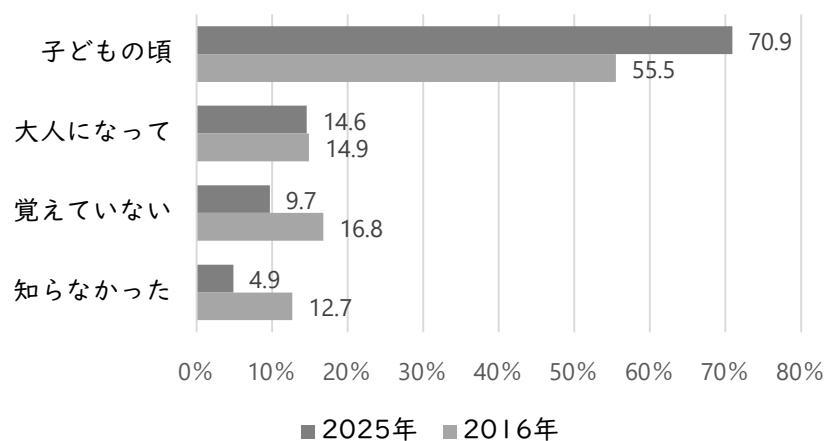
α. 時期・きっかけ・イメージ

回答者は、部落差別の問題（以下、部落問題）についていつ頃知ったのでしょうか。図 12 をご覧ください。

質問 19 あなたが部落差別の問題（同和問題）についてはじめて知ったのはいつ頃ですか。

- 1 子どもの頃（18歳未満）
- 2 おとな（18歳以後）になってから
- 3 いつ頃知ったのか、覚えていない
- 4 知らなかった

図 12 部落差別を知った時期（2016年・2025年比較）



回答者の70.9%が、部落問題を「子どもの頃」に知ったと答えています。多くの回答者は、学校の同和教育で知ったと思われます。その比率は、2016年調査(55.5%)を上回っています。それは、今回調査で同和教育を受けた世代に当たる中年層(40歳代から60歳代)の回答者が、全体の51.6%を占めたためと思われます。2016年調査では、同和教育世代に当たる30歳代から50歳代の回答者は、44.9%でした。

では回答者は、どのようなきっかけで部落問題について知ったのでしょうか。表51をご覧ください。

質問 19-1 部落差別の問題について、はじめて知ったきっかけは次のうちどれですか。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 家族や親戚の人から聞いた | 2 職場の人から聞いた |
| 3 近所の人から聞いた | 4 本を読んで知った |
| 5 新聞などマスコミで知った | 6 学校の友だちから聞いた |
| 7 学校の授業で教えてもらった | 8 その他 |
| 9 はっきり覚えていない | |

表 51 部落差別の問題を知ったきっかけ (2016年・2025年比較)

	回答者 (人)	比率 (%)	2016年
家族や親戚から	35	15.3	21.1
職場の人から	6	2.6	4.8
近所の人から	11	4.8	5.5
本を読んで	4	1.7	3.7
新聞などマスコミで	7	3.1	2.9
学校の友だちから	9	3.9	5.9
学校の授業で	130	56.8	39.6
その他	5	2.2	1.8
覚えていない	22	9.6	14.7
計	229	100.0	273

今回調査で、「学校の授業で」と答えた回答者の比率が、2016年調査より高くなっています。それは、同和教育の世代の中年層の回答者が多かったことによります。また同和教育があった時期には、子どもたちは、同和教育以外にも部落問題に接する機会が多かったと思われます。

部落問題にはじめて接したとき、回答者は、被差別地区とその住民についてどのようなイメージを持ったのでしょうか。表52をご覧ください。

質問 19-2 そのとき、被差別地区（同和地区）やその住民についてどのようなイメージを持ちましたか。

- 1 マイナス・イメージを持った
- 2 プラス・イメージを持った
- 3 マイナス・イメージとプラス・イメージを合わせて持った
- 4 なんのイメージも持たなかった
- 5 はっきり覚えていない

表 52 被差別地区へのイメージ

	回答者 (人)	比率 (%)
マイナス・イメージを持った	47	23.6
プラス・イメージを持った	4	2.0
マイナスとプラスの両方を持った	32	16.1
なんのイメージも持たなかった	72	36.2
覚えていない	44	22.1
計	199	100.0

はじめて部落問題に接したとき、回答者は、プラスのイメージではなくマイナスのイメージを持ったと答える傾向にあります。それは、同和教育と周囲の人びとの部落問題の語り方に影響されたものと思われます。表51によれば、回答者の多くが、部落問題をまず「学校の授業で」（56.8%）、次に「家族や親戚」「職場の人」「近所の人」「学校の友だち」などの身近な人から聞いたと答えています（合わせて26.6%）。後者では、回答者の多くは、うわさ話や伝聞を聞いて、被差別地区とその住民についてマイナスのイメージを持ったと思われます。「学校の授業」で部落問題を知った場合でも、授業の中身や教え方により、教師の意図とは異なり、生徒にマイナスのイメージを残すこともあったと思われます。

被差別地区とその住民について最初に持ったイメージは、固定的なものではなく、部落問題の学習や、被差別地区の住民との出会いを通して変容します。最初のイメージが、その後どのように維持され、または変容したのでしょうか。それには、部落問題の学習や経験から育まれた意見や態度が重要であったと思われます。以下、その一端を見ていきます。

b. 町内の被差別地区の認知

質問 21 あなたは、大崎上島町に被差別地区があるかどうか知っていますか。

1 知っている 2 知らない

回答者は、町内に被差別地区があることを知っているでしょうか。表 53 をご覧ください。

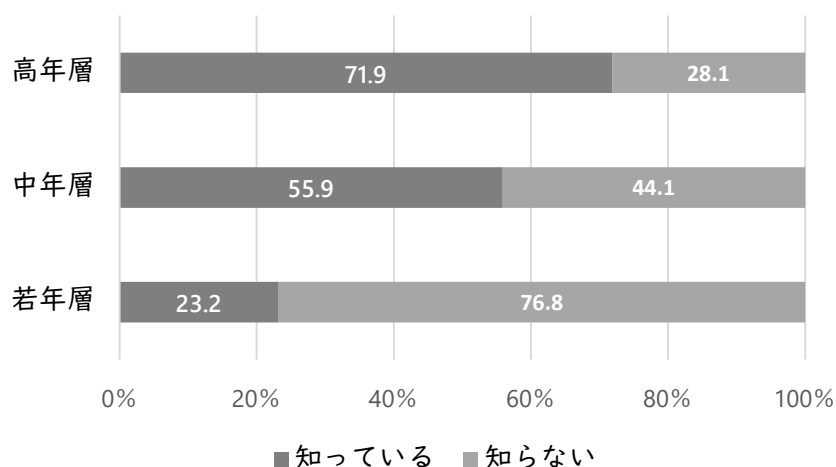
表 53 町内の被差別地区の認知

	回答者 (人)	比率 (%)
知っている	131	52.8
知らない	117	47.2
計	248	100.0

回答者は、町内の被差別地区について「知っている」と「知らない」に分かれる傾向にあります。町内の被差別地区とその住民について知ることは、部落問題をめぐる意見や態度に小さくない影響を与えられると思われまます。回答者は、その経験を通して、部落問題についての意見や態度を形成したり、修正したりしていきます。

別途に、町内の被差別地区についての認知を性別について見ましたが、男性と女性との間に明確な比率の差は見られませんでした。年齢階層では、どのような傾向がみられるのでしょうか。図 13 をご覧ください。

図 13 年齢階層 × 町内の被差別地区の認知



年齢階層が上がるにつれて、回答者は、「知っている」と答える傾向にあります。それは、年齢とともに地域で暮らす期間が長くなり、うわさ話・伝聞や被差別地区とその住民のことを知る機会が積み重なったと思われます。

質問 21-1（「知っている」と答えた人に）町内の被差別地区をはじめて知ったきっかけは何でしたか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 家族や親戚の人から聞いた
- 2 職場の人から聞いた
- 3 近所の人から聞いた
- 4 友だちから聞いた
- 5 学校の先生から聞いた
- 6 インターネットで知った
- 7 テレビ・ラジオ・新聞などで知った
- 8 集会や研修会で知った
- 9 その他
- 10 はっきり覚えていない

回答者が町内に被差別地区があることを知ったきっかけは、表 54 のとおりです。

表 54 町内の被差別地区を知ったきっかけ

	回答者 (人)	比率 (%)
家族や親戚から	38	29.9
職場の人から	12	9.4
近所の人から	11	8.7
友だちから	10	7.9
学校の先生から	22	17.3
インターネットで	0	0.0
新聞などマスコミで	2	1.6
集会や研修会で	8	6.3
その他	7	5.5
覚えていない	17	13.4
計	127	100.0

回答者が被差別地区のことを知ったきっかけは、「家族や親戚から」をはじめ、「職場の人から」「近所の人から」「友だちから」など、被差別地区の人との出会いやうわさ話・伝聞を通して知る機会が多かったと思われます（合わせて 55.9%）。他方で、「学校の先生」から聞いた回答者は 17.3%です。同和教育や人権教育が、町内の被差別部落のことを知るきっかけになったと思われます。

町内の被差別地区についての認知を「人権問題への関心」について見ると、表 55 のとおりです。

表 55 人権問題への関心 × 町内の被差別地区の認知

	知っている	知らない	回答者（人）
関心がある	59.3	40.8	164
関心がない	49.6	50.5	77
回答者（人）	127	114	241

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、町内に被差別地区があることを「知っている」と答える傾向にあります。「関心がある」回答者は、人権問題についての設問で、全般に積極的な方向に答えていましたが、それは、部落問題においても同様の傾向にあると思われます。

町内の被差別地区についての認知を「家族と人権問題についての話題」「集会などへの参加」について見ると、表 56 のとおりです。

表 56 家族との人権問題の話題・講演会などへの参加 × 町内の被差別地区の認知

	知っている	知らない	回答者（人）
話題にしたことがある	61.6	38.5	79
話題にしたことがない	47.6	52.4	123
一人暮らし	51.4	48.6	35
参加したことがある	74.1	25.9	54
参加したことがない	46.4	53.6	181
わからない	53.8	46.2	13

家族と人権問題について「話題にしたことがある」回答者は、「話題にしたことがない」回答者より、明確に、町内に被差別地区があることを「知っている」傾向にあります。ここで、町内の被差別地区についてどのように話されたのかは分かりません。人権問題について「話題にしたことがある」回答者は、人権問題の設問全般において積極的に答える傾向にありました。部落問題においても、回答者は、被差別地区につ

いての個人的な話やうわさ話・伝聞ではなく、積極的な方向で話題にしたと思われます。

同表で、人権に関する講演会などに「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より、明確に、町内の被差別地区のことを「知っている」傾向にあります。講演会などの学習の場で、町内の被差別地区の話が出たものと思われます。

c. 同和教育を受けた経験

質問 20 あなたは、学校で部落差別の問題について、授業（同和教育）を受けたことがありますか。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 ある | 2 ない |
| 3 覚えていない | 4 学校へ行かなかった |

同和教育を受けた経験がある回答者は、どれくらいいるのでしょうか。表 57 をご覧ください。

表 57 同和教育を受けた経験

	回答者（人）	比率（%）
受けた	148	60.3
受けていない	46	18.6
覚えていない	52	21.1
学校へ行かなかった	-	-
計	246	100.0

回答者の 60.3%が、学校で同和教育を「受けた」と答えています。同和教育は 2002 年に終了していますが、終了から 23 年を経た現在においても、同和教育を受けた経験がある回答者が多数を占めています。

2016 年調査では、学校で同和教育を受けた経験がある回答者が、部落問題に関する知識・認知・意見・態度について、積極的に答える傾向にありました。今回の調査ではどうでしょうか。まず、同和教育を受けた経験を年齢階層で見ると、表 58 のとおりです。

表 58 年齢階層 × 同和教育を受けた経験

	受けた	受けていない	覚えていない	回答者 (人)
若年層	41.1	16.1	42.9	56
中年層	79.5	3.9	16.5	127
高年層	38.1	50.8	11.1	63
回答者 (人)	148	46	52	246

中年層の回答者の 79.5%が、同和教育を「受けた」と答えています。「覚えていない」の中にも同和教育を「受けた」回答者がいると思われ、それを含めると、比率はさらに上昇します。「覚えていない」とは、当時の授業のどの部分が同和教育であったかがはっきりしない、ということだと思われまます。中年層は、同和教育が行われていた時期に学齢期であった世代であり、全員が同和教育を受けていたはずでず。他方で、若年層には、同和教育を受けた回答者と受けていない回答者の双方が含まれます。同和教育が終了した 2002 年に中学 1 年生 (12 歳) であった人は、2025 年には 35 歳ですから、30 歳代後半の回答者は同和教育を受けており、前半の回答者は受けていないこととなります。しかし、30 歳代後半の若年層が同和教育を受けたとしても、その年数は少なく、同和教育の印象は大きくなかったと思われまます。そのため、若年層で「覚えていない」と答える比率が大きくなったと思われまます。

「人権問題への関心」を、同和教育を受けた経験について見ると、表 59 のとおりでず。

表 59 同和教育を受けた経験 × 人権問題への関心

		人権問題への関心				回答者 (人)
		関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がない	
同和教育を受けた経験	受けた	19.4	52.1	22.9	5.6	144
	受けていない	26.7	37.8	28.9	6.7	45
	覚えていない	13.7	49.0	33.3	3.9	51
	学校へ行かなかった	-	-	-	-	-
	回答者 (人)	47	117	63	13	240

「関心がある」と「少し関心がある」を「関心がある」にくくります。同和教育を「受けた」回答者は、「受けていない」回答者より、人権問題に「関心がある」と答える傾向にあります（「受けた」71.5%、「受けていない」64.5%）。しかし比率の差は、明確とまでは言えません。また、同和教育を「受けていない」回答者は、「受けた」回答者より、人権問題に「関心がない」と答える傾向にあります（「受けていない」35.6%、「受けた」28.5%）。この比率の差も、明確とまでは言えません。さらに「覚えていない」回答者では、「関心がある」の比率は、「受けていない」回答者とほぼ変わりません（62.7%）。ここから、同和教育を受けた経験は、人権問題への関心を育んだと思われるかもしれませんが、今もその記憶が明確であるとまでは言えません。

2 部落問題についての知識

回答者は、部落問題についてどれほど知識を持っているでしょうか。表 60 をご覧ください。

表 60 部落問題関係の答申・法律の知識（2016年・2025年比較）

	同和对策審 議会答申	部落差別解 消推進法	計
回答者（人）	137	165	245
比率（%）	55.9	67.3	100.0
2016年	68.2	-	318

この表は、人権問題に関する知識を聞いた表 5 のうち、部落問題関係の答申・法律を抜粋したものです。ここで、答申・法律の「内容を知っている」と「名称を知っている」を「知っている」にくくります。答申・法律を「知っている」回答者の比率は、ストーカー規制法や児童虐待防止法（いずれも 90%台）と比べて、かなり低い状態にあります。同和对策審議会答申を「知っている」比率は、2016年調査よりさらに低い状態にあります。同和对策審議会答申は、同和行政の基本指針でしたが、同和行政が終了して20年以上が過ぎ、回答者にその記憶が薄れていると思われます。部落差別解消推進法は、「知っている」の比率はやや高い状態にあります。同法は 2016年に制定されて、現在も施行されている法律であり、行政施策や報道などを通して見聞きする機会があるためと思われます。

このような傾向は、同和教育を受けた経験について見ると、一層明確になります。表 61 をご覧ください。

表 61 同和教育を受けた経験 × 部落問題関係の答申・法律の知識

	同和対策審議会答申	部落差別解消推進法
受けた	59.2	71.3
受けていない	61.3	77.8
覚えていない	43.2	49.0
回答者(人)	136	132

同和教育を「受けた」回答者は、「受けていない」回答者より、同和対策審議会答申を「知っている」の比率が低くなっています。部落差別解消推進法も同様です。同和教育を受けた経験は、部落問題の答申や法律の認知と相関する関係にはありません。

部落問題関係の答申・法律の知識を「人権問題への関心」「集会などへの参加」について見ると、表 62 のとおりです。

表 62 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 部落問題関係の答申・法律の知識

	同和対策審議会答申	部落差別解消推進法
関心がある	67.8	79.7
関心がない	23.8	40.5
参加した	73.1	88.5
参加しなかった	51.1	62.8

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に、部落問題関係の答申・法律について「知っている」と答える傾向にあります。また、講演会などへ「参加した」回答者は、「参加しなかった」回答者より、明確に、部落問題関係の答申・法律について「知っている」と答える傾向にあります。「人権問題への関心」や「講演会などへの参加」は、部落問題関係の答申・法律についての知識を培ったと思われます。

ここから、部落問題関係の答申・法律は、かつての同和教育の経験より、現在の人権問題への関心や学習を通して知られることの方が大きいことが分かります。

3 部落差別についての認知

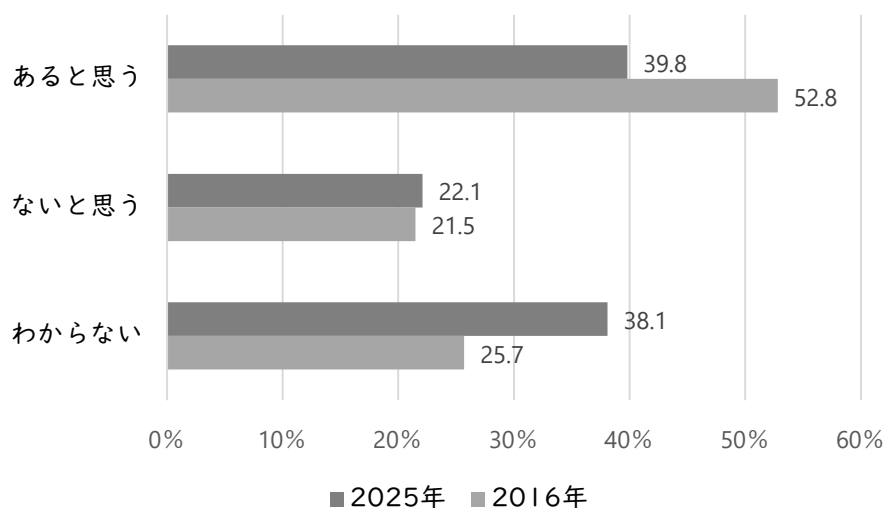
a. 今日の部落差別

質問 部落差別は今もあると思いますか。

- 1 あると思う 2 ないと思う 3 わからない

回答者は、部落差別は今もあると思っているのでしょうか。図 14 をご覧ください。

図 14 部落差別の認知（2016年・2025年比較）

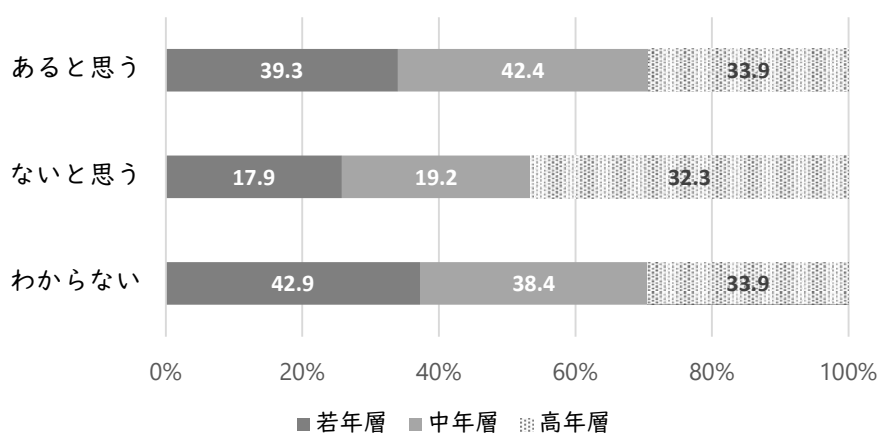


部落差別が「あると思う」回答者は39.8%に留まっており、その比率は、2016年調査より大きく低下しています。他方で、「わからない」と答えた回答者の比率は、大きく上昇しています。ここから、部落差別の認知は後退していると思われます。それは、同和教育が終了した後、人権教育が前面に出たことで、部落差別の実態を知る機会が減ったためと思われます。

別途に、部落差別の認知を性別で見ましたが、今も部落差別が「あると思う」回答者の比率は、男性と女性の間には明確な差は見られませんでした。

部落差別の認知を年齢階層で見ると、図 15 のとおりです。

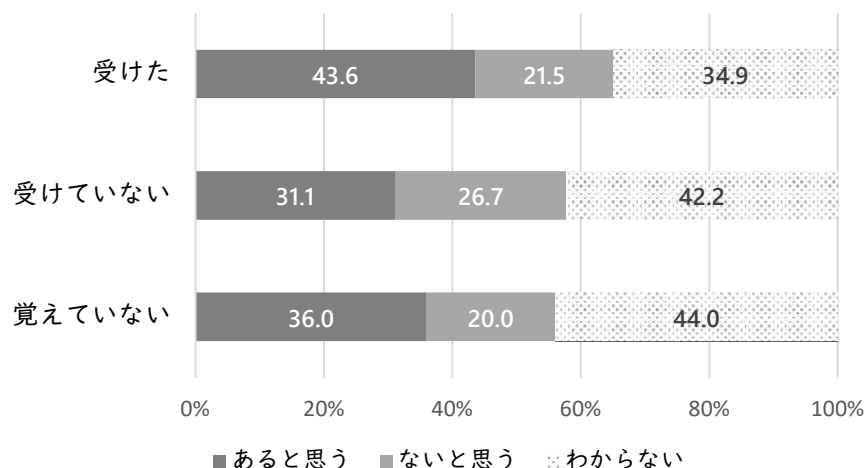
図 15 年齢階層 × 部落差別の認知



部落差別が「あると思う」回答者の比率は、若年層と中年層の間で大きな差は見られません。若年層では、他の階層より部落差別があるかどうか「わからない」と答える傾向にあります。同和教育を受けた世代である中年層は、やや部落差別は「あると思う」と答える傾向にありますが、部落差別の認知と明確に相関するとは言えません。他方で高年層は、部落差別は「ないと思う」と答える傾向にあります。これらすべて、部落差別の実態を知る機会が少なくなったことに起因していると思われます。

部落差別の認知を、同和教育を受けた経験について見ると、図 16 のとおりです。

図 16 同和教育を受けた経験 × 部落差別の認知

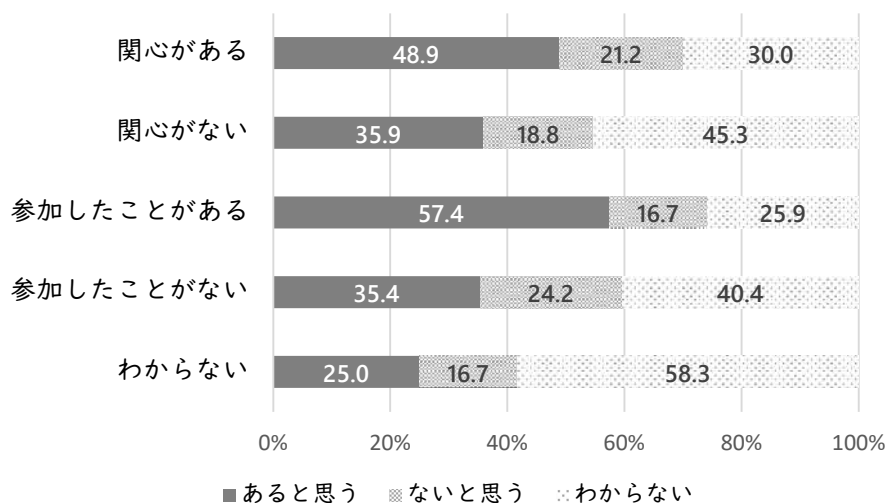


同和教育を「受けた」回答者は、「受けていない」回答者より、明確に、部落差別は「あると思う」と答える傾向にあります。同和教育を受けた経験は、部落差別の認知を促しています。しかしそれでも、部落差別が「あると思う」回答者は 43.6%に留まり、「わからない」回答者が 34.9%に上っています。同和教育を受けたかどうか「覚えていない」回答者は、部落差別があるかどうか「わからない」と答える傾向に

ありますが、同時に、部落差別は「あると思う」の比率は、同和教育を「受けた」回答者の比率に次いでいます。ここから、同和教育を受けた経験と部落差別の認知は、明確に相関しているとは言えません。

部落差別の認知を「人権問題への関心」と「集会などへの参加」について見ると、図 17 のとおりです。

図 17 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 部落差別の認知



人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に、部落差別は「あると思う」と答える傾向にあります。しかし、「わからない」と答えた回答者が少なくありません。

講演会などに「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より、明確に、部落差別は「あると思う」と答える傾向にあります。

ここから、「人権問題への関心」と「講演会などへの参加」は、部落差別の認知を明確に促していると思われます。

部落差別の認知を「人権を侵害された経験」について見ると、表 63 のとおりです。

表 63 人権を侵害された経験 × 部落差別の認知

	あると思う	ないと思う	わからない	回答者数 (人)
経験がある	55.1	14.1	30.8	78
経験がない	32.3	29.2	38.5	96
わからない	33.3	19.0	47.6	63
回答者数 (人)	95	51	91	237

人権を侵害された「経験がある」回答者は、「経験がない」回答者より、明確に、部落差別は「あると思う」と答える傾向にあります。この人権を侵害された「経験がある」回答者には、被差別地区の人も含まれると思われます。人権を侵害されたかどうか「わからない」回答者は、部落差別の認知も「わからない」と答える傾向にあります。「わからない」の比率は、人権を侵害された「経験がある」回答者でも「経験がない」回答者でも、小さくありません。人権を侵害されたのかどうかは、部落差別においても、当事者にとってつねに簡単な問題ではないと思われます。

b. 部落差別の場面と原因

部落差別が「あると思う」回答者は、差別はどのような場面で生じているのでしょうか。表 64 をご覧ください。

質問 22-1 部落差別は「あると思う」と答えた方にお聞きします。部落差別があるのはどのような場面ですか。次の中からいくつでもお答えください。

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1 結婚するとき | 2 身元調査をされる時 |
| 3 就職するとき | 4 居住地を聞かれる時 |
| 5 土地や家屋が売買される時 | 6 つきあいを外される時 |
| 7 インターネットでの書き込み | 8 差別的な落書きや張り紙 |
| 9 エセ同和行為（同和問題を口実にして不当な利益を求める行為） | |
| 10 その他 | |

表 64 部落差別が生じる場面（2016年・2025年比較）〈複数回答〉

	回答者 (人)	比率 (%)	2016年
結婚するとき	64	67.4	79.7
身元調査をされる時	37	38.9	-
就職するとき	22	23.2	28.3
居住地を聞かれる時	25	26.3	50.9
土地や家屋が売買される時	12	12.6	-
つきあいを外される時	15	15.8	-
インターネットの書き込み	23	24.2	19.5
差別的な落書きなど	16	16.8	8.2
エセ同和行為	17	17.9	-
その他	3	3.2	3.8
計	95	100.0	159

「結婚するとき」を選択した回答者がもっとも多くなっています。結婚差別は、依然として厳しい部落差別の場面になっています。「身元調査をされるとき」「居住地を聞かれるとき」も、結婚に関わる問い聞きであることが多いと思われます。2016年調査と比較すると、今回調査では「結婚するとき」と「居住地を聞かれるとき」の比率が低下しています。9年間で結婚差別や居住地の問い聞きが減ったとは思われず、それは、差別の現れ方が変わったためと思われます。近年では、「インターネットの書き込み」による部落差別の扇動が社会問題になっており、回答の傾向にもそのような世情が反映していると思われます。

質問 22-2 部落差別があるのは、何に原因があると思いますか。次の中からいくつかでもお答えください。

- 1 被差別地区の生活実態が低い水準にあるから
- 2 被差別地区に対する偏見が強く、町民の人権意識が低いから
- 3 被差別地区住民の努力が足りないから
- 4 部落問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから
- 5 差別を禁止する法律がないから
- 6 差別意識をなくすための教育・啓発が不十分であるから
- 7 国や県、町の取り組みがまだ弱いから
- 8 被差別地区だけに特別な対策を行ってきたから
- 9 世間では部落問題に関する話題を避ける傾向にあるから
- 10 その他
- 11 わからない

部落差別が「あると思う」回答者に、部落差別の原因について聞いています。表 65 をご覧ください。

表 65 部落差別がある原因（2016年・2025年比較）〈複数回答〉

	回答者 (人)	比率 (%)	2016 年
生活実態が低い水準にある	10	10.5	7.0
町民の人権意識が低い	52	54.7	47.7
地区住民の努力が足りない	3	3.2	5.0
部落問題を教育で広めている	22	23.2	26.1
差別を禁止する法律がない	10	10.5	13.6
教育・啓発が不十分である	28	29.5	28.1
国や県、町の取り組みがまだ弱い	12	12.6	12.6
地区に特別な対策を行ってきた	19	20.0	34.7
部落問題の話題を避ける	34	35.8	36.2
その他	4	4.2	5.5
わからない	10	10.5	-
計	95	100.0	199

※回答者比＝回答者数÷回答者の実人数（95人）

回答者は、「町民の人権意識が低い」「部落問題の話題を避ける」など、部落差別の原因をおもに町民の側に求める傾向にあります（合わせて120.0%、複数回答）。これに「差別を禁止する法律がない」「教育・啓発が不十分である」「国や県、町の取り組みがまだ弱い」など、行政施策や教育・啓発に原因があるとする回答者の比率が続きます（合わせて52.6%）。「生活実態が低い水準にある」「地区住民の努力が足りない」など、被差別地区の人びとに原因があるとする回答者の比率は、合わせて13.7%と小さい状態にあります。逆に、「部落問題を教育で広めている」「地区に特別な対策を行ってきた」など、否定的な意味で行政施策や教育に原因があるとする回答者が、合わせて43.2%に達します。行政施策や同和教育の目的や意義が、十分に理解されていないと思われます。選択肢全体を「差別する立場の側に原因がある」とする意見と「差別される立場の側に原因がある」とする意見に分けて比率を合算すると、前者は143.1%、後者は56.9%になります。回答者は、総じて部落差別の原因を、町民の人権意識の低さ、行政の取り組みの問題、教育・啓発の不足に求めています。2016年調査では、部落差別の原因をおもに町民の側に求める意見が137.9%、被差別地区の人びとに原因があるとする意見が72.8%でした。今回調査では、「町民の人権意識が低い」とする回答者の比率が2016年調査より上昇し、「地区に特別な対策を行ってきた」とする回答者の比率が低下しています。同和対策事業が終了して、時の経過とともに、いわゆる「逆差別論」が収まってきたということでしょうか。全体として、今回調査の回答の傾向は、2016年調査と同様の傾向にあります。回答者は、部落差別の解消には行政の取り組み、教育・啓発の役割が重要であると思っています。

4 部落差別の解消についての意見

回答者は、部落差別の解消についてどのように思っているのでしょうか。以下の設問の回答には、部落差別は「ないと思う」回答者も含まれます。それらの回答者は、部落差別はもうないと答えながら、部落差別を解消する方法を聞く設問に積極的に答えています。そこでは、意見や態度が一貫していません。そのことが、部落差別に関する意見や態度の今日的な特徴であると思われます。

a. 自然解消論について

回答者は、部落差別は時が経てば自然になくなると思っているのでしょうか。表 66 をご覧ください。

質問 23 部落差別は、そっとしておけば自然になくなるという考えがあります。あなたはどのように思いますか。

- 1 自然になくなる 2 自然にはなくならない 3 わからない

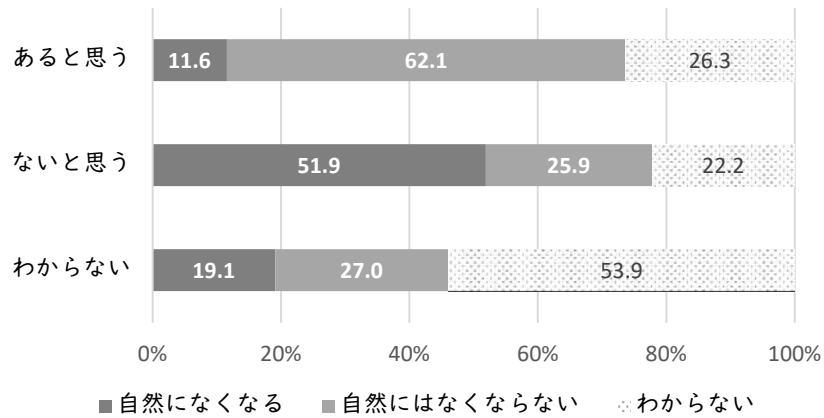
表 66 部落差別の自然解消について (2016 年・2025 年比較)

	回答者 (人)	比率 (%)	2016 年
自然になくなる	57	23.6	24.6
自然にはなくならない	100	41.3	35.7
わからない	85	35.1	39.7
計	242	100.0	305

部落差別は「自然にはなくならない」と答えた回答者は、「自然になくなる」と答えた回答者より多くなっています。しかしその比率は、41.3%に留まっています。回答者の多くは、部落差別の存在に気づいていないか、その実態を十分に理解していないと思われます。2016 年調査と比較すると、「自然にはなくならない」の比率はやや上昇していますが、全体の回答傾向はあまり変わっていません。部落差別が自然になくなるかどうか「分からない」と答えた回答者は、部落差別への関心が弱く、差別の実態も知らない人びとと思われます。部落差別は「自然になくなる」と「わからない」と答えた回答者を合わせて、58.7%に達します。

この点をさらに確認するため、自然解消についての意見を「部落差別は今もあるか」の認知について見ます。図 18 をご覧ください。

図 18 部落差別の認知×自然解消について



部落差別は今も「あると思う」回答者は、部落差別は「自然にはなくなる」と答える傾向にあり（62.1%）、「ないと思う」回答者は、「自然になくなる」と答える傾向（51.9%）にあります。部落差別の認知と自然解消についての意見は、明確に相関しています。この傾向は、今回調査の方が 2016 年調査より明確でした。2016 年調査では、部落差別は今も「あると思う」回答者で「自然にはなくなる」と答えた比率は 55.6%であり、「ないと思う」回答者で「自然になくなる」と答えた比率は 41.9%でした。また今回調査で、「ないと思う」の回答者の 25.9%が「自然にはなくなる」と答え、22.2%が「わからない」と答えています。他方で、「あると思う」回答者の 11.6%が「自然になくなる」と答え、26.3%が「わからない」と答えています。このように多くの回答者において、部落差別の認知と部落差別の自然解消をめぐる意見とは、一貫していません。

自然解消についての意見を、同和教育を受けた経験について見ると、表 67 のとおりです。

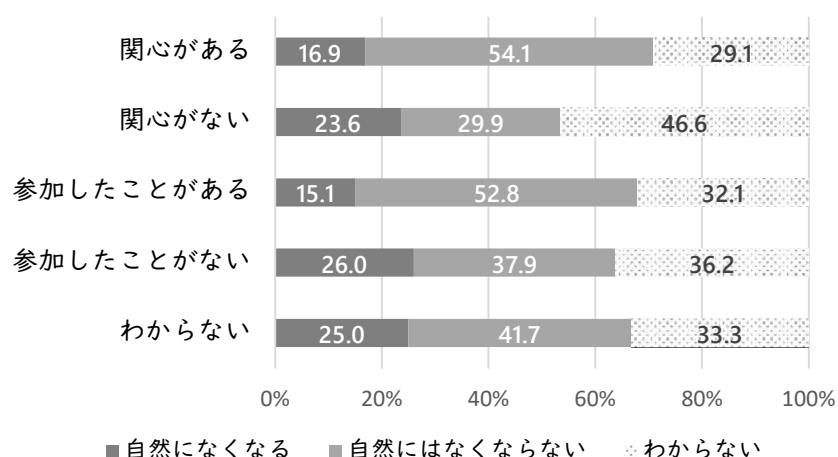
表 67 同和教育を受けた経験 × 自然解消について

	自然になくなる	自然にはなくなる	わからない	回答者 (人)
受けた	24.0	39.0	37.0	146
受けていない	34.1	40.9	25.0	44
覚えていない	13.7	47.1	39.2	51
回答者 (人)	57	99	85	241

同和教育を「受けた」回答者は、「受けていない」回答者より、「自然になくなる」と答えた比率は、小さくなっています。しかし「自然にはなくならない」の比率は、「受けた」回答者と「受けていない」回答者でほぼ同じです。「わからない」の比率では、「受けた」回答者の比率は、「受けていない」回答者を上回っています。同和教育を受けた経験は、部落差別の自然解消についての意見と相関していません。

「部落差別の自然解消について」の意見を「人権問題への関心」と「講演会などへの参加」について見ると、図19のとおりです。

図19 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 自然解消について



人権問題に「関心がある」回答者は「関心がない」回答者より、講演会などへの参加したことが「ある」回答者は「ない」回答者より、明確に、部落差別は「自然にはなくならない」と答える傾向にあります。「自然にはなくならない」とは、部落差別の解消のためには努力が必要であるという意味です。「人権問題への関心」と「講演会などへの参加」は、そのような意見を育てていると思われます。

b. 差別解消の方法について

① 部落差別の解消の方法

回答者は、部落差別の解消のためにどうすればいいと思っているのでしょうか。表68をご覧ください。

質問 24 部落差別を解消するために、あなたはどのようなことが大切だと思いますか。次の中からいくつでもお答えください。

- 1 町民が部落問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力する
- 2 行政が問題解決のため積極的に努力する
- 3 被差別地区の人が固まって生活しないで、分散して住む
- 4 自然に解決するのを待つ
- 5 被差別地区の人が部落問題の解決をめざして努力する
- 6 学校で部落差別解消の教育にしっかり取り組む
- 7 その他
- 8 わからない

表 68 部落差別の解消の方法（2016年・2025年比較）

	回答者	比率	2016年
町民が努力する	109	45.0	51.2
行政が努力する	51	21.1	26.0
分散して住む	33	13.6	17.0
自然な解決を待つ	42	17.4	18.3
地区の人が努力する	16	6.6	10.4
学校で取り組む	72	29.8	-
その他	18	7.4	5.2
わからない	54	22.3	25.3
回答者（人）	242	-	289

部落差別を解消するために「町民が部落問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力する」と答えた回答者の比率がもっとも大きく、これに「学校で部落差別解消の教育にしっかり取り組む」「行政が問題解決のため積極的に努力する」が続いています。これら町民・教育・行政による取り組みを選択した回答者を合算すると95.9%（複数回答）に達します。他方で、「被差別地区の人が固まって生活しないで、分散して住む」「被差別地区の人が部落問題の解決をめざして努力する」など、被差別地区の人びとの側に差別解消の努力を求める回答者は、合わせて20.2%で、これに「自然に解決するのを待つ」を加えると、37.6%になります。回答者は、全体として、部落差別の解消として町民・教育・行政の取り組みの努力が大事と思っています。しかし、部落差別の解消を自らの課題として捉えない、対応を先送りする、当事者側の問題とするなど、問題から距離を取る回答者もいます。回答の傾向は、全体として2016年調査と大きく変わっていません。

部落差別の解消についての意見を、「人権問題への関心」と「講演会などへの参加」について見ると、表69のとおりです。

表 69 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 部落差別解消の方法

	町民が 努力す る	行政が 努力す る	分散し て住む	自然な 解決を 待つ	地区の 人が努 力する	学校で 取り組 む	その他	回答者 (人)
関心がある	57.1	29.1	12.3	11.6	9.7	39.8	9.9	161
関心がない	24.9	9.4	18.2	24.3	3.4	12.7	3.4	74
参加したこと がある	60.4	32.1	17.0	7.5	11.3	35.8	5.7	53
参加したこと がない	40.7	19.2	12.4	20.3	5.1	27.7	7.9	177
わからない	41.7	-	16.7	16.7	8.3	33.3	8.3	12

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に、「町民が努力する」「学校で取り組む」「行政が努力する」と答える傾向にあります。これらの回答者は、部落差別の解消は町全体で取り組むべき課題であると思っています。他方で、人権問題に「関心がない」回答者では、差別解消の方法について「わからない」「自然な解消を待つ」と答える傾向にあります。「人権問題への関心」は、明確に、部落差別の解消についての意見と相関しています。

部落差別の解消についての意見を「講演会などに参加した経験」について見ると、「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より、明確に、「町民が努力する」「学校で取り組む」「行政が努力する」と答える傾向にあります。人権問題の学習経験は、部落差別の解消を社会の取り組みとして捉える意見と相関しています。また「参加したことがない」回答者にも、「町民が努力する」「学校で取り組む」と答えた回答者は、少なくありません。「町民の努力」や「学校での教育」は、部落差別を解消する方法として、講演会などの学習に限らず、広く町民の間で共有されていると思われます。

部落差別の解消についての意見を「部落差別の認知」「自然解消をめぐる意見」について見ると、表 70 のとおりです。

表 70 部落差別の認知・自然解消について × 部落差別の解消の方法

	町民が 努力す る	行政が 努力す る	分散し て住む	自然な 解決を 待つ	地区の 人が努 力する	学校で 取り組 む	その他	回答者 (人)
あると思う	58.9	29.5	14.7	9.5	11.6	35.8	5.3	95
ないと思う	33.3	18.5	9.3	33.3	3.7	24.1	13.0	54
わからない	38.2	13.5	15.7	14.6	3.4	27.0	6.7	89
自然になく なる	16.1	-	19.6	53.6	1.8	3.6	16.1	56
自然にはな くならない	65.0	40.0	15.0	3.0	12.0	50.0	6.0	100
わからない	41.0	12.0	8.4	9.6	3.6	24.1	3.6	83

部落差別が「あると思う」回答者は、「ないと思う」回答者より、明確に、「町民が努力する」「学校で取り組む」「行政が努力する」と答える傾向にあります。部落差別の認知は、部落差別の解消についての意見と相関しています。また、部落差別が「ないと思う」回答者も、少なくない回答者が、「町民が努力する」「学校で取り組む」「行政が努力する」など、部落差別の解消について回答しています。

部落差別の解消についての意見を「部落差別の自然解消」について見ると、部落差別は「自然にはくならない」と答えた回答者は、「自然になくなる」と答えた回答者より、明確に、「町民が努力する」「学校で取り組む」「行政が努力する」と答える傾向にあります。それらの回答者は、部落差別の解消は町全体で取り組むべき課題であると思っています。部落差別の自然解消をめぐる意見は、部落差別の解消についての意識と相関しています。また、部落差別が「自然になくなる」と答えた回答者は、部落差別の「自然な解消を待つ」と答える傾向にありますが、その他の解消の方法にも答えています。「自然になくなる」の意見は、揺れています。

② 部落差別を解消する教育について

質問 学校教育・社会教育での部落差別を解消する教育について、あなたはどのように思いますか。

- 1 部落差別の解消に効果がある
- 2 部落差別の解消にどちらかといえば効果がある
- 3 部落差別の解消にどちらかといえば効果がない
- 4 部落差別の解消に効果がない
- 5 わからない
- 6 その他

表 65 において、回答者の多くは、部落差別の原因について「町民の人権意識が低い」「教育・啓発が不十分である」と答えていました。また表 68 において、回答者の多くは、部落差別の解消の方法について「町民が努力する」「学校で取り組む」と答えていました。このような回答傾向からすれば、学校教育・社会教育が、部落差別の解消に重要な役割を担うこととなります。回答者は、差別を解消する教育についてどう思っているのでしょうか。表 71 をご覧ください。

表 71 差別解消の教育（2016 年・2025 年比較）

	回答者 (人)	比率 (%)	2016 年
効果がある	113	46.5	41.6
効果がない	52	21.4	7.3
わからない	78	32.1	48.7
その他	-	-	2.3
計	243	100.0	300

ここでは「効果がある」「どちらかといえば効果がある」を「効果がある」とくくり、「効果がない」「どちらかといえば効果がない」を「効果がない」とくくりまします。差別解消の教育が差別の解消に「効果がある」と答えた回答者は、46.5%に留まっています。他方で、「効果がない」と「わからない」を合わせると 53.5%に達しています。回答者の多くは、差別解消の教育が必要であると思いつながら、その効果にはあまり期待していないと思われます。表 65 において、部落差別の原因として「教育・啓発が不十分である」と答えた回答者が 29.5%いましたが、この「不十分」には、教育・

啓発の機会が「少ない」という意味と教育の中身や方法に「改善の余地がある」という意味が含まれると解釈されます。2016年調査と比較すると、「効果がある」「効果がない」と答えた回答者の比率が上昇し、「わからない」と答えた回答者の比率が低下しています。今回調査では、差別解消の教育に対する評価が、一層分かれています。この変化には、今回調査で同和教育世代の中年層が、2016年調査より多く含まれていることもあると思われます。

「差別解消の教育」への意見を「同和教育を受けた経験」について見ると、表72のとおりです。

表 72 同和教育を受けた経験 × 差別解消の教育

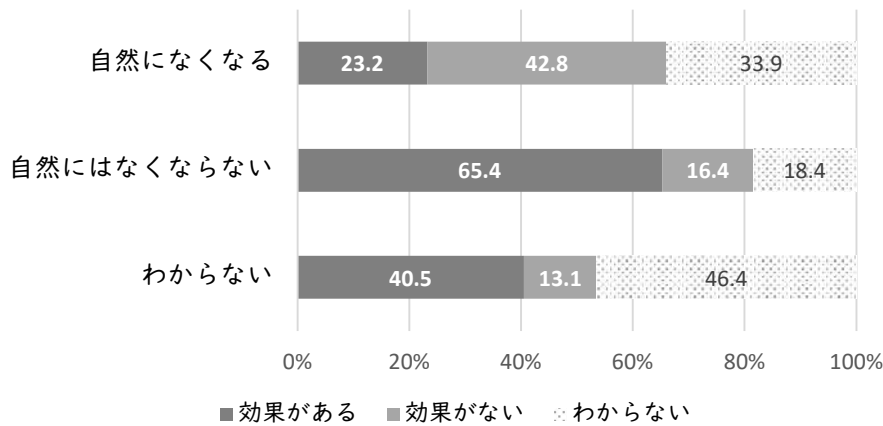
	効果がある	効果がない	わからない	回答者（人）
受けた	49.0	22.2	28.9	149
受けていない	39.6	23.2	37.2	33
覚えていない	46.0	18.0	36.0	50
回答者（人）	113	52	77	242

同和教育を「受けた」回答者は、「受けていない」回答者より、差別解消の教育は「効果がある」と答える傾向にあります。他方で、同和教育を「受けた」回答者において、差別解消の教育の効果が「わからない」や「効果がない」と答えた比率が、合わせて51.1%に達しています。ここには、同和教育に効果を実感できなかった回答者が含まれると思われます。他方で、同和教育を受けたかどうか「覚えていない」回答者に、「効果がある」と答えた人が少なくありません。それらの回答者は、同和教育はさておいても、差別解消の教育は必要であると思っています。

こうして、同和教育を受けた経験と差別解消の教育についての意見は、明確に相関する関係にあるとは言いがたい状態にあります。

「差別解消の教育」についての意見を「部落差別の自然解消」の意見について見ると、図20のとおりです。

図 20 自然解消について × 差別解消の教育



部落差別は「自然にはなくなる」と答えた回答者は、「自然になくなる」と答えた回答者より、明確に、差別解消の教育は「効果がある」と答える傾向にあります。「自然になくなる」と答えた回答者は、明確に、差別解消の教育は「効果がない」と答える傾向にあります。部落差別の自然解消をめぐる意見は、差別解消の教育についての意見と相関しています。その上で、「自然になくなる」と答えた回答者の多くが、差別解消の教育について「わからない」「効果がある」と答えています（合わせて57.1%）。部落差別は「自然になくなる」と答えた回答者の多くが、差別解消の教育を不要とは思っていません。そこでは、自然解消についての意見と差別解消の教育についての意見が振じれています。

「部落差別の解消の方法」についての意見を「差別解消の教育」についての意見で見ると、表 73 のとおりです。

表 73 差別解消の教育 × 部落差別の解消の方法

	町民が 努力す る	行政が 努力す る	分散し て住む	自然な 解決を 待つ	地区の 人が努 力する	学校で 取り組 む	その他	わか ら ない	回答者 (人)
効果 が あ る	68.4	33.1	10.9	10.9	8.5	53.5	4.4	5.3	112
効果 が な い	18.3	11.5	29.2	6.8	8.8	17.9	10.3	22.9	51
わか ら な い	29.3	10.7	9.3	14.7	4.0	9.3	9.3	46.7	75
回答 者 (人)	106	49	33	40	15	70	17	54	238

差別解消の教育が「効果がある」と答えた回答者は、「効果がない」と答えた回答者より、明確に、「町民が努力する」「学校で取り組む」「行政が努力する」と答える傾向にあります。それらの回答者は、部落差別の解消を町民・学校・行政が取り組むべき課題であると思っています。他方で、「効果がない」と答えた回答者は、「効果がある」と答えた回答者より「分散して住む」「わからない」と答える傾向にあります。「部落差別の解消の方法」についての意見と「差別解消の教育」についての意見は、相関する関係にあります。

5 部落問題との関わり

回答者は、部落問題にどのように関わろうとしているのでしょうか。部落問題との関わり（態度）は、部落問題に関する知識・認知・意見を高める努力の最終目的です。態度は行動に現れます。部落問題の解決に向けて一人ひとりが行動してはじめて、部落差別の現実を変えることができます。

a. 部落問題との関わり

調査で、回答者の部落問題との関わりについて聞いています。表 74 をご覧ください。

質問 26 あなたご自身と部落問題との関わりについて、どのようにお考えですか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 部落問題は、被差別地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であり、この問題の解決に努力していく
- 2 部落問題は、日本の社会問題であるから、国民の一人として解決に努力していく
- 3 部落問題は、日本の社会問題であり、だれかしかるべき人が解決してくれると思う
- 4 部落問題は、被差別地区の人たちの問題だから、自分とは関係のない問題であると思う
- 5 わからない

表 74 部落問題との関わり（2016年・2025年比較）

	回答者 (人)	比率 (%)	2016年
部落問題の解決に努力する	67	27.8	24.7
国民の一人として努力する	65	27.0	28.3
誰かが解決してくれる	12	5.0	10.2
自分とは関係ない	12	5.0	3.0
わからない	85	35.3	33.9
計	241	100.0	304

部落問題との関わりにおいて、「部落問題は、被差別地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であり、この問題の解決に努力していく」として、部落問題を自らの課題と思っている回答者は、27.8%に留まっています。次の「部落問題は、日本の社会問題であるから、国民の一人として解決に努力していく」とは、部落問題に関する制度や政策による部落問題の解決に協力するという態度です。これを合わせても、部落問題との積極的な関わりを答えた回答者は、54.8%に留まっています。それは、2016年調査の53.0%とほぼ変わりません。

「部落問題は、日本の社会問題であり、だれかしかるべき人が解決してくれると思う」「部落問題は、被差別地区の人たちの問題だから、自分とは関係のない問題であると思う」と答えた回答者は、合わせて10.0%です。他方で、部落問題にどう関わっていいのかわからない回答者は、35.3%に達しています。これは、どうすれば部落問題が解決するのかが具体的にイメージできず、問題に直面したときにどう関わればいいのか「分からない」回答者だと思われます。全体として、部落問題との関わり方は、2016年調査とほぼ同じ傾向にあります。

「部落問題との関わり」を「同和教育を受けた経験」について見ると、表75のとおりです。

表 75 同和教育を受けた経験 × 部落問題との関わり

	部落問題 の解決に 努力する	国民の一 人として 努力する	誰かが解 決してく れる	自分とは 関係ない	わから ない	回答者 (人)
受けた	29.0	29.7	2.8	4.1	34.5	145
受けていない	27.9	25.6	7.0	9.3	30.2	43
覚えていない	25.0	21.2	9.6	3.8	40.4	52
回答者(人)	67	65	12	12	84	240

部落問題との関わりの全体において、同和教育を「受けた」回答者は、「受けていない」回答者とほとんど同じ回答傾向にあります。同和教育を受けた経験は、部落問題との関わりと相関していません。

「部落問題との関わり」を「人権問題への関心」「講演会などへの参加」について見ると、表 76 のとおりです。

表 76 人権問題への関心・講演会などへの参加 × 部落問題との関わり

	部落問題の解決に努力する	国民の一人として努力する	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	わからない	回答者(人)
関心がある	38.7	29.6	3.7	2.9	25.2	161
関心がない	9.5	23.4	7.0	14.1	46.1	73
参加したことがある	44.4	29.6	9.3	-	16.7	54
参加したことがない	23.4	25.1	3.4	5.7	42.3	175
わからない	16.7	41.7	8.3	16.7	16.7	12

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より、明確に「部落問題の解決に努力する」と答える傾向にあります。これに「国民の一人として努力する」と答えた回答者を加えると、部落問題との積極的な関わりを答えた回答者は 68.3%に達します。他方で、「関心がない」回答者では、積極的な態度を答えた回答者は、32.9%に留まっています。人権問題への関心は、明確に、部落問題との関わりと相関しています。

「部落問題との関わり」を「講演会などへの参加」について見ると、「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より、明確に、「部落問題の解決に努力する」と答える傾向にあります。これに「国民の一人として努力する」を加えると、「参加したことがある」回答者で部落問題の解決に積極的な態度を示した人は、74.0%に達します。他方で、「参加したことがない」回答者では 48.5%に留まっています。講演会などへの参加の経験は、明確に、部落問題との関わりと相関しています。

ここから、(現在の)人権問題への関心や人権問題の学習が、(過去の)同和教育の記憶よりも、部落問題への積極的な役割を果たしていることが分かります。

「部落問題との関わり」を「自然解消について」の意見で見ると、表 77 のとおりです。

表 77 自然解消について × 部落問題との関わり

	部落問題の解決に努力する	国民の一人として努力する	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	わからない	回答者(人)
自然になくなる	14.3	19.6	7.1	5.4	53.6	56
自然にはなくならない	42.4	34.3	5.1	5.1	13.1	99
わからない	18.5	24.7	3.7	3.7	49.4	81
回答者(人)	65	65	12	11	83	236

部落差別は「自然にはなくならない」と答えた回答者は、「自然になくなる」と答えた回答者より、明確に、「部落問題の解決に努力する」と答える傾向にあります。これに「国民の一人として努力する」と答えた回答者を加えると、部落問題との関わりを答えた回答者は、76.7%に達します。他方で、部落差別は「自然になくなる」と答えた回答者では、33.9%に留まります。「自然解消について」の意見は、明確に、「部落問題との関わり」と相関しています。

部落差別は「自然になくなる」と答えた回答者の 53.6%は、部落問題との関わりについて「わからない」と答えています。この回答者は、部落差別は自然に解消されると思いつつも、差別解消に向けた努力が必要かどうか迷っています。「だれかが解決してくれる」「自分とは関係ない」など、部落問題の解決を他人事と思っている回答者は、少ない状態にあります。「自然になくなる」という意見は、確信に基づいた意見とは言えないと思われます。同様に、自然になくなるかどうか「わからない」と答えた回答者の 49.4%が、部落問題との関わりでもどうしたらいいか「わからない」と答えています。この回答者も、部落問題をまったく他人事と思っているというより、まさに「わからない」状態にあると思われます。

「部落問題との関わり」を「差別解消の教育」への意見について見ると、表 78 のとおりです。

表 78 差別解消の教育 × 部落問題との関わり

	部落問題の解決に努力する	国民の一人として努力する	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	わからない	回答者(人)
効果がある	43.2	43.2	4.4	1.1	14.1	113
効果がない	11.7	19.8	11.7	18.5	38.3	50
わからない	18.9	12.2	1.4	2.7	64.9	74
回答者(人)	65	64	12	12	84	237

差別解消の教育は「効果がある」と答えた回答者は、「効果がない」と答えた回答者より、明確に、「部落問題の解決に努力する」と答える傾向にあります。これに「国民の一人として努力する」と答えた回答者を加えると、部落問題との積極的な関わりを答えた回答者は 86.4%に達します。他方で「効果がない」と答えた回答者では、それは 31.5%に留まっています。差別解消の教育についての意見と「部落問題との関わり」は、明確に相関しています。

差別解消の教育の効果が「わからない」と答えた回答者の 64.9%は、部落問題との関わりどうしたらいいか「わからない」と答えています。これらの回答者は、部落問題との関わりについて「だれかが解決してくれる」「自分とは関係ない」など、まったくの他人事としてというより、まさに「わからない」状態にあると思われます。

「部落問題との関わり」を「人権問題解決への態度」について見ると、表 79 のとおりです。

表 79 人権問題解決への態度 × 部落問題との関わり

	部落問題の解決に努力する	国民の一人として努力する	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	わからない	回答者(人)
できるところから行動する	39.6	34.4	1.0	3.1	21.9	96
何をすればいいかわからない	30.3	31.8	7.6	3.0	27.3	66
だれかに解決してほしい	7.5	20.0	12.5	12.5	47.5	40
自分とは関係ない	-	-	-	33.3	66.7	3
その他	20.0	20.0	20.0	-	40.0	5
わからない	12.5	4.2	-	-	83.3	24
回答者(人)	65	64	12	11	82	234

人権問題について「できるところから行動する」と答えた回答者の 39.6%が、「部落問題の解決に努力する」と答えています。これに「国民の一人として努力する」と答えた回答者を加えると、部落問題の解決に積極的な態度を答えた回答者は、74.0%に達します。また、人権問題について「何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない」と答えた回答者においても、30.3%が「部落問題の解決に努力する」と答えており、「国民の一人として努力する」を含めると 62.1%に達します。「何をすればいいかわからない」を含めて、「人権問題解決への態度」と「部落問題との関わり」は、明確に相関しています。

他方で、人権問題の解決について「だれかしかるべき人に解決してほしい」と答えた回答者では、その 47.5%が、部落問題の解決にどうしたらいいか「わからない」と答えています。ここから、「だれかしかるべき人に解決してほしい」という態度は、部落問題の解決に否定的な態度というより、解決のためにどうしたらいいか「わからない」状態にあると思われます。

以上の分析から、次のことが指摘されます。一つ、部落差別の自然解消についての意見、差別解消の教育への意見、人権問題解決への態度において、積極的な意見（部落差別は「自然にはなくなるならない」、差別解消の教育は「効果がある」、人権問題に「できるところから行動する」）を答えた回答者は、明確に、そうでない回答者より部落問題との関わりにおいて積極的な意見（「部落問題の解決に努力する」「国民の一人として努力する」）を答える傾向にあります。

二つ、部落差別の自然解消について、差別解消の教育への意見において「わからない」と答えた回答者は、部落問題との関わりにおいても「わからない」と答える傾向に

あります。これらの回答者の多くは、部落問題との関わりでどうしたらいいのかわからない状態にあると思われます。すなわち、部落問題をなんらかの形で解決すべきであると思いながら、その具体的な方途を見出せていません。とすれば、「わからない」と答えた回答者が、部落問題へ積極的に関わる方途を見出せるようにすることが、今後の啓発の重要な課題になると思われます。

三つ、表 79 で見たように、人権問題の解決に対して積極的な態度を示した回答者は、部落問題との関わりについても積極的な態度を示しています。このことから、人権問題に関する教育・啓発は、部落問題の解決に向けた態度形成に一定の役割を果たしていると思われます。そこで表 79 で見た関係を逆にして、「人権問題解決への態度」を「部落問題との関わり」について見るとどうなるのでしょうか。表 80 をご覧ください。

表 80 部落問題との関わり × 人権問題解決への態度

	できる ところ から行 動する	何をす ればい いかわ からない	だれか に解決 してほしい	自分と は関係 ない	その他	わから ない	回答者 (人)
部落問題の解決に努力 する	58.5	30.8	4.6	-	1.5	4.6	65
国民の一人として努力 する	51.6	32.8	12.5	-	1.6	1.6	64
誰かが解決してくれる	8.3	41.7	41.7	-	8.3	-	12
自分とは関係ない	27.3	18.2	45.5	9.1	-	-	11
わからない	25.6	22.0	23.2	2.4	2.4	24.4	82
回答者 (人)	96	66	40	3	5	24	234

「部落問題との関わり」において「部落問題の解決に努力する」と答えた回答者のうち 58.5%が、「人権問題解決への態度」について「できるところから行動する」と答えています。これに、人権問題について「何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない」と答えた回答者を加えると、89.3%に達します。他方で、表 79 で見たように、「人権問題解決への態度」において「できるところから行動する」と答えた回答者で「部落問題との関わり」について「部落問題の解決に努力する」と答えた人は 39.6%であり、これに「何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない」と答えた回答者を加えると 69.9%になります。ここから、「部落問題との関わり」と「人権問題の解決への態度」の相関は、「人権問題の解決への態度」と「部落問題との関わり」の相関より明確であることが分かります（89.3%対 69.9%）。

b. 家族の被差別地区の人との結婚

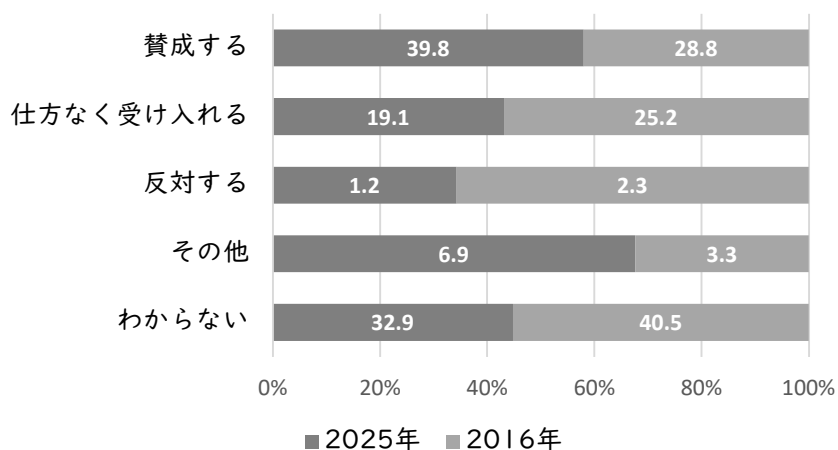
質問 27 あなたの家族が、被差別地区の人との結婚を考えているとしたら、あなたはどうしますか。

- 1 結婚に賛成する
- 2 本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる
- 3 結婚に反対する
- 4 その他
- 5 わからない

① 家族の結婚への態度

表 64 で見たように、結婚差別は、依然として厳しい部落差別の場面としてあります。結婚は、本人にとって重要な意思決定の場面であり、家族にとっても重大な関心事です。その中で、結婚の相手として被差別地区の人を拒むとき、それは部落差別となります。図 21 をご覧ください。

図 21 家族の結婚への態度



家族の被差別地区の人との「結婚に賛成する」と答えた回答者は、39.8%に留まっています。「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」と答えた回答者は 19.1%であり、これを合わせても 58.9%です。2016 年調査では「結婚に賛成する」が 26.7%で、「仕方なく受け入れる」が 24.2%でした（合わせて 50.9%）。今回調査で、被差別地区の人との結婚への態度が、やや積極的になっています。しかし「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」という態度は、「本人の意思が強くなければ」結婚に賛成しない態度になることを含みます。ここでいう「意思の強さ」とは、家族の反対の強さとの関係の中で示されるものであり、それは、つねに当人の自由な

選択であるとは言えないものです。

さらに、結婚に賛成するかどうかについて「わからない」と答えた回答者が、32.9%に達しています。「わからない」は、結婚に「賛成する」に転じるかもしれないし、「反対する」に転じるかもしれません。そもそも、被差別地区の人との結婚を「受け入れるかどうか」と迷うこと自体が、問題なわけです。

他方で、表 26 で見たように、結婚一般についての意見を問う質問では、回答者の91.6%が、結婚は「当人同士の合意」に基づくべきと答えていました。「被差別地区の人との結婚への態度」をこの結婚一般についての意見について見ると、表 81 のとおりです。

表 81 結婚についての意見 × 家族の地区の人との結婚への態度

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	わからない	回答者 (人)
当人同士の 合意	46.5	20.0	0.9	8.0	24.7	226
家族や周り の意見	16.7	11.1	-	30.6	41.7	11
わからない	-	11.1	-	-	88.9	9
回答者 (人)	98	47	3	17	81	246

結婚一般について「当人同士の合意があればよい」と答えた回答者で、被差別地区の人との結婚に「賛成する」と答えた人は46.5%に留まっています。これに「仕方なく受け入れる」を加えても、66.5%です。被差別地区の人との結婚に「賛成する」方向での回答の比率は、結婚一般について「賛成する」方向での回答の比率から激減しています。結婚一般において当人同士の意思を尊重する態度が、家族の被差別地区の人との結婚において崩れています。被差別地区の人に対する結婚差別は、依然として厳しい状況にあります。

「被差別地区の人との結婚への態度」を性別で見ると、表 82 のとおりです。

表 82 性別・年齢階層×家族の結婚への態度

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	わからない	回答者 (人)
男	49.0	15.4	1.0	3.8	30.8	104
女	33.6	20.6	1.5	9.2	35.1	131
その他	30.0	30.0	-	10.0	30.0	10
若年層	57.1	14.3	-	7.1	21.4	56
中年層	36.7	16.4	0.8	6.3	39.8	128
高年層	31.1	29.5	3.3	6.6	29.5	61

男性の回答者は、女性の回答者より、結婚に「賛成する」と答える傾向にあります。この差は、家族内での地位や役割分担などのジェンダー要因によるものと思われます。年齢階層では、若年層は、中年層・高年層より「賛成する」と答える傾向にあります。若年層は、結婚がより身近な問題であり、結婚では自分の意志を通したいと思っています。他方で中年層は、他の若年層・高年層より「わからない」と答える傾向にあります。それは、結婚適齢期の子を持つ親として子どもの意思を尊重したいという思いと、家族・親族の意見も無視できないという立場の間で揺れている態度の表われとも思われます。

「被差別地区の人との結婚への態度」を「人権問題への関心」「人権問題の学習経験」について見ると、表 83 のとおりです。

表 83 人権問題への関心・講演会などへの参加・家族との人権問題の話題×家族の結婚への態度

	賛成する	仕方なく受け入れる	反対する	その他	わからない	回答者(人)
関心がある	45.5	17.2	0.5	8.3	28.6	162
関心がない	31.8	16.3	7.2	5.2	39.7	77
参加したことがある	51.9	11.5	1.9	13.5	21.2	52
参加したことがない	35.4	22.1	0.6	5.5	36.5	181
わからない	53.8	7.7	7.7		30.8	13
話題にした	61.8	10.4	-	13.2	14.6	80
しなかった	36.4	22.0	1.8	3.8	36.1	121
一人暮らし	52.9	8.8	-	2.9	35.3	34

人権問題に「関心がある」回答者は、「関心がない」回答者より被差別地区の人との結婚に「賛成する」と答える傾向にあります。これに「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」と答えた回答者を加えると、62.7%に達します。「関心がない」と答えた回答者では、それは48.1%です。しかしそれでも、被差別地区の人との結婚に「賛成する」比率は、低い状態にあります。「また、人権問題に「関心がある」回答者の28.6%が、「わからない」と答えています。これらの結果から、「人権問題への関心」と「被差別地区の人との結婚」は、十分に相関しているとは言えません。

「被差別地区の人との結婚への態度」を「講演会などへの参加」について見ると、「参加したことがある」回答者は、「参加したことがない」回答者より「賛成する」と答える傾向にあります。これに「仕方なく受け入れる」を含めると、63.4%に達します。それは、「参加したことがない」回答者においても、57.5%に達します。集会などに参加したことが「ある」と「ない」の間に、被差別地区の人との結婚に賛成する比率に、明確な相関があるとまでは言えません。

「被差別地区の人との結婚への態度」を「家族との間で人権問題を話題にしたか」について見ると、「話題にした」回答者は、「話題にしなかった」回答者より「賛成する」と答える傾向にあります。家族との間で人権問題が話題となったとき、被差別地区の人との結婚について話題にした回答者が多いと思われます。「集会などへの参加経験」と「家族と人権問題の話題」のいずれも、全体に、「わからない」と答えた回答者の比率が大きく、人権問題への関心と人権問題の学習が、被差別地区の人との結婚への態度と明確に相関しているとは言えません。

「被差別地区の人との結婚への態度」を「部落問題との関わり」について見ると、表 84 のとおりです。

表 84 部落問題との関わり×家族の結婚への態度

	賛成する	仕方なく受け入れる	反対する	その他	わからない	回答者(人)
部落問題の解決に努力する	54.5	19.7	1.5	1.5	22.7	66
国民の一人として努力する	35.9	25.0	-	15.6	23.4	64
誰かが解決してくれる	66.7	8.3	-	-	25.0	12
自分とは関係ない	25.0	50.0	16.7	-	8.3	12
わからない	29.4	11.8	-	7.1	51.8	85
回答者(人)	95	46	3	17	78	239

「部落問題との関わり」で「部落差別の解決に努力する」と答えた回答者は、「国民の一人として努力する」と答えた回答者より、被差別地区の人との結婚に「賛成する」と答える傾向にあります。前者では 54.5%の回答者が「賛成する」と答えており、これに「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」を加えると、74.2%に達します。他方で、「国民の一人として努力する」と答えた回答者では、被差別地区の人との結婚を認める回答者は、60.9%です。この差は、部落問題の解決を自らの課題として捉える態度と、一般的な人権問題の脈絡で捉える態度との差を意味しています。いずれも、部落問題との積極的な関わりを示す回答者は、被差別地区の人との結婚を受け入れる傾向にあることが分かります。他方で、部落問題の解決にどのように努力すべきか「わからない」と答えた回答者は、被差別地区の人との結婚についても「わからない」と答える傾向にあります。この回答者のすべてが、「反対する」と答えているわけではありません。しかし、結婚に「賛成する」方向で答えた比率は、41.2%に留まっています。ここから、部落問題の解決について揺れている回答者は、被差別地区の人との結婚についても態度が揺れていることが分かります。

② 親戚の反対への態度

調査では、家族の被差別地区の人との結婚に「賛成する」と答えた回答者に、親戚が反対したときの対応について聞いています。表 85 をご覧ください。

質問 27 （「結婚に賛成する」と答えた人に）あなたの親戚が、あなたの家族と被差別地区出身の人との結婚に反対したとします。そのとき、あなたはどうしますか。

- 1 親戚を賛成するように説得する
- 2 親戚の反対を無視する
- 3 親戚の反対に従う
- 4 なにもしない

表 85 結婚に反対する親戚への態度

	回答者 (人)	比率 (%)
説得する	54	55.7
無視する	29	29.9
反対に従う	0	0.0
なにもしない	10	10.3
わからない	4	4.1
計	97	100.0

回答者の 55.7%が、親戚が反対したときは「説得する」と答えており、これに「無視する」「何もしない」を加えると、比率は 95.9%に達します。親戚の「反対に従う」と答えた人はいません。被差別地区の人との結婚についての意思決定は、家族の中で行われています。そこでの親戚の実際の役割は小さいものです。しかし、家族が結婚に反対するとき、「私たちは賛成だが、親戚が反対するから」と、親戚を反対の口実にしたりします。その意味では、親戚の役割は小さくありません。

③ 身元調査

結婚前に候補者の身元を調べる行為は、もう一つの問題行動です。部落差別に関わって結婚相手の身元を調査する行為は、後を絶ちません。身元調査一般に対する回答者の意見は、図 11 のとおりでした。「身元調査への意見」を「被差別地区の人との結婚への態度」について見ると、表 86 のようになります。

表 86 家族の結婚への態度×身元調査への意見

	必要である	必要ない	わからない	回答者(人)
賛成する	14.2	79.5	6.1	98
仕方なく受け入れる	28.2	63.1	8.7	46
反対する	100.0	-	-	3
その他	11.8	82.3	5.9	17
わからない	23.5	40.7	35.8	81
回答者(人)	51	154	40	245

家族の被差別地区の人との結婚に「賛成する」と答えた回答者において、身元調査は「必要ない」と答えた人は79.5%です。「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」と答えた回答者では、63.1%です。前者は後者より身元調査を「必要ない」と答える傾向にあります。しかし後者においても、「必要ない」と答えた回答者の比率は、小さくありません。他方で、被差別地区の人との結婚について「わからない」と答えた回答者では、40.7%が身元調査は「必要ない」と答え、35.8%が「わからない」と答えています。

回答者の身元調査への意見は、全体として「必要ない」とする方向にあります。しかし調査からは、実際に身元調査をしたことがあるかどうかは分かりません。表 28 において、回答者は、家族が結婚するとき、相手についてさまざまなことが「気になる」と答えていました。「気になる」ことの多くは、容易に身元調査に繋がるものでした。とすると、実際に身元調査を行う回答者は、身元調査を「必要である」と答えた回答者を上回ると考えられます。このことは、とりわけ被差別地区の人との結婚において明確になると考えられます。

IV まとめ

調査では、人権問題とその一つである部落問題について、設問に沿って、回答者の知識・認知・意見・態度について見てきました。その結果、回答者の人権問題・部落問題の認識の詳細が明らかになりました。町民の意識状況について重要な情報を得ることができました。回答者の人権問題・部落問題をめぐる意識には、どのような特徴が看取されるでしょうか。最後に、今日の人権問題・部落問題の状況に照らして、回答者の回答傾向に見る意識の特徴を要約して、報告書のまとめとします。

1 人権問題に関する意識

回答者の人権問題に関する質問への回答傾向から看取されるポイントは、次の8点に要約されます。

- (1) 人権問題の学習は、人権問題への関心を育むものでした(表3)。人権問題への関心は、人権問題の学習だけではなく、さまざまな機会の中で育まれます(表4)。
- (2) 人権問題への関心と人権問題の学習は、人権問題について豊かな知識を育み(表6)、人権について積極的な意見を育み(表9)、積極的な意見は、人権問題の解決への積極的な態度を育みます(表22)。

しかし、

- (3) 人権問題に関心があり、人権問題の学習をしても、人権問題についての意見(表22)や差別行為への対応(表25)において、少なからぬ回答者の意見や態度に揺らぎが見られます。
- (4) 回答者の「人権」についての理解も、揺らいでいます。多くの回答者は、人権は無条件に保障されるべきであると思っていますが、人権の保障に一定の限定を設ける、あるいは保障に否定的な回答者が少なくありません(表8、表9)。
- (5) 回答者の多くは、共生社会をめざすべきだと思っています(表10)。外国人の受け入れにも、寛容な態度を示しています(図9)。しかし外国人の受け入れは、「町民として迎える」段階に留まっています。外国人と親密な交際をするには及んでいません(表15)。
- (6) 人権問題について積極的な意見を持つ回答者は、おおむね、人権問題に対して積極的な態度を示しています。しかしその中でも、少なからず回答者において、人権問題の解決に向けた態度が揺らいでいます(表20)。人権問題への関心や学習により育まれた意見は、人権問題の解決への実践的な態度の形成を十分に促していません。
- (7) 結婚について、回答者は、本人同士の合意を尊重する姿勢を強く示しています(表26)。他方で、結婚相手の条件について関心が示されており(表28)、そこから身元調査が行われる実態が推察されます(表29)。本人同士の合意を尊重するという理念と、実際の判断との間には乖離があると思われる。

2 部落問題に関する意識

回答者の部落問題に関する質問への回答傾向から看取されるポイントは、次の6点に要約されます。

- (1) 人権問題への関心と人権問題の学習は、おおむね、部落問題の知識・認知・意見と明確と相関する関係にあります。人権問題の学習は、一定程度、部落問題の学習に貢献しています（表 62、図 17、表 69、表 76）。
- (2) 人権問題の解決への態度は、部落問題の解決への態度と相関する関係にありますが、部落問題の解決への態度は、より強く、人権問題の解決への態度と相関する関係にあります（表 79、表 80）。部落問題の教育・啓発は、人権問題の教育・啓発より、部落問題の解決への態度を育むだけではなく、人権問題の解決への態度を育む点でも、より効果があります。
- (3) 同和教育（の記憶）はこれまで、部落問題の認識に積極的な影響を与えてきました。しかし今回の調査では、いくつかの質問を除いて、双方の間にそのような関係は見られません（表 61、表 67、表 75）。
- (4) 部落差別は「自然になくなる」とする意見は、「自然にはなくなる」とする意見と対立する関係にありますが、その内実は単純ではなく、回答者において態度が揺れています（表 77）。少なからぬ回答者が、「国民の一人として努力する」、「わからない」と答えています。「自然になくなる」という意見は、啓発の中で変わる可能性があります。
- (5) 回答者の多くは、部落差別の原因を被差別地区の人びとの側ではなく、町民・行政・教育の側にあると答えています（表 65）。また、部落問題の解決についても、だれかの責任ではなく、全町的な課題であると思っています（表 68）。
- (6) 人権問題について積極的な意見を持つ回答者、また、部落問題について積極的な意見を持つ回答者であっても、少なからぬ人びとは、部落差別の解消に向けた態度において頓挫しています。その傾向は、とりわけ被差別地区の人との結婚をめぐる場面において顕著に現れています（表 79、表 84）。

3 結語

本調査の結果は、2016 年調査で見た回答者の人権意識のどのような顛末としてあるのでしょうか。その要点を指摘して、報告書の作成者として結語とします。

一つ、過去 2 回の大崎上島町の人権意識調査において、回答者の回答率（調査票の有効回収率）は、2007 年調査が 67.0%、2017 年調査が 39.1%でした。そして今回調査が 31.1%でした。このような回収率の低下は、なにに起因するのでしょうか。近年の日本において、国勢調査を含めて、自治体の社会意識調査の回答率も全般的に低下しています。人権意識調査において回答率が 30%代というケースも散見されます。大崎上島町の低い回答率は、特別のことではありません。そこには、調査への回答による個人情報粗漏を危惧する意識が強まった、人権問題がより複雑になって面倒な

回答を忌避する傾向が強まったなどの事情があると思われます。しかし同時に、確実に、人権問題への関心が薄れた、人権問題への忌避感が強まったという事情もあります。その限りでは回答率の低下は、人権意識の後退を意味します。問うべきはこの点にあります。

今回調査の低い回答率は、近年の政治の右傾化と言われる排他的な世情が影響しているとも考えられます。しかし回答率は、すでに 2017 年調査で 2007 年調査より劇的に低下していました。その変化は、一般的な回答率の低下では説明できません。その最大の原因は、2002 年に同和行政が終了して、同和教育と地域学習（住民学習会）が減ったことにあると思われます。2007 年には、町民の間に同和教育・地域学習が育んだ部落問題・人権問題に対する規範意識が鮮明に残っていました。しかし 2017 年には規範意識が薄れて、2025 年にはさらに薄れました。このような回答率の低下は、全国の自治体の人権意識調査でも確認されています。こうして同和教育の終了、地域学習の減少は、部落問題への関心を薄めただけではなく、人権問題への関心も薄めました。行政や地域団体、民間団体の人権意識向上の取り組みは、その強い流れを押し留めるに至っていません。かつての同和教育を代替するほどの学校・地域での人権学習の充実が、喫緊の課題になっています。

二つ、質問の回答傾向を年齢階層について見ましたが、中年層は、仕事や家庭の中心を担う階層として、いくつかの質問で積極的に回答する傾向にありました。若年層の回収率は、他の階層より低くなりました（若年層 20.9%、中年層 32.1%、高年層 48.1%）。そこには、若年層の面倒な調査を忌避する感覚もあったでしょう。しかし若年層は、人権問題の 7 つの条約や法について中年層より知識度が高く、結婚では当人同士の意思を尊重し、被差別地区の人との結婚に賛成する傾向にありました。また若年層は、中年層・高年層より、人権問題に「関心がある」と答える傾向にありました（若年層 79.2%、中年層 65.9%、高年層 61.3%）。若年層は、35 歳を境に同和教育を受けた人と受けていない人に分かれます。人権問題への高い関心は、同和教育の影響であるとしても、それは若年層の一部のことです。若年層は、自らの境遇と将来に不安を抱き、社会の不平等に敏感な世代、インターネットや SNS により人権問題への気づきが多くなる世代です。その結果、人権問題への関心が高くなったとすれば好ましいことですが、それは、若年層の不安な心情を反映したものでもあります。

三つ、町民の調査の回答率は低下しましたが、調査回答者の回答の中心傾向、人権問題・部落問題に対する基本姿勢は、2007 年調査以来、大きくは変わっていません。2016 年の調査で、回答者に見る町民の人権意識にさまざまな課題があることが指摘されました。この 9 年間、行政や地域団体、民間団体は、人権意識の向上に努力してきました。前項の「人権問題・部落問題に関する意識」に見たように、人権問題・部落問題に関する知識・認識・態度において、今回調査も前回調査と同様、多くの回答者が、積極的な意見を選択しています。人権問題の解決のために「できるところから行動する」や、家族の被差別地区の人との結婚に「賛成する」では、回答者は、前回調査より積極的に答える傾向にあり、その分、人権問題・部落問題の解決の力をつけています。今回調査の新たな質問項目である共生社会についての意見では、75.8%の

回答者が、共生社会をめざすべきだと答えています。外国人に排他的な世情の中で、回答者は、外国人に対して理性的で寛容な態度を保持しています。さらに、人権問題・部落問題に消極的な意見を選択した回答者の多くが、積極的な回答を選択するなど、意見や態度が揺れています。それは、そのような人々を啓発して積極的な意見や態度へ導く余地が十分にあることを示唆しています。

四つ、他方で、人権問題・部落問題についての前向きの認識が、多くの項目において、問題解決に向けた態度が挫折するという、前回調査を引く継ぐ課題があることが確認されました。また、新たな課題も発見されています。人権問題の認識や態度の根幹をなす「人権」「人権問題」について、多くの回答者が、人権の保障に制約的・否定的な意見を選択しており、その反面、人権問題の取り組みに積極的な意見を選択する回答者の比率が、前回調査より大きく低下する（96.4%→71.1%）など、人権・人権問題の根本的な理解が、消極的・否定的な方向へ分散しています。そこには近年の、「甘え」を批判して「自立」を強調する風潮が強まっていることの影響があるでしょう。しかしそれ以上に、ここでも同和教育の終了、地域学習の減少が影響していると思われる。

五つ、2016年調査においては、同和教育を受けた経験がある回答者は、人権問題・部落問題について、全般的に積極的な回答を選択していました。しかし今回調査では、同和教育を受けた経験がある回答者が、一貫して積極的な回答を選択することはありませんでした。それよりも「人権問題に関心がある」など、人権問題を積極的に志向する回答者の方が、部落問題へ積極的に回答する項目が目立ちました。先に同和教育は、人権教育よりも人権問題・部落問題の啓発に強い力をもつことを見ました。とすれば、同和教育の役割は依然として大きいこととなります。ここでも、同和教育を代替するほどに人権教育の質を充実させることが、喫緊の課題となっています。

六つ、人権問題と部落問題に関する知識・認知・意見・態度は、ひとえに人権侵害や部落差別を解消する力を身につけるためにあります。「自分には関係ない」「わからない」「説明する自信がない」といった意識を克服しなければ、人権侵害や部落差別に立ち向かう力は身につけません。そして、人権侵害や部落差別に立ち向かわなければ、それらは解消されません。そのためには、町民一人ひとりの取り組みが不可欠ですし、その基盤を支え、後押しする行政や地域団体、民間団体の役割はきわめて大きいと言えます。

最後に、長期にわたる経済停滞の中で、物価は上昇する一方、収入は伸び悩んでいます。国民の生活は不安定さを増し、人々の心には先行きへの不安が広がっています。他方で、そうした不安を背景として、排他的で自虐的な感情が社会で強まっています。ハラスメントや性犯罪が相次ぎ、YouTubeなどのインターネット空間では、しばしばマイノリティや外国人が揶揄や攻撃の対象となっています。このような世情にあって、私たちは毅然として人権を守り、人権侵害や差別を厳しく批判する姿勢を持っていますでしょうか。自らの人間性を尊び、同時に隣人の人間性を尊ぶことができているでしょうか。あらためてこう問われていると思います。

人権とは、人が幸せに生きる権利を言います。では現実はどうでしょうか。調査は、社会の姿を映し出す鏡です。そこには、希望を感じさせる回答もあれば、課題を突きつける回答もあります。重要なのは、後者をいかに前者へと近づけていくのかです。それは、一人ひとりが向き合うべき課題です。「私」が考え、行動し、隣人とともに考え、行動する。その積み重ねの中で、自分の人間性を高め、隣人の人間性を尊ぶような社会、すなわち「人権を生きる」社会がつくられていきます。それは遠い未来社会の理念ではなく、今、不断の努力の中でつくられる社会です。豊かなまちづくりの鍵は、物質的な豊かさにあるわけではありません。心の分断をなくそう。私が悲しいことは、隣人も悲しい。ともに幸せになろう。豊かなまちづくりの鍵は、ここにあると思われま。・・・調査の回答傾向を分析し、その結果の意味を考える中で、このような人権の原点に立ち還り、報告書の作成者として、回答者の皆さん、大崎上島町の町民の皆さんに伝えたい言葉となりました。

II 単純集計表リスト

I 人権問題について、ご意見などをお聞きします。

【質問1】あなたは、近年の日本において人権問題の状況はどうなっていると思いますか。

	回答者	比率
人権問題は大きく（深刻に）なっている	76	31.3
あまり変わらない	93	38.3
人権問題は小さく（深刻でなく）なっている	26	10.7
わからない	48	19.8
無回答	6	
計	243	100.0

【質問2】あなたは、人権問題に関心がありますか。

	回答者	比率
関心がある	47	19.4
少し関心がある	117	48.3
小計a	164	67.8
あまり関心がない	64	26.4
関心がない	14	5.8
小計b	78	32.2
無回答	7	
計	242	100.0

【質問3】あなたは、次の人権に関する宣言や法律、条例などがあることを知っていますか。知っているものすべてについてお答えください。

〈「内容を知っている」または「名称を知っている」と回答した方〉について

	回答者	比率
世界人権宣言	211	86.1
人種差別撤廃条約	160	65.3
人権教育・啓発推進法	142	58.0
子どもの権利条約	177	72.2
男女雇用機会均等法	228	93.1
配偶者暴力防止法（DV法）	216	88.2
ストーカー規制法	230	93.9
児童虐待防止法	230	93.9
高齢社会対策基本法	126	51.4
障害者差別解消推進法	154	62.9
ハイトスピーチ規制法	159	64.9
犯罪被害者保護法	182	74.3
アイヌ文化振興法	136	55.5
同和対策審議会答申	137	55.9
部落差別解消推進法	165	67.3
大崎上島町個人情報保護法施行条例	101	41.2
大崎上島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度	100	40.8
すべて知らない／無回答	4	
計	245	100.0

【質問4】あなたは、現在の日本社会にどのような人権問題があると思いますか。
次の中からいくつでもお答えください。

	回答者	比率
女性に関する人権問題	125	67.9
子どもに関する人権問題	133	72.3
障がい者に関する人権問題	128	69.6
高齢者に関する人権問題	94	51.1
アイヌの人々に関する人権問題	53	28.8
在日外国人・新来（新しく来た）外国人に関する人権問題	74	40.2
インターネットに関する人権問題	139	75.5
セクハラやパワハラなどのハラスメントに関する人権問題	131	71.2
エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者に関する人権問題	52	28.3
犯罪被害者やその家族に関する人権問題	93	50.5
刑を終えて出所した人に関する人権問題	67	36.4
性的マイノリティ（少数者）に関する人権問題	82	44.6
その他	10	5.4
無回答	65	
計	184	100.0

【質問4-1】あなたは、質問4の人権問題のどれに関心がありますか。質問4の
選択肢の中から3つまでお答えください。

	回答者	比率
女性に関する人権問題	102	43.4
子どもに関する人権問題	119	50.6
障がい者に関する人権問題	64	27.2
高齢者に関する人権問題	48	20.4
アイヌの人々に関する人権問題	6	2.6
在日外国人・新来（新しく来た）外国人に関する人権問題	35	14.9
インターネットに関する人権問題	124	52.8
セクハラやパワハラなどのハラスメントに関する人権問題	88	37.4
エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者に関する人権問題	2	0.9
犯罪被害者やその家族に関する人権問題	34	14.5
刑を終えて出所した人に関する人権問題	11	4.7
性的マイノリティ（少数者）に関する人権問題	27	11.5
その他	5	2.1
無回答	14	
計	235	100.0

【質問5】あなたは、この1年間にご家族との間で人権問題について話題にしましたか。

	回答者	比率
よく話題にした	8	3.4
ときどき話題にした	72	30.3
小計a	80	33.6
ほとんど話題にしなかった	76	31.9
まったく話題にしなかった	47	19.7
小計b	123	51.7
一人ぐらして話題にできなかった	35	14.7
無回答	11	
計	238	100.0

質問5で「よく話題にした」「ときどき話題にした」と答えた方にお聞きします。

【質問5-1】話題にしたのはどのような問題でしたか。

	回答者	比率
女性に関する人権問題	26	33.3
子どもに関する人権問題	34	43.6
障がい者に関する人権問題	18	23.1
高齢者に関する人権問題	17	21.8
アイヌの人々に関する人権問題	3	3.8
在日外国人・新来（新しく来た）外国人に関する人権問題	18	23.1
インターネットに関する人権問題	34	43.6
セクハラやパワハラなどのハラスメントに関する人権問題	27	34.6
エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者に関する人権問題	1	1.3
犯罪被害者やその家族に関する人権問題	7	9.0
刑を終えて出所した人に関する人権問題	1	1.3
性的マイノリティ（少数者）に関する人権問題	6	7.7
その他	5	6.4
無回答	2	
計	78	100.0

【質問6】現代は、さまざまな特徴や背景をもつ人々が、たがいの違いを認め合って自分らしく生きることのできる共生社会または多様性社会をめざす時代といわれます。あなたはこのような考えについて、どう思いますか。次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
たがいの違いを認め合う共生社会または多様性社会をめざすべきである	44	17.7
たがいの違いを認め合うことは容易なことではないが、それでも共生社会または多様性社会をめざすべきである	144	58.1
たがいの違いを認め合えることと認め合えないことがあるので、共生社会または多様性社会の実現はむずかしい	34	13.7
たがいの違いを認め合うことはできないし、共生社会または多様性社会をめざすこともできない	2	0.8
わからない	24	9.7
無回答	1	
計	248	100.0

【質問7】 現代社会は、一人ひとりの人権の尊さが強調される社会です。人権について、あなたはどのように思いますか。次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
人権は、すべての人が無条件に保障されるべきである	125	50.8
社会には人権の保障が制約されても仕方ない人がいる	53	21.5
人権を強調することで特定の人々の権利を優遇し兼ねない	26	10.6
人権を強調することで社会に対する甘えの態度が強くなる	10	4.1
わからない	32	13.0
無回答	3	
計	246	100.0

【質問8】 国際化社会といわれる今日、人権問題は重要な柱となっています。あなたは人権問題についてどのように思いますか。次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
人権問題への取り組みは、制度として必要である	78	32.0
人権問題への取り組みは、人を思いやることだから必要である	96	39.3
人権問題への取り組みは、問題による	49	20.1
人権問題への取り組みは、わがままな考えだから嫌いだ	3	1.2
わからない	18	7.4
無回答	5	
計	244	100.0

【質問9】 結婚は二人の合意により成立することになっていますが、現実にはいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。あなたはどのようにお考えですか。次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
当人同士の合意があればよい。まわりの意見に左右されるべきではない	48	19.4
家族やまわりの人の意見も無視できないが、当人同士の合意がより尊重されるべきである	179	72.2
当人同士の合意も無視できないが、家族やまわりの人の意見がより尊重されるべきである	10	4.0
当人同士の合意より、家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである	2	0.8
わからない	9	3.6
無回答	1	
計	248	100.0

【質問9-1】 あなたやご家族が結婚相手を考えるときに、どのようなことが気になりますか。とくに気になることを3つまでお答えください。

	回答者	比率
出身地	20	8.2
学歴	11	4.5
職業	81	33.2
経済力	125	51.2
家柄	21	8.6
離婚歴	37	15.2
宗教	76	31.1
国籍や民族	33	13.5
その他	29	11.9
気になることはない	54	22.1
無回答	5	
計	244	100.0

【質問10】 職場や地域、友人関係において人権侵害や差別に関わる言動が出たとき、あなたならどうしますか。

	回答者	比率
自分で差別のまちがいを説明する	78	32.0
説明する自信がないので、そのままにしておく	117	48.0
自分には関係のないことだから、そのままにしておく	14	5.7
相手の意見にあわせてしまう	5	2.0
その他	30	12.3
無回答	5	
計	244	100.0

【質問11】 あなたは、人権問題の解決のためにどうすればいいと思いますか。次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
日常生活の中で何かできることを考え、できるところから行動する	97	40.4
自分も何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない	67	27.9
自分ではどうしようもない問題なので、だれかしかるべき人に解決してほしい	41	17.1
自分とは直接関係のないことだと思う	4	1.7
その他	5	2.1
わからない	26	10.8
無回答	9	
計	240	100.0

【質問12】あなたは、一人ひとりの人権が尊重される町にするために、どのような取り組みが必要だと思いますか。重要と思うものを3つまでお答えください。

	回答者	比率
学校で子どもたちの人権尊重の意識を育む	149	61.6
人権啓発を推進する団体を育成する	12	5.0
自治会（町内会）を中心に人権啓発を推進する	27	11.2
地域の行事を活性化して、人の交流を深める	94	38.8
地域の施設（公民館など）の活動を充実する	40	16.5
講演会など、行政の人権啓発の施策を充実する	48	19.8
だれもが気軽に相談できる行政の相談窓口を充実する	127	52.5
その他	6	2.5
わからない	24	9.9
無回答	7	
計	242	100.0

【質問13】あなたは今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

	回答者	比率
ある	81	33.5
ない	98	40.5
わからない	63	26.0
無回答	7	
計	242	100.0

質問13で「ある」と答えた方にお聞きします。

【質問13-1】どのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。その内容について、次の中からいくつかでもお答えください。

	回答者	比率
うわさ、悪口、かげ口	41	50.6
仲間はずれ、嫌がらせ	23	28.4
名誉・信用の毀損、侮辱	16	19.8
職場での不当な待遇	24	29.6
地域での嫌がらせ	8	9.9
学校でのいじめ	14	17.3
プライバシーの侵害	16	19.8
家族や恋人など身近な人による暴力(DV)	5	6.2
セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	6	7.4
ストーカー行為(つきまとい行為)	2	2.5
身体的・精神的な虐待	11	13.6
悪臭・騒音などの公害	5	6.2
その他	5	6.2
無回答	0	
計	81	100.0

【質問13-2】その時、あなたはどのような対応をしましたか。次の中からいくつかでもお答えください。

	回答者	比率
友だちや同僚に相談した	31	39.2
家族や親戚に相談した	20	25.3
職場の上司に相談した	10	12.7
弁護士に相談した	3	3.8
法務局または人権擁護委員に相談した	1	1.3
町役場に相談した	1	1.3
警察に相談した	6	7.6
民間団体に相談した	0	0.0
自分で解決した	14	17.7
何もしないで我慢した	35	44.3
その他	10	12.7
無回答	2	
計	79	100.0

【質問14】あなたは、他人の人権を侵害したり、差別したりしたことがあると思いませんか。

	回答者	比率
あると思う	23	9.6
多少はあると思う	68	28.3
小計a	91	37.9
ほぼないと思う	68	28.3
ないと思う	50	20.8
小計b	118	49.2
わからない	31	12.9
無回答	9	
計	240	100.0

【質問15】 近年、大崎上島町で住む外国人が増えています。あなたはそのことについてどう思いますか。

	回答者	比率
好ましい	53	21.5
どちらかといえば好ましい	94	38.2
小計a	147	59.8
どちらかといえば好ましくない	23	9.3
好ましくない	5	2.0
小計b	28	11.4
わからない	71	28.9
無回答	3	
計	246	100.0

【質問15-1】 あなたのお住まいの地域に外国人が増えるとして、あなたは外国人をどのように迎えますか。次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
外国人と親しい友人になりたい	25	10.2
外国人を隣人として迎えたい	35	14.3
外国人を町民の一人として迎えたい	134	54.7
外国人と付き合いつもりはない	10	4.1
外国人は自分の地域にいてほしくない	3	1.2
外国人は大崎上島町にいてほしくない	0	0.0
わからない	38	15.5
無回答	4	
計	245	100.0

【質問16】 あなたはこの一年、人権に関する講演会・研修会・学習会などに参加したことはありますか。

	回答者	比率
参加したことがある	54	21.7
参加したことがない	182	73.1
わからない	13	5.2
無回答	0	
計	249	100.0

問16で「参加した」と答えた人に聞きします。

【質問16-1】 参加したのはどのような講演会・研修会・学習会でしたか。次の中からいくつでもお答えください。

	回答者	比率
町が主催する講演会・研修会・学習会	21	38.9
学校での講演会・研修会・学習会	2	3.7
職場での講演会・研修会・学習会	23	42.6
人権関係団体などが主催する講演会・研修会・学習会	14	25.9
その他	2	3.7
無回答	0	
計	54	100.0

【質問16-2】 それはあなたの人権問題の学習に役立ったと思いますか。

	回答者	比率
役立ったと思う	23	45.1
どちらかといえば役立ったと思う	20	39.2
小計a	43	84.3
どちらかといえば役立たなかったと思う	4	7.8
役立たなかったと思う	2	3.9
小計b	6	11.8
わからない	2	3.9
無回答	3	
計	51	100.0

質問16で「参加したことがない」と答えた方にお聞きします。

【質問16-3】 参加したことがないのはどうしてですか。次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
講演会・研修会・学習会があることを知らなかった	48	27.0
参加したかったが都合がつかなかった	19	10.7
人権と聞くとむずかしそうだったから	20	11.2
人権問題に関心がないから	15	8.4
その他	4	2.2
理由はない	72	40.4
無回答	4	
計	178	100.0

【質問17】 毎月発行の町広報に人権啓発記事「人権の視点」を毎回載せていますが、あなたは読んでいますか。

	回答者	比率
いつも読んでいる	30	12.2
読んだり、読まなかったりする	117	47.6
小計a	147	59.8
まったく読んでいない	98	39.8
その他	1	0.4
小計b	99	40.2
無回答	3	
計	246	100.0

【質問18】 大崎上島町には、人権に関わる各種の委員があります。次の委員がいることを、あなたは知っていますか。知っている委員をすべてお答えください。

	回答者	比率
民生委員・児童委員	216	93.9
行政相談員	115	50.0
人権擁護委員	66	28.7
保護司	99	43.0
母子・父子自立相談員兼家庭相談員	29	12.6
社会教育委員	60	26.1
教育委員	144	62.6
無回答	19	
計	230	100.0

Ⅱ 部落差別の問題について、ご意見などをお聞きます。

【質問19】あなたが部落差別の問題（同和問題）についてはじめて知ったのはいつ頃ですか。

	回答者	比率
子どもの頃（18歳未満）	175	70.9
おとな（18歳以後）になってから	36	14.6
いつ頃知ったのか、覚えていない	24	9.7
知らなかった	12	4.9
無回答	2	
計	247	100.0

質問19で1、2、3のいずれかと答えた方にお聞きます。

【質問19-1】部落差別の問題について、はじめて知ったきっかけは次のうちどれですか。

	回答者	比率
家族や親戚の人から聞いた	35	15.3
職場の人から聞いた	6	2.6
近所の人から聞いた	11	4.8
本を読んで知った	4	1.7
新聞などマスコミで知った	7	3.1
学校の友だちから聞いた	9	3.9
学校の授業で教えてもらった	130	56.8
その他	5	2.2
はっきり覚えていない	22	9.6
無回答	6	
計	229	100.0

質問19で1、2、3のいずれかと答えた方にお聞きます。

【質問19-2】そのとき、被差別地区（同和地区）やその住民についてどのようなイメージを持ちましたか。

	回答者	比率
マイナスイメージを持った	47	23.6
プラスイメージを持った	4	2.0
マイナスイメージとプラスイメージを合わせて持った	32	16.1
なんのイメージも持たなかった	72	36.2
はっきり覚えていない	44	22.1
無回答	36	
計	199	100.0

【質問20】あなたは、学校で部落差別の問題について、授業（同和教育）を受けたことがありますか。

	回答者	比率
ある	149	60.3
ない	46	18.6
覚えていない	52	21.1
学校へ行かなかつた	0	0.0
無回答	2	
計	247	100.0

【質問21】あなたは、大崎上島町に被差別地区があるかどうか知っていますか。

	回答者	比率
知っている	131	52.8
知らない	117	47.2
無回答	1	
計	248	100.0

質問21で「知っている」と答えた方にお聞きします。

【質問21-1】町内の被差別地区をはじめて知ったきっかけは何でしたか。次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
家族や親戚の人から聞いた	38	29.9
職場の人から聞いた	12	9.4
近所の人から聞いた	11	8.7
友だちから聞いた	10	7.9
学校の先生から聞いた	22	17.3
インターネットで知った	0	0.0
テレビ・ラジオ・新聞などで知った	2	1.6
集会や研修会で知った	8	6.3
その他	7	5.5
はっきり覚えていない	17	13.4
無回答	4	
計	127	100.0

【質問22】部落差別は今もあると思いますか。

	回答者	比率
あると思う	97	39.8
ないと思う	54	22.1
わからない	93	38.1
無回答	5	
計	244	100.0

質問22で「あると思う」と答えた方にお聞きします。

【質問22-1】部落差別があるのはどのような場面ですか。次の中からいくつでもお答えください。

	回答者	比率
結婚するとき	64	67.4
身元調査をされるとき	37	38.9
就職するとき	22	23.2
居住地を聞かれるとき	25	26.3
土地や家屋が売買されるとき	12	12.6
つきあいを外されるとき	15	15.8
インターネットでの書き込み	23	24.2
差別的な落書きや張り紙	16	16.8
エセ同和行為（同和問題を口実にして不当な利益を求める行為）	17	17.9
その他	3	3.2
無回答	2	
計	95	100.0

質問22で「あると思う」と答えた方にお聞きします。

【質問22-2】 部落差別があるのは、何に原因があると思いますか。次の中からいくつでもお答えください。

	回答者	比率
被差別地区の生活実態が低い水準にあるから	10	10.5
被差別地区に対する偏見が強く、町民の人権意識が低いから	52	54.7
被差別地区住民の努力が足りないから	3	3.2
部落問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから	22	23.2
差別を禁止する法律がないから	10	10.5
差別意識をなくすための教育・啓発が不十分であるから	28	29.5
国や県、町の取り組みがまだ弱いから	12	12.6
被差別地区だけに特別な対策を行ってきたから	19	20.0
世間では部落問題に関する話題を避ける傾向にあるから	34	35.8
その他	4	4.2
わからない	10	10.5
無回答	2	
計	95	100.0

【質問23】 部落差別は、そっとしておけば自然になくなるという考えがあります。あなたはどのように思いますか。

	回答者	比率
自然になくなる	57	23.6
自然にはなくなるらない	100	41.3
わからない	85	35.1
無回答	7	
計	242	100.0

【質問24】 部落差別を解消するために、あなたはどのようなことが大切だと思いますか。次の中からいくつでもお答えください。

	回答者	比率
町民が部落問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力する	109	45.0
行政が問題解決のため積極的に努力する	51	21.1
被差別地区の人が固まって生活しないで、分散して住む	33	13.6
自然に解決するのを待つ	42	17.4
被差別地区の人が部落問題の解決をめざして努力する	16	6.6
学校で部落差別解消の教育にしっかり取り組む	72	29.8
その他	18	7.4
わからない	54	22.3
無回答	7	
計	242	100.0

【質問25】学校教育・社会教育での部落差別を解消する教育について、あなたは
どう思いますか。

	回答者	比率
部落差別の解消に効果がある	46	18.9
部落差別の解消にどちらかといえば効果がある	67	27.6
部落差別の解消にどちらかといえば効果がない	30	12.3
部落差別の解消に効果がない	22	9.1
わからない	78	32.1
無回答	6	
計	243	100.0

【質問26】あなたご自身と部落問題との関わりについて、どのようにお考えですか。
次の中から一つだけお答えください。

	回答者	比率
部落問題は、被差別地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であり、この問題の解決に努力していく	67	27.8
部落問題は、日本の社会問題であるから、国民の一人として解決に努力していく	65	27.0
部落問題は、日本の社会問題であり、だれかしかるべき人が解決してくれると思う	12	5.0
部落問題は、被差別地区の人たちの問題だから、自分とは関係のない問題であると思う	12	5.0
わからない	85	35.3
無回答	8	
計	241	100.0

【質問27】あなたの家族が、被差別地区の人との結婚を考えているとしたら、
あなたはどうしますか。

	回答者	比率
結婚に賛成する	98	39.8
本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる	47	19.1
結婚に反対する	3	1.2
その他	17	6.9
わからない	81	32.9
無回答	3	
計	246	100.0

質問27で「結婚に賛成する」と答えた人にお聞きします。

【質問27-1】あなたの親戚が、あなたの家族と被差別地区出身の人との結婚に
反対したとします。そのとき、あなたはどうしますか。

	回答者	比率
親戚を賛成するように説得する	54	55.7
親戚の反対を無視する	29	29.9
親戚の反対に従う	0	0.0
なにもしない	10	10.3
わからない	4	4.1
無回答	1	
計	97	100.0

【質問28】 家族のだれかが結婚するとき、相手や相手の家族のことを調べる身元調査が行われることがあります。あなたは身元調査についてどう思いますか。

	回答者	比率
結婚は家族にとって大切な出来事だから、身元調査は必要だ	12	4.9
どちらかといえば身元調査は必要だ	40	16.2
小計a	52	21.1
結婚は当事者の合意に基づいて行うものだから、身元調査は必要ない	109	44.1
どちらかといえば身元調査は必要ない	45	18.2
小計b	154	62.3
わからない	41	16.6
無回答	2	
計	247	100.0

Ⅲ あなたご自身のことについてお聞きます。

【質問29】 あなたの性別をお答えください。

	回答者	比率
男	105	42.3
女	133	53.6
その他・答えたくない	10	4.0
無回答	1	
計	248	100.0

【質問30】 あなたの年齢をお答えください。

	回答者	比率
20歳未満	14	5.6
20歳代	13	5.2
30歳代	29	11.7
40歳代	35	14.1
50歳代	46	18.5
60歳代	47	19.0
70歳代	44	17.7
80歳以上	20	8.1
無回答	1	
計	248	100.0

【質問30】 年齢階層

	回答者	比率
若年層	56	22.6
中年層	128	51.6
高年層	64	25.8
無回答	1	
計	248	100.0

【質問31】 あなたの職業（おもな仕事）をお答えください。

	回答者	比率
正規の職員、従業員（役員などを含む）	92	37.1
非正規の職員、従業員（パート、アルバイト、契約、嘱託、派遣など）	40	16.1
自営業（農林水産）	11	4.4
自営業（製造、販売）、自由業	11	4.4
専業の主婦・主夫	24	9.7
学生	14	5.6
その他	5	2.0
無職	51	20.6
無回答	1	
計	248	100.0

【質問32】 あなたの出生地と居住地をお答えください。

	回答者	比率
大崎上島町で生まれ、ずっと暮らしている	45	18.1
大崎上島町で生まれたが、他地域で住んだことがある	109	43.8
大崎上島町の外から転入してきた	95	38.2
無回答	0	
計	249	100.0

【質問33】 あなたはどこにお住まいですか。

	回答者	比率
大崎地区	120	49.0
東野地区	78	31.8
木江地区	47	19.2
無回答	4	
計	245	100.0

Ⅲ 自由回答リスト

年 齢	性 別	人権問題に関心があるか	内 容
20歳代	女	少し関心がある	部落差別に関して、島内に引っ越してきて尚、島民の一員として扱われることもあればやはり島外の間人だから分かり合えないと決めつけられることもある。(常識や教えが違う為) 一般的に、部落差別とは同和地区に生まれ育った者が受けるという意味であると思うが、逆のパターンもあり、同和地区の方が壁を作って自分たちの常識や習わしを押し付けるというのはこの問題解決を図ろうとしても受け入れられない可能性は感じる。
30歳代	女	—	埼玉県川口市のような町にはしたくないです。こちらが相手の文化や宗教を受け入れても、相手はこちらの習慣を受け入れてくれないこともあります。学校給食などで宗教に合わせて対応するのも危険です。
30歳代	女	少し関心がある	学校教育で、いじめや差別がいけないことというのは学んできました。人権を侵害された、DVを受けたなど、された側の許容範囲でその行為が行われたか判断されると思います。その行為を行っている側は、相手が嫌だと言わなければ、いじめではない、DVではないと思っていますし、そもそも嫌なことをしている自覚もなかったりします。それは、行っている側が、どのように親に育てられたか、家庭環境だったかが影響していると思います。親との関係性が交友関係にも表れると思います。いじめている側、DVをする側の背景を学ぶべきだと思います。どうして人をいじめるのか、その心理を知っておくべきは何なのか。なぜ相手が嫌なことをしても嫌と言えないのかなど、起きている人権問題は、やっちゃんいけないよね！ではなくて、どうしてこのようなことが起きるのか、起きないようにできる関係性の築き方などを教えてほしいです。部落の問題も学校で学びましたが、差別が生まれた背景がありました。それを聞くとなぜ差別されなくちゃいけないのか？と疑問に思いました。確か、家畜を殺して食用として売る地域だったのですが、そこに差別が生まれたのは、他の地域の人が家畜を殺す＝人間の心がない人と思ひ、その地域の人たちに対して恐怖心が生まれ、差別が生まれたのではないかと私は思います。いじめやDVなど全ての人権問題には、恐怖心だったり、目に見えない心理から生まれ、行動にあらわれているのだと思います。人権問題に対しては、そこから学ぶべきだと思います。
30歳代	女	少し関心がある	自身の経験としては、特に部落差別の地域を大人が教えるから子供が知り、その子供が大人になった際にまた子供に教えるというループが無意識にできていると感じる。教えてなければ、日常的に支障もないし気にすることも全くない。地元の人でなく、転居してきた人も知らないまま住んでいる方が多く、気にするのは地元民だけだと思う。昔の人が勝手に差別化するために特定の地域をそうしてきただけで、同じ町だし、同じ人間だと思う。部落差別は気にするだけ無駄なように思う。
30歳代	男	あまり関心がない	家族のことになりますが、私が大学に出ている間にこんなことがあったようです。近所の方が、自分の犬をこちらの車のボンネットにのせて遊ばせていたので、母が注意したところ、「私は部落差別をされてきたんだ！差別に苦しんだんだ！」と言って激怒されたので何も話せなくなったそうです。その地域に住んでいるから結婚ができないなどの差別はなくさないといけないと分かっています。しかし、何でもかんでもやりたい放題で、差別の歴史を盾にされたら誰も注意できないというのは町が目指す差別の解消のやり方として正しいのでしょうか？この話を聞いてから、部落問題に関わることをやめました。外国人との共生などを声高に言われていますが、国家、町、地域の体裁を保つ為に、言うことは言わないと今住んでいる町民がかって被差別地域が受けた不当な扱いと同じような思いをすることになるかもしれません。行政として不当な扱いを誰も受けない町づくりの為に、施策に取り組んでいただきたいと思っています。

40歳代	女	少し関心がある	小学生の頃、いじめをされたことがあります。その時は、悪質な嫌がらせをされることが日常で沢山ありました。同級生の皆から、口をきいてもらえなかったり、悲しい思いをしたのを覚えています。その頃、私は両親に相談し、学校の先生への日記で、自分の気持ちを話して、それを直接皆の前で発表するということを先生から言われました。そして、その悲しい思いを全て、皆の前で言いました。その後、皆も私の気持ちを分かってくれて、仲良く卒業することができました。私は、この時、相談できる人がいることのありがたさを実感しました。なので、学校の先生や家族の人と会話をする時間を持つことがすごく大切だと思います。子供達は、今、中々人に話をしない子が増えていると思います。子供達から話すことも大切だと思いますが、大人から子供達に目を向けてあげることも必要なのではないかと思います。
40歳代	男	関心がある	大崎上島町における年間行事であるどんど焼き、球技大会、町民運動会、例大祭などの参加で良く声を掛けられることが多いが、正直参加はしたくありません。精神疾患を患い、なおのこと参加したくなくなりました。町民の減少に加え、不参加者多数のため、参加を集める消防団、体協理事の負担は苛烈を極めます。個人的に年間行事は廃止にさせていただきたく思います。
40歳代	答えたくない	あまり関心がない	職場の外国人にも数人にアンケートが届いていた。設問の15と15-1は外国人が答える側に回った時に心が傷つくと思う。確かに全国的にみると問題は発生しているが、頑張っている外国人に対して失礼ではないだろうか？働いていない高齢者の世代が外国人は嫌だと沢山の回答があったら町としてはどうするつもりなのか？また、被差別部落の質問をしても彼らには関係のない話ではないだろうか？アンケート回答者を無作為に選ぶのはいいが、島に在住して5年以上とか、日本国籍では無い人はアンケートから外すなどの配慮をお願いしたい。
50歳代	女	関心がない	人権教育は大切だが、部落差別に焦点を当てすぎるのはどうかと思う。島の部落差別問題啓蒙活動を行わずに、島外の人たちから少し前まで特殊な島という印象を持たれていたように感じる。昔より少し活動が落ち着いてきたのは良いことなので、部落も含めジェンダー・女性・子どもなど偏りなく行った方がいい。外国人労働者は、高齢者だらけの島で大切な労働力なので、お互い共生できる方法を見つけるしかない。日本での生活ルールを理解してもらえるよう伝える努力が必要と思う。
50歳代	女	関心がある	田舎になればなるほど(大崎上島町等、昔からその地に生まれてその地でずっといる人が多い地域)、何十年も前の事をずっと気にされ、言い方が悪いですが、アップデートされていなく、今も部落差別をされている方が多いのでは？という印象があります。昔ながらの伝統を守っていき、後世に伝えていく事も大事ですが、時代と共にそぐわない事もあります。人権問題の教育や啓発も大事ですが、一番伝わってほしい人になかなか届かないところがあるので、そこが難しいところだと思います。人を差別したり、見下したりといった場面は時々あり、そう言う事をする本人には自覚がなく、また、そういう方が人に意見を求めておきながら、提案すると否定されたり、無視して勝手な事をされたり悔しい思いをした事が何度もありますが、そういう方とはできるだけ関わらないように距離を置いて無駄なエネルギーを使わないように対処していますが、中にはそれすらできない場合もあるので、やりきれない事もあると思います。10人いたら10人それぞれ違う人間なので、違って当たり前で反発することもあると思いますが、相手の立場になってお互いを理解しようとする気持ちがないから、差別や人権問題が起きてしまうと思います。私自身も人のふり見て我がふり直せで気を付けていきたいです。
50歳代	女	少し関心がある	部落差別について、現在、学校の授業で触れることがないので、子ども達は被差別部落という言葉聞いたことがないと言っていました。私は、小学校から高校まで学校で教えられて知っていたし、就職してからは直接、部落の方からちょっとした被害を受けたことがあります。その時、一部の部落民の方は、その行為を恥じて、心から謝罪してくれました。部落について、ほぼ知識のない子ども達に親として望むことは、誰に対しても思いやりの心を持って接して欲しいということだけです。いろんな差別に対して、思いやりの心で相手と接することができる人間になれるような心の教育を、小さい頃から教育の場でもっと積極的にして頂けたらいいなと思います。

50歳代	女	関心がある	人権問題は、脅かされて初めて出てくる問題だと思います。みんなが幸せに生きていける社会であればいいな、と思っております。
50歳代	女	少し関心がある	回答種類が限定的でなかなか答えずらかった。外国人問題にしても、日本のルールを守って日本文化を尊重出来る人は大歓迎だが、そうではない人が増えているが、それは外国人だからではなく日本人でも一緒。外国人に対しては日本の文化(言語、習慣、など)を尊重してルール、法律を守れない人は自国に帰って自国の文化の中で暮らせば良いと思う。子供の人権に関して、SNSで平気で子供の写真を場所も特定出来る状態でアップしている人がいるけど、あまりにも危機感が無さ過ぎる思う。今はAIで元の画像をどんな風にも出来ます。
50歳代	男	少し関心がある	取り組むべき問題もあるかもしれませんが、必要以上に問題にするから問題として意識する場合もあるかと思えます。
60歳代	女	少し関心がある	人権問題は皆が生活していく上で大切なことであるが、理解が難しく偏った考えになりつつあると感じる。また、言葉として選ばないといけない(気をつける)事でコミュニティがだんだんと難しくなっていると感じる。ストレスもある。個性としての捉え方もあるが、相手により受け容れが難しいと感じている。相手に対する優しさが希薄になっていると感じています。
60歳代	女	関心がある	他県より嫁いで来たので、離島での私たち「よそ者」に対する差別がひどいことに驚きました。また、都市部で育ったので、差別やいじめは経験しましたが、部落差別については無知でした。義両親、小姑連中が、私の交友関係にまで口を出し「あんな奴と付き合うな」とか「なんであいつが来るんや?」と文句を言われることにはかなりの反感を持ちました。住んでいると、同和教育に触れる機会も増えましたが、徹底的にしているのを見ると「逆効果では?」と思う事もありました。「寝た子を起こす」とはこのことでしょうか?最近では低迷しているとも感じます。島ゆえの生きにくさを何十年経っても感じており、年々、ストレスが増えています。
60歳代	女	少し関心がある	お疲れ様です。この様なアンケート集計をとられても、人権問題については解決しないと思います。プライバシーの侵害にもなると思いますが…。行政ではどのようにお考えでしょうか?
60歳代	女	関心がある	(1)社会的に問題になっている差別をしっかりと学んで(学校で)、間違っている事を言う方には教えて訂正できる人に子供を育てる。(2)個人の差別、傷ついたり傷つけたりする事はなかなか本人は気付くことは難しく、なくなる事はないけど、傷つきながら学んだり、傷つけたと反省したりする事は家庭で学ぶ事が出来る事だと思うので、子供に話をしてもらえ家庭でありたい!
60歳代	女	あまり関心がない	自分の体験としたら、部落問題の加害者になったこともあります。また、職場でのいじめの傍観者、パワハラ被害者となったこともあります。これは無知というのがありますが、人間の弱さからくるもので、ゼロになることはないと思います。8月6日の平和式典の折の子供の平和宣言がすばらしかった。理想ではありますが、あれがすべてだと思います。
60歳代	女	あまり関心がない	自分の権利主張が過ぎると他者の権利を侵害することがあるのでは。自由競争の人間社会において、差別は必ず起こるのでは。そもそも権利の概念、規定がよく分からない。人それぞれの解釈があるのでは。
60歳代	男	あまり関心がない	外国人=悪い人。何かあると近所に外国人がいる場合、疑いを持つ人が多いと感じる。私は仕事の都合で海外数カ所生活しましたが、日本ほど人種・他国の人を意識することはありませんでした。人種による偏見はやめましょう。また、島という地域柄、地区の付き合い等、けっこう面倒くさいことが多いと感じます。若い人が住みたがらない理由の一つだと思います。また、紙の配布物が多く、全て町ホームページから見る事ができるし、外国人には読めません。一人暮らしで出張があると回覧板が回せません。外国人と話す、やはり同じような意見が多いです。外国人もしっかり地域貢献してくれています。彼らの意見を聞く場を設けてください。

60歳代	男	あまり関心がない	これは他の方には言えないことです。
60歳代	男	関心がある	啓発する側の人権感覚が重要。しっかり勉強しましょう。被差別の声を聴きましょう。社会が弱者の味方になりましょう。
60歳代	男	関心がある	町や地域が中心となって人権の講演会などの機会を増やしたほうが良い。また、外国人も増えてきているので、外国人の方の話を直接聞かせてもらえる機会がもってあっても良いのではないかと。町はもっと人権啓発活動を推進して欲しい。
70歳代	女	少し関心がある	高校卒業後、遠方に居住し、Uターンで戻ってきた。60年くらい前、中学生くらいの時、仲良しの友人のことを親戚の人からあまり仲良くないように言われた。同時期にクラスメイトから、あの人たちは私達と違うの、と教えられたが、私の友人のことをそんなふうにするなんて、と腹が立った。部落のことは当時知らなかったが、私自身正義感が強く、負けたくなかった。高校で他地区の友人もできたが、居住地区には興味を持たなかった。今でも70年近く友情を育んできた。私の親しい人の中には、差別意識を持っている人はいないと思う。
70歳代	女	少し関心がある	高校生の時、授業の一環として「橋のない川」を観ました。とても考えさせられた事を今でもよく覚えています。少しでもそういった差別や、また戦いのない世界になってほしいと思います。
70歳代	女	少し関心がある	親の考えが子どもに影響すると思う。子どもは自由に自然に育ててほしいと思う。教育、行政、親の関わりが大切だと思う。
70歳代	男	関心がある	優しさを育てる事が大切。社会全体が相手を思いやり、相手の立場で考える。怒らない、競争しない。勝ち負けを前に出さない。社会全体、会社、学校、家庭であっても優しさの意味を考える。第一に考える時になって初めて差別のない世界ができる。100年後には実現できるであろうか。金中心の社会、儲けばかり。勝ち負けの学校教育。どこで優しさが育つんだろう。いつまでも賢くならない人間たち…。でも私はあきらめてはいない。いつの日か優しさのあふれる社会ができることを。
80歳以上	男	関心がある	(1)本アンケートの質問で「人権」の定義が漠然と捉えられており、基本的人権の何について聞こうとしているのか分からない部分があった。(2)差別についても「差別とは何か」の点がふれている。「部落差別」と「一般差別」とは社会的な意義は違うことを知るべきと思う。
80歳以上	男	関心がある	自分との対話、家族との対話を通していかにあるべきか考える。

大崎上島町

人権問題に関する住民意識調査

町民のみなさまには、日頃から町政推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

大崎上島町では、人権尊重の意識を高めるための人権啓発をはじめ、人権に関するさまざまな施策に取り組んでいます。

このたび、より効果的に人権に関する取組を進めていくための基礎資料とするため、町民のみなさまの人権に関する意識などについて、アンケート調査を行うこととしました。

この調査は、大崎上島町にお住まいの18歳以上の方の中から、無作為に抽出した800の方にお願ひし、幅広く貴重なご意見をいただき、人権に関する取組に活かしていきたいと思ひます。

なお、調査にあたっては、無記名で行ひ、調査結果はすべて統計的に処理しますので、個人の回答内容がわかるなど、ご迷惑をおかけすることは決してありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、率直なご意見をご回答くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

2025年8月

大崎上島町長 谷川 正芳

【回答にあたってのお願い】

- ① 回答は、原則として封筒のあて名の方、ご本人がご記入ください。ただし、障がいや病氣あるいは高齢などの理由により、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方がご本人にかわってご記入ください。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、8月22日（金）までに郵便ポストへご投函ください。（切手は不要です。）

- ② この調査は、郵送で回答する代わりに、パソコンやスマートフォンなど、インターネットを使って回答することもできます。その場合は、右側にある二次元コードを読み取り、8月22日（金）までにご回答ください。



このアンケートについてご不明な点、ご質問などがございましたら、右記へお問い合わせください。

大崎上島町住民課住民人権対策係
〒725-0231
大崎上島町東野6625番地1
電話 0846-65-3113

住民意識調査 質問項目

あてはまる番号に○をご記入ください。

I 人権問題について、ご意見などをお聞きします。

【質問1】あなたは、近年の日本において人権問題の状況はどうなっていると思いますか。

- | | |
|------------------------|------------|
| 1 人権問題は大きく（深刻に）なっている | 2 あまり変わらない |
| 3 人権問題は小さく（深刻でなく）なっている | 4 わからない |

【質問2】あなたは、人権問題に関心がありますか。

- | | | | |
|---------|-----------|------------|---------|
| 1 関心がある | 2 少し関心がある | 3 あまり関心がない | 4 関心がない |
|---------|-----------|------------|---------|

【質問3】あなたは、次の人権に関する宣言や法律、条例などがあることを知っていますか。

(1) から (17) のすべてについてお答えください。

	内容を 知っている	名称は 知っている	知らない
(1) 世界人権宣言	1	2	3
(2) 人種差別撤廃条約	1	2	3
(3) 人権教育・啓発推進法	1	2	3
(4) 子どもの権利条約	1	2	3
(5) 男女雇用機会均等法	1	2	3
(6) 配偶者暴力防止法（DV法）	1	2	3
(7) ストーカー規制法	1	2	3
(8) 児童虐待防止法	1	2	3
(9) 高齢社会対策基本法	1	2	3
(10) 障害者差別解消推進法	1	2	3
(11) ヘイトスピーチ規制法	1	2	3
(12) 犯罪被害者保護法	1	2	3
(13) アイヌ文化振興法	1	2	3
(14) 同和対策審議会答申	1	2	3
(15) 部落差別解消推進法	1	2	3
(16) 大崎上島町個人情報保護法施行条例	1	2	3
(17) 大崎上島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度	1	2	3

【質問4】あなたは、現在の日本社会にどのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでもお答えください。

選択項目	説明
1 女性に関する人権問題	「男は仕事、女は家庭」などの性別役割意識、女性管理職の少なさや男女間の賃金格差、配偶者や恋人からの暴力、ストーカー行為など
2 子どもに関する人権問題	児童虐待、いじめ、体罰、子どもの買春（子どもの性被害）など
3 障がい者に関する人権問題	段差や車いす対応トイレの不足などの施設の未整備、就業や職場での不利な扱い、無理解から生じる偏見や差別など
4 高齢者に関する人権問題	年齢を理由にした就職差別や住宅の賃貸拒否、虐待や地域からの孤立、高齢者狙いの悪質商法など
5 アイヌの人々に関する人権問題	アイヌの人々に対する誤った認識から生じる差別や偏見、就職差別や結婚差別など
6 在日外国人・新来（新しく来た）外国人に関する人権問題	文化などの違いの無理解による差別や偏見、住宅や就労での差別、ヘイトスピーチ（特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動）など
7 インターネットに関する人権問題	インターネットや SNS での個人情報への無断公開や誹謗中傷、差別を助長する書き込み、ネットいじめなど
8 セクハラやパワハラなどのハラスメントに関する人権問題	公共の場や職場、家庭などさまざまな場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるなどの発言や行為など
9 エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病回復者に関する人権問題	病気に対する知識や理解の不足による日常生活や職場などでの差別など
10 犯罪被害者やその家族に関する人権問題	身体的被害や財産的被害への無理解、メディアの過剰取材、周囲の人々のうわさや中傷・偏見など
11 刑を終えて出所した人に関する人権問題	住居の確保や就職の困難、悪意のあるうわさの流布、家族に対する偏見や差別など
12 性的マイノリティ（少数者）に関する人権問題	性自認（自分自身の性別についての認識）や性的指向（自分の恋愛・性愛の対象となる性別についての指向）を理由とする偏見や差別など
13 その他（ <input type="text"/> ）	

【質問4-1】あなたは、【質問4】の人権問題のどれに関心がありますか。【質問4】の選択肢の中から3つまで番号でお答えください。

--	--	--

【質問5】あなたは、この1年間にご家族との間で人権問題について話題にしましたか。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 よく話題にした | 2 ときどき話題にした |
| 3 ほとんど話題にしなかった | 4 まったく話題にしなかった |
| 5 一人ぐらして話題にできなかった | |

【質問5】で「1 よく話題にした」「2 ときどき話題にした」と答えた方にお聞きします。

【質問5-1】話題にしたのはどのような問題でしたか。【質問4】であげた人権問題の中から3つまで番号でお答えください。

--	--	--

【質問6】現代は、さまざまな特徴や背景をもつ人々が、たがいの違いを認め合って、自分らしく生きることのできる共生社会または多様性社会をめざす時代といわれます。あなたはこのような考えについて、どう思いますか。次の中から一つだけお答えください。

- | |
|--|
| 1 たがいの違いを認め合う共生社会または多様性社会をめざすべきである |
| 2 たがいの違いを認め合うことは容易なことではないが、それでも共生社会または多様性社会をめざすべきである |
| 3 たがいの違いを認め合えることと認め合えないことがあるので、共生社会または多様性社会の実現はむずかしい |
| 4 たがいの違いを認め合うことはできないし、共生社会または多様性社会をめざすこともできない |
| 5 わからない |

【質問7】現代社会は、一人ひとりの人権の尊さが強調される社会です。人権について、あなたはどのように思いますか。次の中から一つだけお答えください。

- | |
|------------------------------|
| 1 人権は、すべての人が無条件に保障されるべきである |
| 2 社会には人権の保障が制約されても仕方ない人がいる |
| 3 人権を強調することで特定の人々の権利を優遇しかねない |
| 4 人権を強調することで社会に対する甘えの態度が強くなる |
| 5 わからない |

【質問8】国際化社会といわれる今日、人権問題は重要な柱となっています。あなたは人権問題についてどのように思いますか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 人権問題への取り組みは、制度として必要である
- 2 人権問題への取り組みは、人を思いやることだから必要である
- 3 人権問題への取り組みは、問題による
- 4 人権問題への取り組みは、わがままな考えだから嫌いだ
- 5 わからない

【質問9】結婚は二人の合意により成立することになっていますが、現実にはいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。あなたはどのようにお考えですか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 当人同士の合意があればよい。まわりの意見に左右されるべきではない
- 2 家族やまわりの人の意見も無視できないが、当人同士の合意がより尊重されるべきである
- 3 当人同士の合意も無視できないが、家族やまわりの人の意見がより尊重されるべきである
- 4 当人同士の合意より、家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである
- 5 わからない

【質問9-1】あなたやご家族が結婚相手を考えるときに、どのようなことが気になりますか。とくに気になることを3つまでお答えください。

- 1 出身地
- 2 学歴
- 3 職業
- 4 経済力
- 5 家柄
- 6 離婚歴
- 7 宗教
- 8 国籍や民族
- 9 その他 (_____)
- 10 気になることはない

【質問10】職場や地域、友人関係において人権侵害や差別に関わる言動が出たとき、あなたならどうしますか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 自分で差別のまちがいを説明する
- 2 説明する自信がないので、そのままにしておく
- 3 自分には関係のないことだから、そのままにしておく
- 4 相手の意見にあわせてしまう
- 5 その他 (_____)

【質問11】あなたは、人権問題の解決のためにどうすればいいと思いますか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 日常生活の中で何かできることを考え、できるところから行動する
- 2 自分も何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない
- 3 自分ではどうしようもない問題なので、だれかしかるべき人に解決してほしい
- 4 自分とは直接関係のないことだと思う
- 5 その他（ _____ ）
- 6 わからない

【質問12】あなたは、一人ひとりの人権が尊重される町にするために、どのような取り組みが必要だと思いますか。重要と思うものを3つまでお答えください。

- 1 学校で子どもたちの人権尊重の意識を育む
- 2 人権啓発を推進する団体を育成する
- 3 自治会（町内会）を中心に人権啓発を推進する
- 4 地域の行事を活性化して、人の交流を深める
- 5 地域の施設（公民館など）の活動を充実する
- 6 講演会など、行政の人権啓発の施策を充実する
- 7 だれもが気軽に相談できる行政の相談窓口を充実する
- 8 その他（ _____ ）
- 9 わからない

【質問 13】 あなたは今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 ある | 2 ない | 3 わからない |
|------|------|---------|

【質問 13】 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

【質問 13-1】 どのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。その内容について、次の中からいくつでもお答えください。

- | | |
|--|-----------------------------|
| 1 うわさ、悪口、かげ口 | 2 仲間はずれ、嫌がらせ |
| 3 名誉・信用の毀損、侮辱 | 4 職場での不当な待遇 |
| 5 地域での嫌がらせ | 6 学校でのいじめ |
| 7 プライバシーの侵害 | |
| 8 家族や恋人など身近な人による暴力
(ドメスティック・バイオレンス) | 9 セクシュアル・ハラスメント
(性的嫌がらせ) |
| 10 ストーカー行為(つきまとい行為) | 11 身体的・精神的な虐待 |
| 12 悪臭・騒音などの公害 | |
| 13 その他(_____) | |

【質問 13】 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

【質問 13-2】 その時、あなたはどのような対応をしましたか。次の中からいくつでもお答えください。

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 友だちや同僚に相談した | 2 家族や親戚に相談した |
| 3 職場の上司に相談した | 4 弁護士に相談した |
| 5 法務局または人権擁護委員に相談した | 6 町役場に相談した |
| 7 警察に相談した | 8 民間団体に相談した |
| 9 自分で解決した | 10 何もしないで我慢した |
| 11 その他(_____) | |

【質問 14】 あなたは、他人の人権を侵害したり、差別したりしたことがあると思いますか。

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| 1 あると思う | 2 多少はあると思う | 3 ほぼないと思う |
| 4 ないと思う | 5 わからない | |

【質問 15】 近年、大崎上島町で住む外国人が増えています。あなたはそのことについてどう思いますか。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 好ましい | 2 どちらかといえば好ましい |
| 3 どちらかといえば好ましくない | 4 好ましくない |
| 5 わからない | |

【質問 15-1】 あなたのお住まいの地域に外国人が増えるとして、あなたは外国人をどのように迎えますか。次の中から一つだけお答えください。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 外国人と親しい友人になりたい | 2 外国人を隣人として迎えたい |
| 3 外国人を町民の一人として迎えたい | 4 外国人と付き合うつもりはない |
| 5 外国人は自分の地域にいてほしくない | 6 外国人は大崎上島町にいてほしくない |
| 7 わからない | |

【質問 16】 あなたはこの一年、人権に関する講演会・研修会・学習会などに参加したことはありますか。

- | | | |
|-------------|-------------|---------|
| 1 参加したことがある | 2 参加したことがない | 3 わからない |
|-------------|-------------|---------|

【質問 16】 で「1 参加したことがある」と答えた方にお聞きします。

【質問 16-1】 参加したのはどのような講演会・研修会・学習会でしたか。次の中からいくつでもお答えください。

- | |
|----------------------------|
| 1 町が主催する講演会・研修会・学習会 |
| 2 学校での講演会・研修会・学習会 |
| 3 職場での講演会・研修会・学習会 |
| 4 人権関係団体などが主催する講演会・研修会・学習会 |
| 5 その他 (_____) |

【質問 16】 で「1 参加したことがある」と答えた方にお聞きします。

【質問 16-2】 それはあなたの人権問題の学習に役立ったと思いますか。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 役立ったと思う | 2 どちらかといえば役立ったと思う |
| 3 どちらかといえば役立たなかったと思う | 4 役立たなかったと思う |
| 5 わからない | |

【質問 16】で「2 参加したことがない」と答えた方にお聞きします。

【質問 16-3】参加したことがないのはどうしてですか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 講演会・研修会・学習会があることを知らなかった
- 2 参加したかったが都合がつかなかった
- 3 人権と聞くとおぼろげそうだったから
- 4 人権問題に関心がないから
- 5 その他（ _____ ）
- 6 とくに理由はない

【質問 17】毎月発行の町広報に人権啓発記事「人権の視点」を毎掲載していますが、あなたは読んでいますか。

- 1 いつも読んでいる
- 2 読んだり、読まなかったりする
- 3 まったく読んでいない
- 4 その他（ _____ ）

【質問 18】大崎上島町には、人権に関わる各種の委員がいます。次の委員がいることを、あなたは知っていますか。知っている委員をすべてお答えください。

- | | |
|--------------------|----------|
| 1 民生委員・児童委員 | 2 行政相談員 |
| 3 人権擁護委員 | 4 保護司 |
| 5 母子・父子自立相談員兼家庭相談員 | 6 社会教育委員 |
| 7 教育委員 | |

Ⅱ 部落差別の問題について、ご意見などをお聞きします。

【質問 19】あなたが部落差別の問題（同和問題）についてはじめて知ったのはいつ頃ですか。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 子どもの頃（18歳未満） | 2 おとな（18歳以後）になってから |
| 3 いつ頃知ったのか、覚えていない | 4 知らなかった |

【質問 19】で「1」、「2」、「3」のいずれかと答えた方にお聞きします。

【質問 19-1】部落差別の問題について、はじめて知ったきっかけは次のうちどれですか。次の中から一つだけお答えください。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 家族や親戚の人から聞いた | 2 職場の人から聞いた |
| 3 近所の人から聞いた | 4 本を読んで知った |
| 5 新聞などマスコミで知った | 6 学校の友だちから聞いた |
| 7 学校の授業で教えてもらった | |
| 8 その他（ _____ ） | |
| 9 はっきり覚えていない | |

【質問 19】で「1」、「2」、「3」のいずれかと答えた方にお聞きします。

【質問 19-2】そのとき、被差別地区（同和地区）やその住民についてどのようなイメージを持ちましたか。

- | |
|----------------------------|
| 1 マイナスイメージを持った |
| 2 プラスイメージを持った |
| 3 マイナスイメージとプラスイメージを合わせて持った |
| 4 なんのイメージも持たなかった |
| 5 はっきり覚えていない |

【質問 20】あなたは、学校で部落差別の問題について、授業（同和教育）を受けたことがありますか。

- | | | | |
|------|------|----------|-------------|
| 1 ある | 2 ない | 3 覚えていない | 4 学校へ行かなかった |
|------|------|----------|-------------|

【質問 21】 あなたは、大崎上島町に被差別地区があるかどうか知っていますか。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

【質問 21】 で「1 知っている」と答えた方にお聞きします。

【質問 21-1】 町内の被差別地区をはじめて知ったきっかけは何でしたか。次の中から一つだけお答えください。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 家族や親戚の人から聞いた | 2 職場の人から聞いた |
| 3 近所の人から聞いた | 4 友だちから聞いた |
| 5 学校の先生から聞いた | 6 インターネットで知った |
| 7 テレビ・ラジオ・新聞などで知った | 8 集会や研修会で知った |
| 9 その他 (_____) | |
| 10 はっきり覚えていない | |

【質問 22】 部落差別は今もあると思いますか。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 あると思う | 2 ないと思う | 3 わからない |
|---------|---------|---------|

【質問 22】 で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

【質問 22-1】 部落差別があるのはどのような場面ですか。次の中からいくつでもお答えください。

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 1 結婚するとき | 2 身元調査をされるとき |
| 3 就職するとき | 4 居住地を聞かれるとき |
| 5 土地や家屋が売買される時 | 6 つきあいを外される時 |
| 7 インターネットでの書き込み | 8 差別的な落書きや張り紙 |
| 9 エセ同和行為 (同和問題を口実にして不当な利益を求める行為) | |
| 10 その他 (_____) | |

〔質問 22〕で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

〔質問 22-2〕部落差別があるのは、何に原因があると思いますか。次の中からいくつでもお答えください。

- 1 被差別地区の生活実態が低い水準にあるから
- 2 被差別地区に対する偏見が強く、町民の人権意識が低いから
- 3 被差別地区住民の努力が足りないから
- 4 部落問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから
- 5 差別を禁止する法律がないから
- 6 差別意識をなくすための教育・啓発が不十分であるから
- 7 国や県、町の取り組みがまだ弱いから
- 8 被差別地区だけに特別な対策を行ってきたから
- 9 世間では部落問題に関する話題を避ける傾向にあるから
- 10 その他（ _____ ）
- 11 わからない

〔質問 23〕部落差別は、そっとしておけば自然になくなるという考えがあります。あなたは どう思いますか。

- 1 自然になくなる
- 2 自然にはなくなるらない
- 3 わからない

〔質問 24〕部落差別を解消するために、あなたはどのようなことが大切だと思いますか。次の中からいくつでもお答えください。

- 1 町民が部落問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力する
- 2 行政が問題解決のため積極的に努力する
- 3 被差別地区の人が固まって生活しないで、分散して住む
- 4 自然に解決するのを待つ
- 5 被差別地区の人が部落問題の解決をめざして努力する
- 6 学校で部落差別解消の教育にしっかり取り組む
- 7 その他（ _____ ）
- 8 わからない

【質問 25】 学校教育・社会教育での部落差別を解消する教育について、あなたはどのように思いますか。

- 1 部落差別の解消に効果がある
- 2 部落差別の解消にどちらかといえば効果がある
- 3 部落差別の解消にどちらかといえば効果がない
- 4 部落差別の解消に効果がない
- 5 わからない

【質問 26】 あなたご自身と部落問題との関わりについて、どのようにお考えですか。次の中から一つだけお答えください。

- 1 部落問題は、被差別地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であり、この問題の解決に努力していく
- 2 部落問題は、日本の社会問題であるから、国民の一人として解決に努力していく
- 3 部落問題は、日本の社会問題であり、だれかしかるべき人が解決してくれると思う
- 4 部落問題は、被差別地区の人たちの問題だから、自分とは関係のない問題であると思う
- 5 わからない

【質問 27】 あなたの家族が、被差別地区の人との結婚を考えているとしたら、あなたはどうしますか。

- 1 結婚に賛成する
- 2 本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる
- 3 結婚に反対する
- 4 その他（ _____ ）
- 5 わからない

【質問 27】 で「1 結婚に賛成する」と答えた人にお聞きします。

【質問 27-1】 あなたの親戚が、あなたの家族と被差別地区出身の人との結婚に反対したとします。そのとき、あなたはどうしますか。

- 1 親戚を賛成するように説得する
- 2 親戚の反対を無視する
- 3 親戚の反対に従う
- 4 なにもしない
- 5 わからない

【質問 28】 家族のだれかが結婚するとき、相手や相手の家族のことを調べる身元調査が行われることがあります。あなたは身元調査についてどう思いますか。

- 1 結婚は家族にとって大切な出来事だから、身元調査は必要だ
- 2 どちらかといえば身元調査は必要だ
- 3 結婚は当事者の合意に基づいて行うものだから、身元調査は必要ない
- 4 どちらかといえば身元調査は必要ない
- 5 わからない

Ⅲ あなたご自身のことについてお聞きします。

【質問 29】 あなたの性別をお答えください。

- 1 男
- 2 女
- 3 その他
- 4 答えたくない

【質問 30】 あなたの年齢をお答えください。

- 1 20歳未満
- 2 20歳代
- 3 30歳代
- 4 40歳代
- 5 50歳代
- 6 60歳代
- 7 70歳代
- 8 80歳以上

【質問 31】 あなたの職業（おもな仕事）をお答えください。

- 1 正規の職員、従業員
（役員などを含む）
- 2 非正規の職員、従業員
（パート、アルバイト、契約、嘱託、派遣など）
- 3 自営業（農林水産）
- 4 自営業（製造、販売）、自由業
- 5 専業の主婦・主夫
- 6 学生
- 7 その他（ _____ ）
- 8 無職

【質問 32】 あなたの出生地と居住地をお答えください。

- 1 大崎上島町で生まれ、ずっと暮らしている
- 2 大崎上島町で生まれたが、他地域で住んだことがある
- 3 大崎上島町の外から転入してきた

【質問 33】 あなたはどこにお住まいですか。

- 1 大崎地区
- 2 東野地区
- 3 木江地区

大崎上島町人権問題に関する住民意識調査報告書

■発行 令和8年3月

■発行者 広島県豊田郡大崎上島町

■問合せ先 大崎上島町住民課

〒725-0231

広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1

電話番号 0846-65-3113